

平成27年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成27年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号 (9月1日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	8
○報告第10号～認定第2号の一括上程、説明	11
○散会の宣告	19

第2号 (9月3日)

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	21
○出席議員	21
○欠席議員	21
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	21
○議会事務局職員	22
○開議の宣告	23
○諸般の報告	23
○一般質問	23

5番 綿引孝光君

那珂市道の整備について	24
犯罪被害者への支援の取組みについて	26
小中学校の通学区について	28

19番 石川利秋君	
農業集落排水施設について……………	30
法定外公共物について……………	32
8番 中庭正一君	
地域活性化及び防災について……………	36
有害鳥獣類対策について……………	47
工業専用地域について……………	49
7番 古川洋一君	
選挙権年齢の引下げについて……………	52
協働のまちづくりについて……………	56
10番 勝村晃夫君	
曲がり屋の利用について……………	62
耕作放棄地の管理について……………	65
自主防災組織について……………	68
16番 福田耕四郎君	
地域創生プレミアム商品券について……………	72
那珂IC周辺について……………	76
那珂市の基幹産業について……………	80
○散会の宣告……………	84

第 3 号 (9月4日)

○議事日程……………	85
○本日の会議に付した事件……………	85
○出席議員……………	85
○欠席議員……………	85
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	85
○議会事務局職員……………	86
○開議の宣告……………	87
○諸般の報告……………	87
○一般質問……………	87
17番 須藤博君	
道路行政について……………	88
9番 萩谷俊行君	
茨城国体に向けての取組みについて……………	99
祝日の国旗の掲揚について……………	108

3番 小宅清史君	
那珂市教育委員会教育方針について……………	1 1 5
菅谷まちづくりについて……………	1 2 2
15番 遠藤実君	
学校給食への異物混入について……………	1 3 4
福ヶ平霊園について……………	1 4 0
いじめ対策について……………	1 4 3
20番 木村静枝君	
自治体職員の採用について……………	1 5 3
子育てについて……………	1 5 8
○散会の宣告……………	1 6 2

第 4 号 (9月7日)

○議事日程……………	1 6 3
○本日の会議に付した事件……………	1 6 3
○出席議員……………	1 6 3
○欠席議員……………	1 6 4
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 6 4
○議会事務局職員……………	1 6 4
○開議の宣告……………	1 6 5
○諸般の報告……………	1 6 5
○一般質問……………	1 6 5

6番 木野広宣君	
防災対策について……………	1 6 5

13番 君嶋寿男君	
瓜連駅北側市有地等の活用について……………	1 7 3
旧余暇活用施設しどりの湯保養センターについて……………	1 7 7
那珂市特産品について……………	1 8 0

2番 寺門厚君	
那珂市の基幹産業農業の振興について……………	1 8 4
ふるさと住民票について……………	1 9 6

○議案等の質疑……………	1 9 8
○議案等の委員会付託……………	1 9 8
○請願陳情の委員会付託……………	1 9 9
○散会の宣告……………	1 9 9

第 5 号 (9月18日)

○議事日程	201
○本日の会議に付した事件	201
○出席議員	202
○欠席議員	202
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	202
○議会事務局職員	202
○開議の宣告	203
○諸般の報告	203
○議案第54号～陳情第7号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	203
○報告第14号の上程、説明、質疑	213
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	213
○同意第2号の上程、説明、採決	215
○議員派遣について	217
○委員会の閉会中の継続調査申出について	218
○請願第5号の閉会中の継続審査申出について	218
○陳情第7号の閉会中の継続審査申出について	218
○閉会の宣告	219
○署名議員	221

那珂市告示第107号

平成27年第3回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成27年8月25日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成27年9月1日(火)

2. 場 所 那珂市議会議場

平成27年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	9月1日	火	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	9月2日	水		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	9月3日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会
			午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	9月4日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問
第5日	9月5日	土		休会	
第6日	9月6日	日		休会	
第7日	9月7日	月	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第8日	9月8日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	9月9日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	9月10日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	9月11日	金		休会	(議事整理)
第12日	9月12日	土		休会	
第13日	9月13日	日		休会	
第14日	9月14日	月		休会	(議事整理)
第15日	9月15日	火		休会	(議事整理)
第16日	9月16日	水		休会	(議事整理)
第17日	9月17日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	9 月 1 8 日	金	午 前 1 0 時	本 会 議	1. 委 員 長 報 告 及 び 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

不応招議員（なし）

平成27年第3回定例会

那珂市議会会議録

第1号（9月1日）

平成27年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年9月1日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 請願第 2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願
- 日程第 4 報告第10号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第11号 平成26年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
- 報告第12号 平成26年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
- 報告第13号 平成26年度那珂市一般会計継続費精算報告書について
- 議案第54号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第57号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第58号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第59号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第60号 平成27年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第61号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 認定第 1号 平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成26年度那珂市水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番 筒井 かよ子 君

2番 寺門 厚 君

3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	監査委員	萩谷眞康君
企画部長	関根芳則君	総務部長	宮本俊美君
市民生活部長	車田豊君	保健福祉部長	大部公男君
産業部長	佐々木恒行君	建設部長	富田慶治君
上下水道部長	石川裕君	教育部長	会沢直君
消防長	増子正行君	会計管理者	野上隆男君
行財政改革 推進室長補佐 (室長代理)	平野敦史君	危機管理監	引田克治君
農業委員会 事務局長	樫村武君	総務部次長	川崎薫君

議会事務局職員

事務局長	深谷忍君	次長補佐	横山明子君
書記	小田部信人君	書記	萩谷将司君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成27年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、行財政改革推進室長補佐、危機管理監、農業委員会事務局長、総務部次長の出席を求めています。

なお、各種会計決算の認定がありますので、萩谷眞康監査委員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局長、次長補佐、書記が出席をしております。

閉会中の議長職務報告を別紙のとおりお手元に配付しております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成27年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（助川則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、綿引孝光議員、6番、木野広宣議員、7番、古川洋一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（助川則夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月18日までの18日間にしたいと思

います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月18日までの18日間に決定をいたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、遠藤 実委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第3、請願第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員会、武藤博光委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（武藤博光君） 那珂市議会議長、助川則夫様。

教育厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会の調査事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告させていただきます。

記。

1、会議事件。付託案件、請願第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願。

2、結果。不採択とすべきものでございます。

3、理由。請願第2号は、年金積立金の運用に関して、被保険者の利益のために安全かつ確実な運用を行うこと、運用方法を株式等のリスク性資産の割合をふやす方向で見直すことについて、責任の所在を明確にすること、運用協議の場に保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し意思が反映できる体制を構築することの3点について、意見書の提出を求めるものでございます。

年金積立金の安全かつ確実な運用、及び運用に関しての責任の所在を明確にすることについては異論のないところであるが、運用の協議の場に労使の参画を求める部分については、労働者の代表である労働組合が既に協議のメンバーに入っており、意見が反映されていることから、新たに労働者の参画を求める必要はないとの意見が出されました。

また、本請願は、意見書の採択を求めるものであることから、意見書の内容について、一部でも疑義が生じる場合は、採択すべきではないとの意見がありました。

採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定により、委員長の決するところに

より、不採択とすることに決定いたしました。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 質問をいたします。

この年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるGPIFに関して基本ポートフォリオを大きく変更したと、いわゆる各資産を組み合わせた資産構成割合、これが変更されたわけですね。どういうふうに変更されたかといいますと、株式、いわゆる投機的な内容が今までは24%だったものが50%に引き上がったという意味合いで、私たちの大事な年金積立金の運用がかなり投機的な意味合いが強まったと、これに危惧を抱いての請願だったわけですが、前回の本会議におきまして、私も何点か質問させていただきましたが、その時点の委員長の答弁では、まだ専門的知識を持っている方がほとんどいなかったのという説明でしたので、再度質問したいと思います。

まず、3点質問します。

まず、1点は、この運用に関しては、そもそも専ら被保険者の利益のために行うということが前提でございますが、今回は、経済成長のための運用の見直しというふうになっている点、これに関してはどのような議論があったかということでございます。

2点目、今までは安定資産とされてきたこの国内債券の比率が大幅に下がって、投機的な株式の部分が倍以上にふえ、リスク性資産割合が高まったことに対して、どのような議論がなされたかということが2点目でございます。

3点目は、この保険料の拠出者である国民に対する十分な説明を欠いたままの変更であるということでございますが、これに関してどのような議論が行われたか、この3点を質問いたします。

○議長（助川則夫君） 武藤委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（武藤博光君） 委員会のほうでの中身についての答弁をさせていただきます。

経済成長の見直しというところなんですけれども、委員の方々のお話の中で、確かに日本経済は上向きには成長をしているという話が出ましたのは事実でございます。その中で、国内債権がふえて、リスクがふえるとのことなんですけれども、多くの委員の方々からは、やはりこの投機的な面での年金の運用は非常に不安だというお話が出ておりましたので、投機というものに関しましては、もう少し慎重にすべきではなかろうかなというふうに意見が出されております。

あと、3番目の国民が拠出者であるということの内容のお話なんですけれども、年金積立管理運用独立行政法人でございますけれども、それにつきましての年金の拠出につきまして

は、保護すべきではあろうというお話は出ております。

今回、不採択となったということなんですけれども、大筋で趣旨としては理解できるということだったわけなんですけれども、やはり3番目の労働者が新たにGPIFに参画するということについて、多くの方がこれはどうなのかなというふうな意見がありましたので、そのような理由がありまして、不採択となった次第でございます。

○議長（助川則夫君） 外にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） なければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

15番、遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） この委員長報告に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

この案件にありますとおり、年金積立金は専ら被保険者の利益のために安全かつ確実な運用をしなければいけないのは当然でございます。それで、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等リスク性資産割合を高める方向での急激な変更でございますから、これは国民の年金制度に対する信用、信頼を失う可能性がありまして、また、投機ですから、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にする必要がございます。

そして、この委員長報告にありますのが、労働者の代表である労働組合は確かにこのメンバーに入ってはいますけれども、労働組合の組織に参加している組織率の低下を今しております。また、正規、非正規という部分でいうと非正規の労働者の方もかなり今ふえている。ですから、労働者の代表の労働組合が入っているだけで、果たして働いている方全体の意見が反映されるような現状になっているかというのを、今甚だ疑問な現状でもございます。各種各層、多様な人の意見を反映させる運用にしていくべきというふうに考えます。

この報告を見ますと、採決の結果、可否同数ということでございますので、かなり慎重なしっかりした議論はしていただいたかとは思いますが、これは我々の大切な年金、安定的に運用するのが当たり前というふうに思いますので、この請願は当然意見書を出して通すべきと考えますから、この委員長報告には反対をいたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 外にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件は、起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。

本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。念のため申し上げます。これから行いますこの請願第2号の採決は、委員長報告に対するものではなく、請願第2号を採択にするのか、不採択にするのかを問うものでございます。

お諮りいたします。この請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 賛成少数であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

◎報告第10号～認定第2号の一括上程、説明

○議長（助川則夫君） 日程第4、報告第10号から認定第2号まで、以上14件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成27年第3回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。本定例会に提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ、議員の皆様には市政の進展と行政運営の円滑な推進のために格別なるご高配を賜っており、心から感謝を申し上げます。

さて、本年は戦後70年の節目の年を迎えており、先月8月22日に那珂市平和祈念事業、「『戦争の体験を語り伝えよう』戦争体験者のお話」と題しました講演会を開催しましたところ、250人を超える方々にご参加をいただきました。

助川議長をはじめ、多くの議員各位にもご出席を賜り、この場をおかりしまして御礼を申し上げます。

講演会におきましては、3名の方に戦争当時の体験をお話いただきました。3名の方々は、大変おつらい体験を思い出しながら、言葉を絞り出すように話されました。その言葉の重さは、会場にお越しいただいた方々の胸に深く刻まれ、平和の大切さ、ありがたさ、とうとさを再認識していただけたことと思っております。

また、8月29日には、毎年恒例の「なかひまわりフェスティバル」が実行委員会の皆様のご尽力により盛大に開催され、約3万8,000人の家族連れや観光客でにぎわいました。那珂市民はもとより、近隣住民の皆様の間にも那珂市の夏のイベントとして定着してきた感もあり、今後も、本市の魅力を発信する最大の地域資源として活用を図ってまいりたいと思いま

す。

開催当日には、災害時相互応援協定を締結している埼玉県桶川市長、また、那珂市から災害復旧の一助として職員を派遣したことがご縁となり、福島県川内村長がご来場されました。このように折に触れての交流が、相互の結びつきを強固なものに築き上げていくものと大変心強く感じたところであります。

今後とも、飛躍する那珂市の実現を目指し、職員とともに一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。

それでは、提出いたしました議案等の概要について、ご説明申し上げます。

初めに報告案件ですが、今定例会に提出した報告案件のうち、専決処分についてが1件、平成26年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する報告が2件、平成26年度那珂市一般会計継続費の精算についてが1件の、計4件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明をいたします。議案書をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きください。

報告第10号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

平成27年5月27日に後台地内で発生した市道のへこみによる車両損傷事故及び平成27年6月25日に大子町役場駐車場で発生した公用車による物損事故について、いずれも賠償額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について、専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

続いて、4ページをお開きください。

報告第11号 平成26年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率を下記のとおり報告いたします。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右の平成26年度欄は、那珂市の平成26年度決算に基づく比率でございます。

一つ右の早期健全化基準、また一番右側の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す国が定めた基準でございます。早期健全化基準は、いわば財政状況の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから、表示はございません。

続いて、実質公債費比率につきましては、平成26年度は7.8%となり、前年度と比べ1.2

ポイント減少いたしました。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは19.3%となり、前年度比1.6ポイント減となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、平成26年度におきましても、那珂市の財政状況は健全な状態であることを示しております。

次のページに、監査委員からの平成26年度健全化判断比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、6ページをお開きいただきたいと思います。

報告第12号 平成26年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく資金不足比率を下記のとおり報告いたします。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計、特別会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。

下の表の左側に対象となる公営企業会計である水道事業会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水整備事業特別会計がございますが、いずれの会計も資金不足額がありませんので、表示はございません。

こちら国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、平成26年度は健全な状態であることを示しております。

次のページに、監査委員からの平成26年度資金不足比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。

続いて、8ページをお開きいただきたいと思います。

報告第13号 平成26年度那珂市一般会計継続費精算報告書について。

平成26年度那珂市の一般会計継続費については、次のとおり精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

庁舎管理事業に係る継続費について精算が完了したので、報告書を提出するものでございます。

なお、実績額合計は1億2,395万4,000円でございます。

以上でございます。

続きまして、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました議案のうち、条例の一部改正が2件、平成27年度各種会計補正予算が6件の、計8件でございます。

それでは、それらの概要についてご説明いたします。

9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第54号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことにより、那珂市個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、個人情報の中に特定個人情報（個人番号が含まれる個人情報）が新たに含まれることとなることから、特定個人情報保護評価、保有する特定個人情報の利用及び提供の制限等適正な取り扱い、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止等を定めるものであります。

続きまして、23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、個人番号の通知カード再交付手数料及び個人番号カード再交付手数料を制定するため、那珂市手数料条例の一部を改正するものでございます。

続いて、補正予算の予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第56号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ3,200万8,000円を追加し、88億9,528万7,000円とするものでございます。

総務費については、情報発信力強化事業において、ホームページの改修費を、まち・ひと・しごと情報発信事業において、市民協働サービスポータル構築費を、個人番号カード交付等事業において、個人番号カード交付に係る経費をそれぞれ新たに計上するものでございます。また、市税等過誤納還付金においては、法人市民税の額の確定に伴う還付金を増額するものでございます。

民生費については、母子自立支援事業において、高等技能訓練費を、児童扶養手当支給事業において、児童扶養手当をそれぞれ増額するものでございます。また、戦没者追悼式開催事業において、戦後70年戦没者追悼式に係る経費を、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業において補聴器の購入費補助を、介護施設等整備事業において、特別養護老人ホームのユニット化の改修工事の補助をそれぞれに新たに計上するものでございます。

商工費については、企業立地促進事業において、市有地等活用事業者選定委員の報償費を計上するものでございます。

土木費については、道路改良舗装事業において、道路の調査設計費を増額するとともに、市有地の残土運搬経費を計上し、下水道事業特別会計繰出金において、災害復旧事業費の繰出金を増額するものです。また、菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業及び上宿大木内線街路整備事業については、国庫補助金の減額によりそれぞれ事業費を減額するものです。

消防費については、防災事務費において、救急資機材の購入費を計上するものでございます。

教育費については、小学校及び中学校の就学奨励事業において、該当者の増による児童生

徒就学奨励費の増額、総合公園管理事業においては、施設の修繕費の増額、また、幼稚園統合事業において、額田幼稚園を横堀幼稚園に統合する経費を新たに計上するものでございます。

災害復旧費においては、単独災害復旧事業において、台風11号により被害を受けた木崎橋の塵除けの復旧に係る経費を計上するものでございます。諸支出金については、国庫負担金等返納金において、高等技能訓練促進費、緊急雇用創出事業費の国庫補助金精算返納金を計上するものでございます。また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、県支出金、市債を増額し、国庫支出金、繰入金を減額するものでございます。

議案第57号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。
予算総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、68億2,650万円とするものでございます。歳出の内容としては、一般被保険者保険税の還付金を増額するものです。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第58号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ8,108万7,000円を追加し、26億8万7,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、菅谷市毛線街路整備事業に伴い管路の設計及び工事費を、単独災害復旧事業において、舗装の本復旧に係る設計委託費を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金、繰越金、市債を増額するものでございます。

議案第59号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ397万5,000円を追加し、10億1,897万5,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、公営企業会計適用推進事業において、公営企業会計導入のための経費として委託料を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金、市債を増額するものでございます。

議案第60号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1,288万5,000円を追加し、44億1,788万5,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、職員人件費において、人事異動に伴う給料等の差額を増額し、諸支出金の償還金及び一般会計繰出金において、平成26年度の事業費確定により精算額を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、繰越金を増額し、保険料を減額するものでございます。

議案第61号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

予算総額に収益的支出177万9,000円を追加し、10億7,993万1,000円とするものでございます。収益的支出の内容としては、営業費用の総係費について、職員の人事異動に伴い、給与の額を増額するものであります。

議案については、以上でございます。

続きまして、提出いたしました認定案件についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました認定案件は、平成26年度各種会計歳入歳出決算の認定についてが1件、平成26年度水道事業会計決算の認定についてが1件の計2件でございます。

続いて、その概要についてご説明いたします。

オレンジ色の仕切り紙の次のページをお開きいただきたいと思います。

認定第1号 平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

一般会計決算につきましては、歳入総額192億2,553万1,000円、歳出総額185億4,627万4,000円、歳入歳出差引額は6億7,925万7,000円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源4,777万3,000円を差し引いた実質収支額は6億3,148万4,000円でございます。

概要としましては、災害復旧事業の完了や、平成25年度が国大型補正予算による繰越事業などで歳入歳出総額が増加していたことにより、平成25年度より相対的に減少しております。

歳入は、まちづくり交付金事業債などの市債や、消費税率改正に伴う地方消費税交付金が増となった一方、国経済対策の地域の元気臨時交付金の皆減などにより国庫支出金が大幅に減となり、また、繰越事業が減少したことにより繰越金も減となったことから減額となっております。

また、歳出は、消費税増税に伴う国の低所得者対策の臨時福祉給付金支援事業や子育て世帯臨時特例給付金支給事業などの増による民生費の増や、災害復旧に係る下水道事業特別会計繰出金などの増による繰出金が増となった一方、安心安全対策両宮排水路整備事業や道路維持補修事業などの減による普通建設事業費の大幅な減に加え、農業集落排水整備事業特別会計繰出金や戸多地区地籍調査事業の減により減額となっております。

平成25年度と比較しますと、歳入総額が3.9%の減、歳出総額が1.8%の減となっております。

次に、特別会計でございます。

まず、国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額61億2,688万6,000円、歳出総額58億3,460万9,000円、歳入歳出差引額は2億9,227万7,000円でございます。世帯数、被保険者数とも微減となっている中で、1人当たりの医療費の伸びなどにより給付額が増加しております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額26億7,576万9,000円、歳出総額25億7,841

万円、歳入歳出差引額は9,735万9,000円となりますが、繰越明許費に係る財源21万5,000円を差し引いた実質収支額は9,714万4,000円でございます。前年度に引き続き、下菅谷・門部台・額田北郷・菅谷中央・後台地区の整備を行い、あわせて門部台・額田北郷・下菅谷・後台地区の実施設計も進めております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,698万7,000円、歳出総額1,247万3,000円、歳入歳出差引額は451万4,000円でございます。

農業集落排水整備事業特別会計につきましては、歳入総額10億2,084万8,000円、歳出総額9億6,978万3,000円、歳入歳出差引額は5,106万5,000円でございます。鴻巣Ⅱ期地区の管路施設整備等を行い、新規に酒出地区の実施設計委託を行いました。また、処理場用地の買収も行っております。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額42億8,470万1,000円、歳出総額42億487万8,000円、歳入歳出差引額は7,982万3,000円でございます。平成26年度のサービス給付状況については、利用件数、給付額ともに前年度に対して増加しているところでございます。

上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入総額1億8,132万1,000円、歳出総額1億7,758万4,000円、歳入歳出差引額は373万7,000円ですが、繰越明許費に係る財源15万円を差し引いた実質収支額は358万7,000円でございます。事業区域内の街区道路や歩道等の整備や移転補償を行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額5億479万8,000円、歳出総額5億318万8,000円、歳入歳出差引額は161万円でございます。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明でございます。

認定第2号 平成26年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

平成26年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、総収益12億1,709万5,758円で対前年度比4,666万7,571円の増に対し、総費用は10億1,349万3,926円で対前年度比4,318万7,528円の増となり、消費税を差し引き1億9,172万2,224円の当年度純利益を計上することができました。

資本的収入及び支出においては、収入7,997万3,600円で対前年度比1億183万3,100円の減に対し、支出3億3,412万133円で対前年度比1億6,469万3,970円の減となり、差し引き2億5,414万6,533円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填しました。

以上、水道事業会計決算の概要説明でございます。

以上で、提出いたしました議案等の概要説明を終わります。

議員の皆様には慎重なるご審議をお願い申し上げ、ご説明とご挨拶の言葉といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） 続いて、監査委員の意見を求めます。

平成26年度那珂市歳入歳出決算審査意見書及び平成26年度定額運用基金の運用状況に関する審査意見書、平成26年度那珂市水道事業会計決算審査意見書、以上3件を一括して報告願います。

萩谷眞康監査委員、登壇願います。

〔監査委員 萩谷眞康君 登壇〕

○監査委員（萩谷眞康君） それでは、認定第1、第2合せて審査結果について、ご報告申し上げます。

平成26年度那珂市歳入歳出決算審査意見書。

審査対象。平成26年度一般会計歳入歳出決算、年度は省略させていただきます。続いて、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算、公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、農業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

審査期間及び場所。平成27年6月19日金曜日から平成27年8月17日月曜日まで、那珂市市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査に当たっては、各会計歳入歳出決算証書類その他政令で定める書類等について関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施しました。

審査結果。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により、平成26年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても、適正であると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりであります。

平成27年8月17日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 福田耕四郎。

以上であります。

引き続き、平成26年度定額運用基金の運用状況に関する審査についてご報告します。

審査の概要。この審査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、現金出納検査の結果を参考として、基金の運用が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

審査期間及び場所。平成27年6月19日金曜日から平成27年8月17日月曜日まで、那珂市市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査結果。審査に付された下記及び運用の状況を示す書類は、いずれも適正に作成され、基金の運用が、適切かつ効率的に行われているものと認められました。

平成27年8月17日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 福田耕四郎。

引き続き、平成26年度那珂市水道事業会計決算審査についてご報告申し上げます。

審査期間及び場所。平成27年6月19日金曜日から平成27年8月17日月曜日まで、那珂市市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査に当たっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条の規定によって作成された決算諸表及び附属書類等について関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施しました。

審査結果。審査に付された決算諸表及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると認められました。

決算等の概要及び意見は、別添のとおりであります。

平成27年8月17日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、福田耕四郎。

以上であります。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、この後、議員会役員会を開催いたしますので、関係者は11時10分までに第2委員会室にご参集を願います。

散会 午前10時54分

平成27年第3回定例会

那珂市議会会議録

第2号（9月3日）

平成27年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年9月3日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	車田豊君
保健福祉部長	大部公男君	産業部長	佐々木恒行君
建設部長	富田慶治君	上下水道部長	石川裕君
教育部長	会沢直君	消防長	増子正行君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革 推進室長補佐 (室長代理)	平野敦史君

危機管理監 引田克治君 農事委員局長 樫村武君
総務部次長 川崎薫君

議会事務局職員

事務局長 深谷忍君 書記 小田部信人君
書記 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿を議席に配付いたしましたので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。また、明日4日は通告7番から11番までの議員、来週7日は通告12番から14番までの議員が行います。

以上、ご理解及びご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇ 綿 引 孝 光 君

○議長（助川則夫君） 通告1番、綿引孝光議員。

質問事項 1. 那珂市道の整備について。2. 犯罪被害者への支援の取り組みについて。

3. 小中学校の通学区について。

綿引孝光議員、登壇願います。

綿引議員。

〔5番 綿引孝光君 登壇〕

○5番（綿引孝光君） 議席番号5番、綿引孝光でございます。

質問事項1. 那珂市道の整備について。

通告に従いまして那珂市道の整備について質問いたします。

市民が日常生活で利用している生活道路は、日照や通風の確保など良好な環境の保持や、消防車や救急車両の通行や火災の延焼を防ぐ役目を果たすなど、大変重要な役割を担っておりますが、那珂市の現状を見ますと、道路幅が狭く砂利道となっている道路が多く見受けられます。

このような中で、市には各自治会から数多くの整備要望が出されていることと思います。整備要望が採択となれば地元ではすぐにでも整備されると思っていますので、道路が完成するまでの流れ等についてもご説明頂ければと思います。

まず、整備の基準に関しまして、那珂市は平たん地が多く住みよい環境であることから、市が管理している道路は国・県道を含めるとかなりの延長があると想像します。主に生活道路の整備状況についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

本市が管理する道路の延長は約1,150キロメートルでございます。

市道の整備状況でございますが、平成26年度末の改良率で申しますと、国道または県道と主要な集落を連絡する市道1級道路については83.29%、集落間を相互に連絡する市道2級については53.77%、集落内の道路である一般市道については17.86%、全体として改良率は24.14%となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 次に、菅谷地内のような住宅密集地や地方部の道路のように、隣接する住宅地の状況がさまざまな形で利用されていると思います。このようなことから、市として道路を整備するにあたっての考え、整備基準はどのようになっていますか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

市道の整備に関する整備基準でございますが、自治会から申請を受けて次の3種類の整備基準に基づき道路を進めております。

1つ目として、本来、市が整備する生活道路として幅員5.5メートルの道路を整備する整備基準、これにつきましては支障物件の補償及び用地買収等を行い整備するものでございます。

2つ目として、利用状況や建築物の隣接等によりセットバック部分までの幅員4メートルの道路を整備する狭隘道路整備基準でございます。これにつきましては、用地買収単価を2分の1にするなど、整備基準での整備と違いがございます。

3つ目として、暫定舗装、いわゆる現道舗装の道路整備でございます。工作物や建築物で建て詰まり等の事情により前に述べた基準で整備ができない暫定的な処置としての道路整備となります。これにつきましては、不足する用地は無償借地をお願いしております。

以上、地域の事情を考慮した市道整備基準を設けております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） ただいま市道の整備基準について答弁をいただきました。

次に、現状といたしまして各自治会から数多くの整備要望が出されていることと思いますが、現在までに未完成の整備要望路線はいくつくらいあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答えいたします。

平成26年度末において未完成の路線は、整備基準による路線、狭隘道路整備による路線、暫定舗装による路線、排水路整備の路線等を合せて119路線が未完成の状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 119路線が未完成ということですね。

それでは、生活道路の整備に係る予算は年間どのくらいあって、未完成の路線が完成するのにどのくらいかかりますか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

道路改良舗装事業に係る予算は、繰越事業費分も含めまして、平成24年度約3億円、平成25年度約2億6,000万円、平成26年度は約3億7,000万円の決算額となっております。未完成の路線の完成は、財政状況、また地権者の同意状況等でおくれる場合がございますが、5年から10年の間までには完成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 最後に、道路整備の将来としまして、道路整備の流れについて、前後いたしますが、地元住民は市道整備要望が採択されればすぐにでも整備に入るのではないかと考えますが、その後の流れはどのように進み、事業化され、市道整備が行われるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

初めに、自治会からの市道整備要望につきましては、整備事前協議書を自治会長または代表者との連名で土木課に提出いただき、年度内に庁内組織であります道路整備審査会で現地調査を行い、採択するかどうかの決定を行います。

次に、審査会の採択、不採択の結果を自治会長等に通知します。

採択路線の整備事業化につきましては、市内8地区の自治会から採択案件がありますので、整備の必要性、重要性及び地域のバランスを考慮し、市道整備候補路線を選定いたします。

候補路線に挙がりますと、地元で事業説明会を実施し、事業に対する同意を得て予算措置を行います。

市道整備には、用地測量、用地買収等を経て道路改良工事、舗装工事等を行うこととなりますので、事業化されるまで、完成までには3年から4年の年月がかかることとなります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 私たち地方に住む者にとりまして道路は日常生活の生命線であり、道路の整備は地域住民の悲願でありますから、早期に完成されるようお願いいたします。

続きまして、質問事項2. 犯罪被害者への支援の取り組みについて。

私の友人に警察官がおります。彼が申しますには、犯罪被害者への自治体の支援の取り組みが進んでいないということです。そこで、犯罪被害者に対して国や県はどのような支援を行っているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

犯罪被害者に対して国が行っているものにつきましては、犯罪被害者基本計画に基づきまして給付金を給付する犯罪被害給付制度や、犯罪被害者等が刑事裁判に直接参加することを可能とする被害者参加制度などの施策を行っております。この施策により、公益財団法人被害者救済基金などが奨学金給付事業や支援金支給事業、生活指導及び相談事業などを行っております。

また、県は、安全なまちづくり条例に基づいて県が取り組むべきことを規定し、支援に関する情報提供や関係機関の案内などをする総合窓口を開設しております。総合窓口は、いばらき被害者支援センターというものでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） それでは、那珂市の現状はどうなっているかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） 那珂市の状況はどうなっているかという点でございますが、当市におきましては総合窓口としての開設はしてございません。電話での相談や来庁された方には随時、情報提供や関係機関の案内ができるよう、市民相談等の体制は整えてござい

す。

また、市の広報紙で犯罪被害者の支援内容や関係機関の窓口などの紹介をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 那珂市で過去において電話相談等の実績はありましたか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） 過去においての電話相談等の実績につきましては、過去5年間、電話や来庁での相談は1件もなかったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 5年間で1件もなしと。

那珂市において補助や助成などは行っていないようですが、県内でそのような取り組みを行っている市町村はありますか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

県内では、常陸大宮市と潮来市が支援条例を制定いたしまして見舞金などの助成を行っているということでございます。常陸大宮市は犯罪被害者等支援条例というものをつくってございます。あと、潮来市については国外犯罪被害者の見舞金支給条例というものをつくってございます。

常陸大宮市につきましては、遺族見舞金が30万円、傷害見舞金が10万円、さらに潮来市につきましては、遺族見舞金が30万円、傷害見舞金が20万円ということでございます。特に潮来市については国外犯罪ということになってございますので、その点についてはご承知いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 県内においてもなかなか支援制度が進んでいないようですが、その外に他市町村で取り組んでいるようなことは何かありますか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

その他の支援といたしましては、結城市、北茨城市、取手市、常陸大宮市が公営住宅入居に係る優遇制度というものを設けているということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 那珂市として犯罪被害者支援の課題は何ですか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

那珂市としての犯罪被害者の支援の課題は何ですかというお伺いですが、過去に窓口や電話での相談件数はございません。先ほど答弁したとおりでございます。対応にあたりましては専門的な指導が必要であるということから、非常に難しい問題なのかなというふうに考えてございます。

現在、専門の人材がないことが課題であり、また被害者の個人的情報は非常にナイーブなものがあるため、地域住民に密接な場所であるため顔が見られやすい等の事情により、身近な相談場所として市役所がふさわしいかどうかという問題もございます。このため、今後とも関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 最後に、犯罪被害者等基本法という法律がございまして、これは平成17年4月1日に施行され、既に10年が経過しております。この前文を朗読させていただいて、この質問を終わりたいと思います。

犯罪被害者等基本法。前文。

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

以上です。

質問事項3. 小中学校の通学区について。

最初に申し上げておきます。この件に関しましては、古川洋一議員が平成26年第3回定例

会及び平成27年第2回定例会の一般質問におきまして既に取り上げているテーマでございますが、私の地元鷺内でも、同一自治会なのに3つの小学校と2つの中学校とに学区が分かれている地域があります。

自治会や子ども会の役員さん、大助囃子保存会などなど地域の皆様方の声に耳を傾けますと、同一自治会であるにもかかわらず子供たちが別々の小中学校へ入るということは、その親御さんたちのおつき合いも別々になってしまうわけであります。このことが直ちに自治会の運営に大きな支障を来すわけではないにしても、何となくしっくりしない、あるいは違和感を感じるという人も少なからずいるようであります。

このあたりにつきまして、改善の余地はないのか、あるいはもう少し掘り下げてどこに問題点があるのかを検討する必要はないのでしょうか。

そこで、まず初めに現在の自治会の区割りについて伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

現在の自治会の区割りでございますが、現在の自治会の区割りについては、那珂市区長及び組合長の設置に関する規則が平成23年4月1日に自治会制度になるに伴い廃止されたという状況でございます。

このため、自治会設立のために区域の確定が必要になったため、平成22年度、最後の区長さん方にはそれぞれ管轄する区域の確認をお願いしまして、確定した区割りというのが現在の区割りというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） それでは、なぜ現状のように自治会の区割りと小学校の学区割りに違いが生じてしまったのでしょうか、伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

現在の自治会の区割りは、平成23年4月1日に自治会制度に移行することに伴い確定した区域が現在の区域ということでございます。

もう一つの点でございますが、一方、小学校の学区割りにつきましては、過去の交通事故等の教訓から児童の通学時の安全性を考慮して決められまして、結果的に菅谷地区では同一自治会内で菅谷東小学校、菅谷小学校、菅谷西小学校に分かれている自治会もあると、先ほど綿引議員が言ったとおりでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） それでは、今後の課題と取り組みについて伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） 課題でございますが、なんらかの支障があるかどうかという問題について現状を把握するために、菅谷地区内の複数の学区がある自治会に対して調査のアンケートを実施する予定です。現状を把握し、教育委員会等関係機関と協議してまいります。

ちなみに、アンケートにつきましては、菅谷地区内に複数の学区のある自治会3,500世帯の20%、700世帯を対象に実施するという予定でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） この件につきましては、将来を担う子供たちの健全育成のためには、学校、家庭、地域の連携が欠かせません。そこで、最後に、学校教育課の自治会と学区の区割りについての見解を伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

今後、市民協働課で現状を把握するためにアンケート調査を実施する予定ということになりますので、その中で学区についての調査も行い、児童生徒の登下校の安全性を最優先に考慮しまして、自治会活動や子ども会等がスムーズに活動できますように協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告1番、綿引孝光議員の質問を終わります。

◇ 石 川 利 秋 君

○議長（助川則夫君） 続いて、通告2番、石川利秋議員。

質問事項 1. 農業集落排水施設について。2. 法定外公共物について。

石川利秋議員、登壇願います。

石川議員。

〔19番 石川利秋君 登壇〕

○19番（石川利秋君） 議席番号19番、石川利秋でございます。

通告に従いまして、まず最初に下水処理施設について伺います。

栃木県の福田知事によりますと、栃木県は下水から電気をつくる発電装置を稼働させたと。また、環境負荷の低減はもとより、売電をすることで下水道施設の維持管理コストの低減な

どさまざまな効果が期待されていると述べております。さらに、3台の発電機で1時間に300キロワット、一般家庭およそ700世帯分の電力を生み出すことができるとのことであります。

一体どうやって下水から電気を生み出すか。もともになるのは下水を浄化するとき大量に出る泥であります。処理場では泥の量を減らすためタンクの中で発酵させています。このとき都市ガスの成分に近いメタンガスが発生します。これでは使い道がないため、ほとんどが捨てられていたガスです。このガスで発電機を動かし、電力を生み出すのです。

栃木県が下水発電に踏み出したきっかけは、3年前に始まった再生可能エネルギーの買い取り制度です。つくった電気をこの価格で全て売れば、建設費を差し引いても年間4,800万円の収益が出るということがわかりました。栃木県はこれを下水道の維持や災害の備えに役立てたいと考えました。こうして、国内で新規の整備としては大事業となる買い取り制度の認定を受け、下水から発電を開始、今では4カ所で発電装置を稼働、今後20年間でおよそ20億円の収益を見込んでいます。

ここで伺います。全国の自治体と茨城県内における自治体において、どの程度、下水処理施設の発電装置を稼働させているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

下水処理場で発生する汚泥を利用するバイオガス発電でございますけれども、平成26年4月現在におきまして全国47カ所の処理場で行われておりまして、そのうち県内におきましては2カ所、日立市と日立・高萩広域下水道組合で行われております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 那珂市においては農業集落排水処理施設は6施設ございますが、年間の維持管理費及び施設の運営費等についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

現在、農業集落排水事業におきましては処理区域ごとに6カ所の処理場が稼働してございます。その維持管理費でございますけれども、全体といたしまして平成26年度で9,084万円ほどかかっております。そのうち最も大きなものとして電気料がございますが、そちらにつきましては3,140万円ほどかかっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） それだけ費用がかかる。それでは、発電装置設置の計画はあるのかなのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

下水汚泥利用のバイオガス発電の導入につきましては、汚泥の活用、それから経営効果、温室効果ガスの排出量の削減につきまして大変意義のあるものと考えます。しかし、現在稼働している処理場6カ所を合せましても、平成27年4月1日現在で処理人口が5,676人、発生汚泥量といたしましては年間で1,620立方メートルほどで、しかもこれは濃縮汚泥ではありません。また、発電設備につきましては、ガスを発生、また精製、貯留する設備やガス発電機、電気使用機器等の電源系統の改修など多額の費用がかかります。現在の発生汚泥量では費用対効果が低く、現実的ではないと思われれます。さらに、大量の汚泥が発生する大きな処理場で行うのが有効と考えます。

また、那珂市の全体の整備率は平成27年3月末日現在で78.6%、そのうち農業集落排水が占める割合は12.5%でございますが、公共下水道も含めまして、まだ整備途中にあります。さらに、財政事情も厳しい状況でございますので、現状におきましては整備普及に力を注ぎたいと考えております。

なお、今後、維持管理におきまして施設の老朽化等により更新が必要となりましたときには、更新に含めて、この汚泥利用のバイオガス発電やほかの下水エネルギーの有効利用について検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 次に、法定外公共物についてお伺いをいたします。

那珂一中東側の用悪水路については、耕作者や用悪水路西側の住民から、悪臭及び雑木や雑草により蚊が大量に発生しているのを、用悪水路埋め立ての要望があり、那珂川統合土地改良区に相談をしたところ、用悪水路は、那珂中部土地改良区が平成17年から平成18年にかけて国の補助事業として3,010万9,500円でポンプ場と圧送管工事を行い、後台ため池に水を送っているのを、用悪水路としての機能は有していないので埋め立てることは問題ないとの回答でした。

そこで、私は、市役所に用悪水路の改修を申請するために、資料1をごらんいただきたいのですが、平成25年9月18日に悪臭や蚊の多い中で写真を撮り、9月29日に市役所に申請をいたしました。

その後、平成26年第3回定例会において質問したところ、産業部長は、蚊の大量発生や雑木等については支障がないよう対応してまいりたいと考えておりますと答弁されましたので、平成27年3月議会において再度、蚊の大量発生及び転落防止対策等について伺ったところ、産業部長は、水の滞留解消のために引き続き土地改良区と相談し対応してまいりたいと答弁されましたが、ここで数点お伺いいたします。

まず1点目、下流域の農業者に草刈りや土砂払い等に支払われる多面的機能支払交付金を那珂市が支払うことがなったのですか。

また、2点目、水路内の雑木等や除草等については、工事費は32万円と聞いておりますが、処分費はいくらですか。

また、3点目、転落防止対策については土地改良区と相談して対応するとのことですが、転落防止対策についてどのような対策を講じることになったのか、3点についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答え申し上げます。

まず、1つ目の多面的支払交付金についてでございますが、今年度も、那珂市関係土地改良区や水利組合連絡協議会の会議、またそのほかの個別の説明会等におきまして制度の内容について推進しておりました。ご質問の箇所については現在申請がないという状況でございます。

質問の2つ目の以前に実施した草刈りの処分費についてでございますが、水の流れを阻害しているということで雑木等を処分いたしました。そのときの処理費については1万4,000円となっております。

3点目の転落防止ということでございますが、第1回定例会においても答弁しているところでございますが、ここの水路の水位についてはさほどの水深があるわけではございません。そういうことでもありますけれども、引き続き、水の滞留を解消するようなことで土砂払い等何かできるのであれば土地改良区に働きかけていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 次に、資料2をごらんいただきたいのですが、資料2-1が、一中の手前側に住宅が5軒ございます。この住宅の東側に水路があり、先ほどお話ししました2月に32万円かけて雑木の除草を行ったと。ところがまた雑草が生い茂ったということでございますが、この雑草はいつごろ除草をされる予定でございますか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

水路の機能に支障がないようにということで、今年の2月に、それを阻害している要因である敷地内の雑木等を撤去したところです。この水路につきましては、ほ場整備により配置、整備された水路であります。地形的なことから排水としての機能を有してある水路です。しかしながら、当時、議員さんからご説明がありましたように、国の補助事業によりまして用水路等については切り回しを行っておりますけれども、そういうことで現在は水路としての使用がないということで土地改良区組合員等の除草作業が行われていないというようなところでございます。

しかしながら、地域として大切な排水路という位置づけで面的整備、県営ほ場整備の中でつくったものでございますので、農業者が行う草刈り作業に対しては補助金が交付されてい

る多面的機能支払制度ということもございます。そういう中で、地域資源の保全としてそのような制度の活用をしていただけるように土地改良区等に働きかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） また、この資料2-3は市道7-07号下宿茨野線南側の写真ですが、用水路は震災のときから基礎が下がり、4年半以上、大井川に流れております。今でも流れているのはご存じなのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

用水路につきましては土地改良区の管轄となっております。現状、ご指摘のあったことについては那珂川統合土地改良区に8月28日にご報告させていただきました。

以上です。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） これは私が担当課に写真をお持ちしてからのご連絡ですね。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） はい、そうです。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） この道路北側の水路ですね、この水路面は道路のカルバートの底面から10センチぐらい下でありますので、土地改良区が国の補助金をもらって、10年にわたって、資料1のように水の滞留により悪臭や蚊が大量に発生しております。また、最近はやマカガシ等が大量に発生し、住宅の玄関先で死亡しているのも見受けられます。ここで、地域住民のために用悪水路を水面まで50センチぐらいでも埋め立てることを要望いたしますが、いかがなものか。

またもう一点、ヤマカガシが発生しているということをご存じですよね。前にも担当課に報告しておと思いますが、いかがなものか、2点についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

ご質問の件については、今年の第1回定例会にお答えしている部分でもございます。水の流れを阻害している要因の一つとしての水路敷地内の雑木等については今年の2月に撤去いたしました。定例会一般質問の後、3月下旬には土地改良区下流域のゴミ等の撤去作業を市で行い、少しでも水の流れをよくしようと努力しているところでございます。

また、詳しく調査したところ、ご質問箇所での下流部区間にて上流よりも土砂が流入して堆積している箇所があることがわかりましたので、現在、撤去に向けての発注段取りをしているところです。

もう一点のヤマカガシの件ですが、ご質問の箇所を除草したときにはヤマカガシは確認しておりません。

以上です。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 3年前から、用悪水路から多くのヤマカガシが住宅地や道路上に上がってくるようになり、昨年は一中のフェンスを乗り越えていくのもありましたので、一中の先生にお会いしてヤマカガシを見ていただき、さらにその後、市役所の担当課にもヤマカガシの件について私は報告しております。

私はこのヤマカガシについて2種類の毒腺があるのを確認しておりますが、担当課においてご存じならばお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） ヤマカガシについてのお尋ねでございますが、ご答弁申し上げます。

ヤマカガシは、爬虫類図鑑によりますと日本固有の種類でございますが、日本の広くに分布しております。本種には、先ほど議員もおっしゃったように2種類の毒腺があると言われております。一つは、奥歯の根元にある毒腺で、深くかまれると奥歯から毒が注入されます。また、首後方の皮膚に埋もれた毒腺は強くつかむと毒液が飛び出します。かまれた場合、人の死亡例があり、また毒液が目に入ると失明するということもあるようでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） この一中の東側の用悪水路については、私は何回も質問をしております。ところが執行部としては、ここの改修は一切やる考えがない。用悪水路については、もう10年間、悪臭やヤブカ、またヤマカガシ、さらに水路に転落したということは数年前に私は報告をしておりますね。たまたま下水道工事をやっていた方が気がついて、飛び込んで助けたために一命を取りとめたわけですね。こういうことがあるんですから、もうそこは埋めない。前回は道路まで埋めるということを行いましたけれども、今回は50センチでもいいから水のところまで埋めない、全然水が流れていないんですよ。これを埋めない限り、また転落したときはもう本当に死亡事故まで発生しますよ。

さらに、今度、今のヤマカガシがこれだけすごい数ですから、私は一中の校長先生にも昨日お会いしました。もうフェンスのところに生徒さんを近づけないようにと言って、昨日、学校に行ってきましたらビニールシートが全部張ってありました。学校のほうでもそれだけの工事をやっております。

こういうことがあるので、地域住民の方は大変な思いをしております。ここでもう市民の安心安全ということを考えれば、そういうことで生活できるようなことを強く要望いたしまして、ここを何としても改善していただきたいということを強く要望いたしまして、私はこ

れで一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 傍聴者の方に申し上げます。議場内は脱帽になっております。よろしくご協力をお願いいたします。

以上で、通告2番、石川利秋議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時ちょうどといたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 中 庭 正 一 君

○議長（助川則夫君） 通告3番、中庭正一議員。

質問事項 1. 地域活性化及び防災について。2. 有害鳥獣類対策について。3. 工業専用地域について。

中庭正一議員、登壇願います。

中庭議員。

〔8番 中庭正一君 登壇〕

○8番（中庭正一君） 議席番号8番、中庭正一です。

通告に従いまして、一般質問をいたします。地域活性化及び防災について、有害鳥獣類対策について、工業専用地域についてであります。地域、現場の声です。地域性があります。地域の現状に合った施策が肝要です。ご答弁よろしくお願いを申し上げます。

初めに、人口問題についてお伺いいたします。

那珂市のアンケート結果を見ますと、那珂市に住み続けたいという方が70.7%あります。住み続けたくないという方も少数ではありますが4.5%あります。この方々は、通勤通学が不便、子育て支援が不十分、日常の買い物が不便、教育環境が不十分、医療施設サービスが不十分、行政サービスが不十分などであります。

そして、結婚の場の出会いの場を見ますと、友人や兄弟姉妹の紹介でが35.5%、職場や仕事の関係でが30.3%、学校でが8.8%、お見合いでが6.1%となっております。そして、結婚するつもりの方は212人中186人で、87.7%おります。そして、結婚を決めたきっかけは、年齢が適齢期と感じたが断トツで57.3%です。適齢期は20歳代が40%で、一番であります。以上がアンケートの結果であります。

自由恋愛の浸透や女性の社会進出などを背景に男女ともに結婚したくてもできない人が増加し、積極的な行動を行わないと結婚は困難とされていますので、結婚適齢期の男女を一堂に会し出会いの場をつくり、結婚の後押しをし、その気にさせることが大事と考えます。八重桜まつり、ひまわりフェスティバルなどに婚活を企画してはどうですか。

それから、適齢期の未婚の方々を把握し案内書を出すなど、参加の呼びかけなどは個人情報に触れるのか、この2点をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

八重桜まつり、ひまわりフェスティバル等に婚活パーティーという企画がございますが、現在作成中のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中には、結婚・出産・子育ての支援も戦略の一つとして位置づけられる予定でございます。議員ご提案の件につきましても、結婚を望む若者の支援方策の一つとして、各イベントの実行委員会とも協議するなど、実施の可能性を探ってまいりたいと考えてございます。

2点目の適齢期の未婚者をいかに把握して参加を呼びかけていくのか、それは個人情報に抵触するかどうかという話でございますが、適齢期の方を把握するのは、年齢で把握はできますが、既婚者、未婚者を含んでいるので、それら全員に通知した場合、疑義、不快感を持つ人が出てくるのが想定されてございます。また、未婚者を把握するためには戸籍情報によらなければ確認することができませんが、戸籍法により閲覧は不可となっております。したがって把握はできません。未婚、既婚についての情報は個人情報に抵触するという重要なものであると考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 次の質問に入ります。

アンケートでの結果、見合いでの結婚は6.1%と低いのですが、順位から見れば4番目に多いです。仲人をふやし、連携を密に活動すれば可能性は高くなると思います。日本創成会議座長であります増田寛也先生は、以前は仲人が多くいて結婚の後押しをしたものだと言っておられます。那珂市では仲人会みたいな組織はあるのですか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

仲人会のような組織はあるのかというご質問でございますが、ご指摘の組織とは異なるかもしれませんが、那珂市シルバー人材センターにおいて結婚相談事業を実施しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

それでは、何人ぐらいで、これまでに何組ぐらいのカップルが誕生しましたか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

平成27年3月末での登録会員数でございますが、男女合せまして55名おります。婚姻の成立でございますが、平成22年度からの事業開始以来、これまで10組のカップルが成立しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

以前は1人の仲人でおれは50組ぐらいやったぞ、80組ぐらいやったぞという話をよく聞いたものであります。仲人は非常に根気が必要です。カップル成立時に報奨などを出したことはありますか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

シルバー人材センターが行っております結婚相談事業については、11名の結婚相談員が毎月第1・第2・第3日曜日に2名体制で行っているというところでございます。これにつきましては、あくまでもボランティアということですので成立に対しての報奨はございませんが、相談日数に応じて若干の謝礼は払っているということを聞いております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

那珂市においても結婚するつもりの方は87.7%いるのです。大事なのは、若い人が結婚して子育てをしようという気持ちになれること、子供は幸せな状態でふえていくことなどと言われています。

それから、若者の大都市への流出が地方の人口減少の最大の要因と言われておりますので、若者の流出をとめるには、教育や就労の場の確保、通勤時間や生活コストを軽減し、子育てをしながら仕事ができる環境整備が求められているなど、若者を引きつける魅力が不可欠ということでもありますので、これらのことにしっかりと取り組んでいただき、人口減少に歯どめをかけていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

農業の振興について伺ってまいります。

農業の大規模化といっても、土地の集積、農道整備など課題が多く、おいそれとはいきません。また、国策もころころ変り、交付金が下がったりします。機械化貧乏にもつきまともれます。TPPが決着すれば海外との規模の差は比較にならず、農産物価格も下落し、大規

模農家の経営は苦しく、倒産すら懸念され、耕作放棄地の拡大は必至です。

まずは機械化貧乏からの脱出です。機械を所有している農家と連携して耕起などは委託するか、JAも農機具レンタル事業等への導入を考えていますので、管理作業機ぐらいの所有で農業経営ができます。6次産業化により付加価値をつけ、直売所等に出荷すれば大規模の必要もなく、女性の力で十分農業経営が可能です。

兼業農家、母ちゃん農業で直売所などへこつこつと出荷し、高収入を上げている例が多々あります。女性のパワーで農村部の活性が図れます。農村に定住するための条件には、女性が働く場所がない、賃金が安い、子育て、教育問題等があり、若い人が住みつかないことがあります。解決策はあると思います。土地はいくらでもあります。働く場所は確保できます。経営を上手にやればやっただけの収入が得られ、報われる仕事であります。安い住宅、子育て、教育支援、インフラ整備等が充実すれば若者が定住すると考えます。

那珂市総合戦略に若い夫婦や子育て世帯の住宅の取得を支援するとありますが、どのような支援ですか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員からご質問の子育て世帯への住宅助成制度の支援内容でございますけれども、まだ現時点では制度内容等について詳細には決定をしてございません。

しかしながら、人口減少が進む中で那珂市への人口還流戦略の一つとして位置づけ、那珂市に移住を希望する若い夫婦、子育て世帯に対し有効な施策であるというふうと考えられることから、新たにこの制度の導入を検討しているところでございます。

制度内容等につきましては、他自治体の支援制度内容等も参考にしながら、那珂市にとってどのような支援策が最もふさわしいのか、移住促進につなげられるのかという視点で、今後、那珂市まち・ひと・しごと総合戦略の中で詳細な検討を進めてまいりたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 支援金の支給は近隣の市で行っていて良策の一つと思いますが、極安宅地を提供できればより大きな魅力だと思います。区域指定は不可欠です。制度の導入に向けた調査を実施するとのことですが、導入までには年月を要します。早急に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、市街化区域、市街化調整区域の線引き後、約45年が経過していますが、那珂市では見直しがされていません。当時と農業情勢は著しく変わり、調整区域内の土地は二束三文、荒れ放題と言っても過言ではありません。思い切った措置が必要です。

那珂市の専業農家、兼業農家の数、那珂市の農業担い手の年代別の数、平均年齢、那珂市の認定農業者は26年度で87名と認識をしていますが、28年度からですか、交付金の一部が

認定農業者のみの交付となります。認定農業者への加入促進が重要ですが、那珂市での新規加入者数及び周知方法、以上3点をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

平成22年度の農林業センサスによりますと、専業農家は582戸、兼業農家は1,236戸、認定農家数の推移ですけれども、平成25年度が84戸、平成26年度が87戸、27年度が現時点で93戸というふうになっております。

認定農業者の件なんです、93戸の年代別人口は、30代3人、40代12人、50代12人、60代31人、70代31人、80代は4名となっております。なお、平均年齢でございますけれども、64歳でございます。

新規加入者の推移なんです、25年度1人、平成26年度4人、今年度は現時点で6人となっております。

認定農業者の新規加入の周知方法ということでございますけれども、国から直接、農家にご案内されているところです。そこで、市といたしましては、経営所得安定対策、春等がございますが、そのほかの何らかの説明会等を行った際には、そういった機会を利用してあわせて周知していくところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） ありがとうございます。

今年、6人の認定農業者ということはちょっと少ないような気がいたします。そしてまた、60歳代以上が約7割を占めています。若い担い手が非常に少ないです。若い担い手の育成が重要課題です。積極的に推進をお願いいたします。

次に、地域農業マスタープランですが、集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するため人・農地プランを作成する。農業における問題点として担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など人・農地の問題があり、5年後、10年後の展望を描けない地域がふえており、このような状況を解決するためとあり、25年度から開始されていますが、その成果をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

人・農地プランは、農業が厳しい状況に直面している中で持続可能な力強い農業を実現させるということのために、それぞれの地区において話し合いを行い、地区の抱えている問題、課題等を解決して進めていくというようなプランでございます。

那珂市では平成25年3月27日付で同プランを策定いたしました。定期的に話し合いの機会を設けることにより、現状に適したプランとして見直していく必要がございます。そこで、今年度につきましては、稲刈り前という時期も考えまして8月より地区懇談会を実施してい

るところでございます。今後ともこういう形で進めていきたいというふうに思っております。
以上です。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 私もこの地区懇談会に出席をしましたが、出席率が非常に悪いですね。そして、よく理解できません。とにかく、地域性があるのですから地域に合ったプランをお願いいたします。

次に、那珂市の人口動向分析によれば、30歳以降は転入超過に転じています。働き盛りの方々です。農業に参入していただき、農業用住宅建築が可能になれば極安宅地が取得できます。農業用住宅が調整区域内において建築可能と認識しておりますが、建築要件をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

農家住宅の建築に関しましては、都市計画法の適用が除外されております。しかし、建築確認の申請を行う際に、確認機関から「開発行為又は建築に関する証明書」を求められる場合がございます。その際には、まず農業者であるという確認をするため、農業委員会が発行する「農業を営む者の証明」を取得する必要があります。

そのほかには、申請者が現在住宅を所有していないこと、建築予定地が耕作地のおおむね500メートルの範囲であること、敷地面積がおおむね500平方メートル以上であること、農業をする上で必要な農業用倉庫等を併設する等の要件がございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） それでは、農業用住宅建築制度を利用して建築した件数は過去3年間ぐらいで何件ぐらいありますか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

新築に限りますが、平成24年度1件、平成26年度1件ありました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） ほとんどないということでありますね。農業用住宅建築制度がありながらほとんど活用されないのはなぜなのか。答弁は求めませんが、周知されていないのが大きな要因ではないでしょうか。

「農業を営む者の証明」の中に50アールの下限耕地面積があります。新規就農者、兼業農家、いわゆる母ちゃん農業には高いハードルと考えられます。国の政策も大規模化を促進してきましたが、一向に耕作放棄地は解消されませんし、農家は減少するばかりです。TPPが決着すればますます厳しさを増すのは目に見えております。農地中間管理機構が事業に取

り組んでおりますが、耕作放棄地は対象外でありますし、小面積の土地は取り残されてしまいます。大事なことは、女性、定年帰農者、いわゆる高齢者でもできる農業、6次産業化でもうかる農業経営です。ぜひ下限面積を下げるなど支援強化を図っていただきたく強く要望をいたします。

次の質問に入ります。

大規模化を促進するのはわかりますが、小規模農家の切り捨ては大問題です。耕作放棄は小さな土地から始まり、拡大をしてしまいました。地域によっては、土地の集積など非常に困難な地域性があります。肝心なのは地域に合った施策です。

再度お伺いをいたします。今回、遊休農地の調査を実施したようですが、結果と前回との比較をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

本年6月から7月にかけて農地の利用状況調査を実施しておりますが、集計作業中ですので、平成25年度と平成26年度との比較で申し上げます。平成25年度の耕作放棄地は200ヘクタール、平成26年度は197ヘクタールであり、3ヘクタール減少しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） それでは、再生困難な農地といたしますか、容易に解消できない耕地はどのくらいありますか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

再生困難な農地は、平成26年度の数値で農振農用地区域外に約46ヘクタールございます。以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 農振農用地区域外で46ヘクタールあるというのは、本当に大きな面積です。そして、予備軍も多いと思われれます。所有者も困っているのが実情かなと思います。

正直言いまして、隣接する農家も何とかならないか非常に困っております。土地の所有者に対してどうしたいのか意見調査をして、結果によって市も施策を考えないと今後ますます拡大してしまいます。極めて難しい問題ではありますが、民間では規制があり困難です。行政が本腰を入れて取り組む課題ではないですか。

調整区域の山林にあつては太陽光発電などの開発が見られますが、農地は農地法により規制があり、どうにもならないのが現状です。場所によっては市が買い上げ、有効利用ができないかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

農振農用地区域外の再生困難な農地につきましては、地形や湿害、日照等の理由から所有者みずからが耕作できず現在まで放棄されているものと認識しております。農業委員会としては、今後、意向調査や地域での話し合いを踏まえ、関係部署と連携し問題解決を図っていくことが重要であると認識をしております。

また、市が農地を買い上げることににつきまして、農地法では、未利用地等になることを防止する観点から耕作目的以外の農地の所有は認められておりません。ただし、市がなんらかの計画に基づき土地利用を図る場合には、農地転用許可基準により農地の有効利用ができるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） ご検討よろしくお願いをいたします。

次に、先日、JA常陸と産業建設常任委員会の懇談がありました。席上、各地区の直売所実績表をいただきました。当地区那珂直売所の11月から2月の売上高で、ひたちなか市、東海村と比較してかなり低いです。この時期はほしいものが大きなウエートを占めているとのこと。那珂市のほしいもの生産額はまだまだ少なく、努力すれば伸びる可能性大と感じました。

生産者の高齢化等もあり、生産量も減少傾向です。那珂市において特産品のブランド認定制度が創設されました。ほしいもの三ツ星認定生産者のいずみ種など特定のほしいものを仮称ではありますが「極いずみ」などとし、ブランド認定をして増産体制をつくらなければと思いますが、市の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

より品質の高いほしいもの生産をしていくという基準といたしまして、ひたちなか・東海・那珂ほしいもの協議会におけるほしいもの三ツ星生産者認定制度があります。また、那珂市特産品ブランド認証制度を活用して付加価値を上げることで買ってもらえるというふうにつながり、それによって生産額の向上というふうに進捗しているところでございます。

また、ひたちなか・東海・那珂ほしいもの協議会での那珂支部那珂地区生産組合というものがございます。この中で、独自のPR活動強化ということにつきましては推進協議会のほうでの支援金等もあります。連携してということとか、県の普及センター等のご支援をいただいておりますので、我々としても一体となって生産拡大に向けて支援していくというようなことを進めて、今後ともやっていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

東海村、ひたちなか市の大きなほしいもの生産者が、那珂市の農地を借り受けて耕作してい

の方がたくさんいて助かっておりましたが、最近、地元で農地が確保できるようになり、那珂市の農地を返還するようになってきました。那珂市に借り手がなければ大変なことになります。耕作放棄地拡大の懸念があります。執行部はこの状況を把握しておりますか。

東海村、ひたちなか市では、三ツ星認定者に対して設備の助成をしていると聞いております。那珂市においても、このような助成も含め担い手育成支援の強化が重要です。ご検討よろしく願いをいたします。

次に、東海スマートインターチェンジについて質問をいたします。この質問は26年第3回定例会にて質問をいたしました。

東海スマートインターチェンジについてですが、大型車両等の通行が確実に可能となるよう、東海村と連携した対応をしていきます。東海村ではNEXCO東日本へ働きかけを行っているので、NEXCO東日本からの回答があり次第、那珂市と相談するとのことでしたが、その後の進捗をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

東海村に確認をいたしましたところ、災害時の大型車両の通行のため、東海パーキング下り線の緊急開口部の設置について、昨年8月、12月及び本年4月にNEXCO東日本と直接協議を行ったと聞いてございます。

また、東海村においては、本年3月にNEXCO東日本と現地調査、協議を行ったところでありまして、今後、緊急時の広域避難計画における位置づけや策定の協議及び本市との連携・協議等も同時に進めながら、引き続きNEXCO東日本と協議を行っていくというところでございます。

本市におきましても、東海スマートICは、那珂ICとともに災害時の災害対応において特に重要になると認識をいたしているところでございますので、緊急時の大型車両等の通行が可能になるよう、今後とも、東海村と連携・協力してNEXCO東日本に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 東海スマートICは、災害時の避難経路でもあり重要なICであると同時に、地域の発展に大きな期待が持てると思います。一日も早い実現に向け力を入れていただきたいと強く要望いたします。

次の質問に入ります。

27年3月に閉校となりました本米崎小の跡ですが、介護事業会社ゆうあいホールディングスの進出が会社側の都合によりふいになってしまい、非常に残念であります。災害時の緊急避難所にもなっていると認識をしておりますが、周りが大分荒れてきました。このままいけば、緊急時の避難場所の機能を失ってしまうのではないかと不安であります。災害はいつ起

こるかわかりません。自然災害の規模が大型化しております。いざというとき混乱しないよう、水、電気、トイレなど、しっかりとした管理をお願いいたします。

現在どのような管理体制になっておりますか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

本米崎小学校の管理につきましては、当面の間、学校施設として教育委員会が管理をしております。校庭及び体育館につきましては、従来同様、市民の体力向上とスポーツ、レクリエーションの普及と振興のため市民に開放をしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） それでは、鍵の管理、貸し出しなどはどうなっておりますか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

グラウンド等の利用につきましては、総合公園のスポーツ推進室に申し込みをしていただきたいというふうに思っております。また、鍵の貸し出しにつきましては、地元の自治会に管理をお願いする考えでおります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

それから、校舎、フェンス周辺の雑草が伸びていますが、除草はどうなっておりますか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

グラウンド以外の部分につきましては、除草が終わっておりませんが、できるだけ早い時期に対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） よろしくお伺いをいたします。

本米崎小学校跡地について地域の会合を開いておりますか、また要望等がありますか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

先般の当該跡地に係る活用事業者辞退の状況につきましては、議会へのご報告の後、7月13日に地元役員会において説明を行い、地元についてはそれぞれ文書によって状況等の報告

をさせていただいたところでございます。

会合の中では、先ほど教育部長のほうからも答弁がありましたように、グラウンド及び体育館を地元が利用する際には開放してほしい旨、また除草等の維持管理をしてほしいという強い要望がございました。

また、今後につきましては、文部科学省のホームページの情報サイトであります「～未来につなごう～『みんなの廃校』プロジェクト」に再度登録を行いまして、民間事業者から活用の提案を求め、それを受けまして、地元役員会へ利活用を図るべく提案の説明を行うことで地元のご了解をいただいたところでございます。

なお、文部科学省のホームページ「『みんなの廃校』プロジェクト」につきましては、8月1日現在で登録を行っておりますとともに、市のホームページにおいても掲載をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） ここを利用するにあたっては、グラウンド、それから体育館ということではありますが、やはり手洗いとかトイレがよく管理されていないと不便を来すと思いますので、その辺よろしく願いをいたします。

ただいまのご答弁で「『みんなの廃校』プロジェクト」に登録したとのことですが、どのような効果があるのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

当該文部科学省のホームページでございますけれども、各地方公共団体において廃校となった学校施設の情報を一元的に登載をしているものでございます。地方公共団体の希望に基づき、「活用用途募集廃校施設等一覧」として集約して、公表がなされてございます。

登録掲載の効果といたしましては、全国的に周知がされるということでございますので、より多くの民間企業、学校法人、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などからさまざまな利用活用提案が期待されるとともに、廃校施設等の情報と活用ニーズのマッチングを図る上で非常に有効な手段であると考えております。

つきましては、当該ホームページへの登録による提案募集とあわせて、今後も引き続き、地元の意向を踏まえながら、早期に有効な利活用が図れるよう取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

学校入り口に信号があり、閉校後もあります、50メートルぐらい西側に見通しの悪い非常に危険な交差点があります。県道ですので県に改善を要望しているとのことですが、いつ

のことかわかりません。信号の移動をすれば交差点の安全が確保できると思いますので、信号の移動ができないかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） 議員お尋ねの信号機の移設でございますが、警察としての取り扱いは、旧本米崎小学校の信号機は撤去、50メートル離れた場所への信号機については新規設置になるということでございます。

警察当局といたしましては、撤去するにも、また設置するにもその必要性が厳しく審査されるとのことでございますので、撤去したからその代わりとして50メートル離れた交差点へ信号機が設置されるか否かは市で判断できるものではないということをご理解いただきたいというふうに考えてございます。

なお、信号機の撤去や設置の要望につきましては、地元自治会から市と那珂警察署に対し要望書を提出していただき、市は市長名で那珂警察署に要望書を提出いたします。那珂警察署は要望書を確認し、茨城県警察本部へ上申し、県警本部では、県公安委員会で審議がなされ採択されれば事業化されることとなります。

市といたしましては、県警察本部へ要望を提出する際には積極的に働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。その節にはよろしくお伺いをいたします。

次に、有害鳥獣類の防除について質問をいたします。

第3回5月24日の議会報告会において、イノシシ対策について、栃木県での防除を例にしてご意見がございました。栃木県では1年を通して対応しているとのことですが、当市においても近隣の市と情報交換して対応をしているとのことですが、どのような対応をしているのか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

茨城県イノシシ等被害防止対策協議会というものがございます。また、茨城・栃木鳥獣害広域対策協議会という広域もございますので、そういった中で各市町村の被害状況や被害防止対策などの情報交換を行っているところでございます。

それ以外につきましては、常陸大宮市、常陸太田市に農政課の職員が出向きまして、より具体的な取り組み状況や課題等、共有できるようなことも含めて意見交換を行っているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） よろしくお伺いをいたします。

いろいろな作物に被害が出ていると思いますが、被害の程度はどのぐらいあるのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

イノシシの被害についてでございますが、平成26年度水稲共済金の支払い状況でございますが、被害面積が全体で1町6反、160アールになります。被害総額が約130万円でございます。

一方、金額としましては出ておりませんが、今年度、農政課に電話等がかかってきたり情報があったところでございますが、古徳、下江戸、飯田など常磐自動車北側のエリアにおいても、サツマイモやカボチャなどの作物について被害が発生しているということを確認しております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

それでは、イノシシの被害も大きいですが、キジが異常繁殖して被害が拡大して防除に苦慮しています。現在、市ではキジ対策がなされておられません。カンショづくりを断念せざるを得ない思いであります。市の対策についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

キジの被害につきましては、今年度2件の報告が農政課に寄せられており、現地を確認しているところでございます。

また、対策といたしましては、今年度、県央農林事務所等と連携し、試験的には場に監視カメラを設置して、キジの採食実態をつかむ取り組みを進めております。今後は、そういったデータをもとにして被害防止対策に役立てて、少しでも被害を食い止めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

それでは、イノシシは猟友会に委託して駆除をしていますが、18名でわながけをしているが、最近、駆除範囲が拡大し大変だという話です。キジの被害も年々ひどくなり、畑の周りに網を張ったりして対応をしていますが、防ぎ切れません。猟友会の方と話をしましたところ、キジは難しいとのこと。委託費をアップして頂ければよいのだがということでした。近隣の委託費と参照してみましたところ、当市は確かに低いです。委託料の検討はできないかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

イノシシ駆除に対する猟友会の委託料についての議員のただいまのご指摘でございます。近隣自治体と比べての金額が低いというようなことでございますが、駆除対象や期間、捕獲隊の構成人数も異なっております。そういったことですので、近隣自治体における積算の考え方等を、いろいろお話を聞いた上でしかるべき見直しを進めたいというふうに考えております。

また、キジ被害についてでございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、茨城県農林事務所等と連携した中で、まずはどういった対策ができるのか練っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） このキジの被害なんですが、2件しかないと言いますが、みんな被害申請をしていないんですね。まだまだこれはあると思います。2件やそんなものではない、何倍とあると思います。被害者でないと、痛手、深刻さはわかりません。委託料を検討していただき、徹底したイノシシ、キジ被害防除をお願いいたします。

続きまして、工業専用地域について質問をいたします。

議会報告会において、核融合西地区開発について、ガス発電会社が事業計画書を出したようですが、それにより税収はどれぐらいふえるのかとの質問がありましたので、確認をしたいと思います。

ガス発電会社は14基で、設備投資額は140億円と聞いております。土地も雑種地及び山林から宅地へ変更になりますね。そして、減価償却資産も発生します。これに対しどの程度の税収が見込まれるのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員からご指摘のとおり、当該地におきまして事業開始をいたしますと、当然、所有されております土地に対する固定資産税、それから設備投資に対する償却資産に関する固定資産税が賦課されることとなります。

税額につきましては、現時点ではまだはっきりしたことは申し上げられませんが、設備投資額に相当する償却資産が入るものと思われまますので、市としては税収の増に大いに期待をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

この発電会社は、今回は3ヘクタールぐらいの開発と聞いていますが、その進捗状況と購入用地残地におけるその後の開発の展望についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

今回開発中のガス発電所につきましては、平成27年4月に開発許可を受けまして、現在、造成工事が進められているところでございます。東京ガスのパイプラインから発電所にガスを供給する導管等の整備につきましても工事が開始されたところでございます。

現在の計画では、平成28年11月ごろから電気の売電が始まる、供用開始がされるということと聞いてございます。それ以外の残りの用地、約28ヘクタールほどでございますが、順次、発電施設を建設していきたいという意向を持っているとのことでございますけれども、まずは今回の計画について建設工事を進めていくということでございますので、まだ具体化されている計画はないということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

この発電所ですが、かなりの熱が発生すると思います。この熱を利用すれば野菜工場などでの活用など、さまざまな可能性があると考えられます。雇用も生まれます。発電会社に打診してはどうかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） 事業者のほうに確認をいたしましたところ、今回のガス発電所、事業者のほうでは1号機と申しておりますが、これにつきましては、発生熱を活用する設計ではないガスエンジンによる発電計画であるという回答でございます。今後の計画においては、発生熱の有効活用の可能性についても検討をお願いしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

この発電所では相当額の税収も見込めるようであります。この開発が起爆剤となりまして、農村部の活性、那珂市の発展に結びつくよう大きな期待を持っているところでありますので、よろしくお伺いをいたします。

企業誘致については、専属の人員を配置し誘致に力を入れていると認識しておりますが、現状についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

現在、専属の人員については配置がされていない状況でございます。しかしながら、平成24年4月の組織見直しによりまして、企業誘致に関する事務を、全庁的な調整を図るべく企画部の政策企画課に移したところでございます。限られた人員の中ではございますけれども、

県の立地推進室及び立地推進東京本部、金融機関等との連携による企業の新增設等の情報収集とあわせまして、工場等の立地適地のPRに努めるなど、今後も積極的な姿勢で企業誘致活動を行ってまいりたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） よろしく願いをいたします。

向山（大山地区）工業専用地域ですが、市が誘致した企業は何社ぐらいありますか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

大山地区につきましては、分譲のため整備された工業団地ではなく、民有地でございますので、市においては企業等からの照会に対応して企業誘致を進めるという方式をとってございますので、市が誘致した企業ということになりますと、ないということになるかというふうに思っております。

なお、最近の立地状況ですが、事業者の入れかわりや拡張の企業はございますが、新たに企業進出は確認ができていないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

質問時間5分となりました。

○8番（中庭正一君） 大山地区においては、長年の念願でありました市道大山2号線の整備がされまして企業誘致に向けた環境が改善されたと思いますが、まだ道路が奥のほうまで整備されていない状態です。企業誘致には道路等のインフラ整備が不可欠ですので、企業の地方移転を促し、雇用の場、そして財政確保のためにも、地権者と話し合いの上さらなる整備をして地域の活性を図っていただきたいと思えます。執行部の考えをお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

向山の工業専用地域、大山地区でございますけれども、第1次那珂市総合計画の土地利用構想におきまして、産業ゾーンとして優良企業の誘致を図り、産業の活性化や雇用の拡大につなげる地域ということで位置づけがされてございます。平成24年度には進入路の一路線の整備をいたしたところでございますが、その後の整備は行われていないというような状況でございます。

市といたしましては、道路整備を含めどのような環境整備が効果的であるか、地権者等のご意見をいただきながら引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

大山地区の工専は、行政が指定して都市計画税を賦課しております。地権者は何十年も税金を支払っております。企業誘致の環境整備は当然、行政の責務であります。よろしく願いをいたします。

地方創生に力を注いでおられますが、地域発なくして地方創生なし、小規模自治体、地域単位が地域発の源泉だと言われております。しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

最後になりますが、このたび核融合那珂研究所にてJ T-60 S Aの組み立てが始まり、研究が開始されます。それに伴い世界の研究員が400人ぐらい集まると聞いております。新しく住宅が設営される場合、ぜひとも研究所の近くに建築されますよう強く働きかけをされまして、農村部の活性を図られますよう市長に要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告3番、中庭正一議員の質問を終ります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（助川則夫君） 通告4番、古川洋一議員。

質問事項 1. 選挙権年齢の引き下げについて。 2. 協働のまちづくりについて。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 議席番号7番、古川洋一でございます。

今回も、那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするために、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。最初の質問は、選挙権年齢の引き下げについてお伺いしてまいりたいと思えます。

来年夏の参議院議員選挙から、選挙権年齢が現在の20歳以上から18歳以上に引き下げられることが決定しております。若い方に政治に興味を持ってもらう、投票という形で参加し

てもらおうということは大変よいことだと思います。事実、最近身近なところで、一人の高校生が、安保法案や高齢者の介護等について話をしたいと、ある議員の事務所を訪れたというお話を耳にいたしました。

若年層の方々の投票率が低い現状を考えますと、ますます投票率が低下してしまうと危惧しているのは私だけではないとは思いますが、今述べましたような若者も少なくないようでございますので、仮に投票率は下がるとしても、一人でも多くの高校生を含む18歳以上の若者の意思が政治に反映されることになるのは大いに結構なことだと思います。

そこで、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることの告知を市としてはどのように行うつもりなのか、選管書記長である総務部次長にお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） お答えいたします。

広報なか、おしらせ版、ホームページに告知の記事を掲載する予定でございます。また、成人式や各種イベントでパンフレット等の配付を行ってまいります。先月8月29日に開催されました「なかひまわりフェスティバル」におきましても、選挙年齢引き下げのお知らせを含めた啓発チラシを配布したところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） いろいろな手段をお考えのようでございますけれども、高校生を含む18歳以上が対象ということですから、これまでと同様の選挙に対する啓発だけでは足りないのではと思います。成人式には高校生は出席いたしません。ひまわりフェスティバルに訪れた高校生が、市役所のその啓発のチラシを配ったというところに立ち寄られたのでしょうか。やっているつもりでも、彼らの耳に、目に届かなければ意味がありません。その点をよく考えていただいて今後取り組んでいただきたいなということで要望をしておきたいと思います。

では、告知だけではなく、高校生等に対する主権者教育というものが重要であり、今後必要になってくるかと思っておりますけれども、市としての取り組みはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） お答え申し上げます。

高校生となると所管が県教育委員会となることから、現在、高校生の主権者教育については県教育委員会と県選挙管理委員会とで調整をしているところでございます。そちらの調整が整い次第、県選挙管理委員会と連携・協力して主権者教育等を進めていきたいと考えております。

なお、選挙権引き下げに係る高校生向けの副教材が、各高校及び市町村教育委員会には文部科学省から、市町村選挙管理委員会には総務省から、時期は未定でございますけれども配付するというところで準備が進められております。この副教材を用いて、学校現場における政

治や選挙に関する学習、いわゆる主権者教育の充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、ただいまのご答弁と重複する部分もあるでしょうけれども、本市の教育委員会として、これは小中学校においてということになるかとは思いますが、学校における主権者教育をどのように行っているのか、また今後行っていく予定なのか、教育部長にお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

学校における主権者教育の内容でございますが、小学校6年生の社会科におきまして、国民主権と日本国憲法の基本的な理解を図る内容としまして選挙の意味を学習しております。この中では、国会議員の選挙を取り上げまして、国民や住民の代表を選出する大切な仕組みであること、そして代表者を選出するため選挙権を正しく行使することが大事であること、そして国民の権利と義務などを学習しておるところでございます。

また、中学校3年生の社会科公民分野におきましては、民主政治と政治参加としまして主権者としての政治参加のあり方について考えさせ、民主主義に関する理解を深めさせることを主な狙いとして国民の政治参加と選挙の意義を学習しております。さらにその中では、選挙は国民の意思を政治に反映させる主要な方法であること、また良識ある主権者としての責務があること、自由と権利を保障する民主政治の基礎であることなどを学習しております。

また、今後の主権者教育の取り組みとしましては、8月に、総務省から文部科学省に対しまして、「公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴う主権者教育等の充実及び周知啓発について」という依頼があったところでございます。これを受けまして、茨城県教育庁学校教育部及び茨城県教育委員会教育長からは、政治参加に関する教育の推進、そして若者の政治参加意識の向上に向けた啓発の充実について通知がございました。

今後は、こうした通知を受けまして、学習指導要領に沿った中でしっかりと主権者教育を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 最後に学習指導要領に沿った中でというようなお話がございましたから、いくらいろいろ通知が来ても、学校教育の中では学習指導要領に盛り込まれなければ結局はできないのかなという思いもいたしますので、その辺もちょっと注目していきたいなというふうに思っておりますが、いずれにしても、小中学生ではあってもそういった主権者教育のほうもしっかり学ばせてほしいということを要望させていただきたいと思っております。

次に、この機会に選挙啓発も兼ねまして、若い方々の意見をお聞きしたいというようなこともございまして、高校生を含む18歳以上の若年者を対象といたしました若年者議会を開催

してはどうかというふうに考えているのですけれども、ほかの自治体等での開催事例等がございましたらおわかりになればお伺いしたいのですけれども、総務部次長、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） お答え申し上げます。

他自治体ではいくつかございますけれども、県内で直近に開催された例になりますと、6月に大洗町で高校生議会が開催されております。主催は大洗町高校生会と大洗町議会で、本年度2回目とのことでございます。

また、8月には、いばらきハイスクール議会が開催されました。主催は日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会で、県、県議会及び県教育委員会が共催となっております。

内容は、どちらも一般質問を行い、政策提言等につなげていくといった内容となっております。参加する高校生につきましては、大洗町では高校生会のメンバー、いばらきハイスクール議会では公募となっております。

実際に若者議会や高校生議会を開催している自治体の開催目的を見ていくと、結果的には選挙啓発につながると思いますけれども、第一義には、「政治や行政への興味・関心を持たせる」や「まちづくりへの参加」、「若者による政策提言」などといった目的を持って開催されているようでございます。

選挙啓発となると、さきの主権者教育の一部になりますけれども、選挙制度の学習やその中での模擬投票ということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、その開催事例を参考にして那珂市での若年者議会の開催は可能でしょうか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） お答え申し上げます。

那珂市には高校生会のような団体がございません。公募しても参加者が集まるかどうか不安でございます。現段階では、主権者教育を通しての議会や政治、行政等への興味を醸成していくことが必要かと思われまます。出前講座等を活用し、学校に足を運ぶことも視野に入れて啓発を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 先ほどの事例紹介にもございましたけれども、大洗町、そして茨城県で高校生議会を開催しているようですが、いずれも行政ではなく高校生会や青年会議所等の団体が主催しており、行政として公募をしても参加者が集まらないのではという不安があまりのようで、であれば、出前講座等を活用してもらい、こちらから学校に出向くということ

も視野に入れて啓発を行っていきたいということでもあります。

先ほどの開催事例やただいまのご答弁をお伺いして感じたんですけども、現在、市議会でも地域に出向いて議会報告会を行っているということを考えれば、高校とか大学を会場にして、その場に保護者の方がいても結構だと思いますけれども、そこで議会報告会を行い、若い方々のご意見をお伺いするというのも考えてもいいのかなということをちょっと今思いました。

というか、今、執行部からのご答弁をいただいて、執行部の方から何か、反問権を使って議会でやったらどうですかというふうに聞こえたので、それを参考に私もいろいろ考えまして、選管や教育委員会、各種団体等と議会が連携して行うということもよいのではないかと思いますので、開催に向けて、私自身も少し考えさせていただいて今後提案をさせていただければいいかなというふうに思っております。ありがとうございました。

では、次の質問事項に移ります。

協働のまちづくりについてお伺いしてまいります。

平成22年に協働のまちづくり推進基本条例が制定され、あわせて平成23年4月からこれまでの区制度から自治会制度に移行し、4年半が経過いたしました。その間、私を含む多くの議員から自治会制度に関するさまざまな問題が取り上げられ、質問や要望が繰り返されてきました。

その中でも最も重要かつ深刻な問題として、自治会加入率に関する問題を改めて取り上げてみたいと思います。

私の住む菅谷地区においては、加入率が全世帯の約62%、50%程度まで低下している自治会もございます。移り住んでこられる方々が加入しないだけでなく、現在加入している方であっても、今後、自治会組織の中の班の全世帯が退会すると、そういった動きもあるという声まで耳に入ってくるほどであります。

そもそも人口が多い地区でありますから、加入率62%とはいえ、1万人近くが未加入ということになります。今お話しいたしましたのは菅谷地区の数字ですけれども、市内の地区ごとの加入率の推移を見ますと、登録世帯数がふえる一方で加入率が低下している。これは菅谷地区だけかと思っておりましたけれども、ほとんどの地区において同じような傾向がございます。

人口が減少しているのに世帯数がふえているということは、核家族化が進んでいる、またはアパートの入居者がふえているということだと思いますけれども、その辺にまた問題があるのかなという気もいたします。

このように自治会加入率が低下している現状からどのような問題が起きているのか、加入率低下の招く諸問題として何が考えられますか、市民生活部長にお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

自治会の加入率の低下の諸問題につきましては、価値観の多様化、ライフスタイルの変化、あと職場中心の生活スタイルの増加等により、自治会活動に無関心な人たちが多くなってまいりました。このため自治会加入率が少しずつ低下しているところです。

自治会加入率の低下が招く諸問題としては、現在、自治会の防犯灯については、市から電気料を1基当たり1,500円交付しており、残りを自治会が負担しているため、自治会加入率が低下すると自治会の負担分が多くなり、費用を出さない未加入者との不公平感が強くなります。

次に、班で費用負担し管理しているゴミ集積所につきましては、自治会（班）に加入しないと断られる場合もあると聞いてございます。また、広報紙等は自治会に回覧、配布をお願いしているところですが、未加入世帯には広報紙等が届かなくなっておりますし、班長等も早く回ってくるという実情があります。

さらに、未加入者は一斉清掃などに参加しないため加入者の不満感が募る、災害などの有事の際に自主防災組織等からの情報伝達や避難誘導に支障を来すなどの具体的な支障が出てくることが予想されてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 今の諸問題、最後に、そういった支障が出てくることが予想されますというようなご答弁でしたけれども、これは予想ですか、それとも現実として起こっているのを把握されておりますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） 今後ますます拡大していくという意味で予想されますということなんですが、現在も認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ありがとうございます。

それらの問題が現実には起きているんですね。加入者の不満感や不公平感が募り、負の連鎖として、先ほども申しましたように新しく移り住む方が加入しないばかりではなく、退会者が後を絶たないということも現実としてあると思います。

我々議員も、議会報告会の場も含めて、ふだんから直接、自治会の役員さんや関係者の方々からそれらの諸問題を伺っておりますし、何とかしてくれといった悲鳴の声が上がっているのであります。

では、それら諸問題を招かないように、加入率を上げるための対策として行政はどのような取り組みをしていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

自治会の組織運営につきましては、地区を構成している世帯の加入が基本となりますが、全地区的に加入率が少しずつ低下しており、市といたしましても重要な課題として認識しているところでございます。

このため、市では加入促進の一つとして、市民自治組織が地域にとって必要な組織であることを市民に知ってもらうとともに、その活動に参加するきっかけを提供できるよう、市ホームページ内に「市民自治組織情報掲示板」を開設し、市民自治組織が日ごろから行っている活動の紹介、市民自治組織が発行する広報紙を掲載しているところでございます。

また、転入する方が市民課窓口で転入の手続に来られた際には、班加入の届け出書、加入促進のチラシをお渡しして班加入して下さるようご案内したり、市民課待合ロビーの動画モニターで自治会加入を勧める動画を放送しているところでございます。

加えて、毎年3月には、資源物収集日程表、各種健康診査一覧表などとともに自治会加入チラシを未加入世帯に郵送し、自治会加入促進に努めているところでございます。そのほか、関係課と協力しながら自治会加入促進に努めてございます。

なお、自治会加入チラシには自治会で防犯灯の設置費及び電気料も払っている旨を記載して、年数回、送付するというものも考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） さまざまな取り組みをしていच्छやいます。しかし、それらの対策を行っていることはこれまでの質問に対する答弁でもわかっております。それでも現実には加入率が低下する一方なんです。それはなぜか。加入するメリットや未加入のデメリットがないと申しますか、市民がそれを感じていないんだと思うんです。

先ほど諸問題の中に、自治会に加入しないとゴミ集積所にゴミを出すということが断られる場合もありますといったご答弁がありましたけれども、断られた方々はどうされていますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） 断られた場合でございますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律がございます。この中で、市民のゴミは回収しなければならないというようなことがございます。したがって、ゴミにつきましては、原則として5名以上が集まれば、班に加入していなくても原則としてゴミを集めるというようなことを行ってございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 今のご答弁にもございましたが、結局は、断られたとしても法律でゴミは回収してもらえらることになっているということですから、今、5名以上が集まればということをお願いをしているということなんです。これは最悪1名でも、周りに4世帯がな

くて1世帯であっても、これは法律で回収しなければならないわけですね。もう一度、すみません。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） 原則5名以上ということでやってございまして、1名というようなことは原則認めないということで対処してございます。したがって、私の聞いているところでは1軒では回収に歩いていないということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、先ほど法律でということがありました。法律上、問題はないんですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） 法律的には問題ないかもしれないんですが、市の決まりとして、効率性等を考えた場合、1軒1軒集めるということになりますと非常に不公平感が強くなります。5名が少なくとも限界なのかなということで5名という基準を定めてございますので、それを崩すということは考えてございません。1人の場合には自分で処分していただくということで考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。とはいっても、5名以上集まれば持っていってくれるということでございます。ですから、そういったデメリット感が少ないのかなというふうに思います。広報紙ももらえる。

災害などの有事の際に支障を来すということなんですが、私どもの自治会、これは多分外の自治会でもそうだと思うんですけども、自治会に加入していない方に対して、何か有事の際に、例えば大きな地震、この間のような震災とかがあったときに、じゃその方々は助けないのかといったら、そんなことはやはりないと思うんですね。ですから、結局は加入しないことのデメリットを余り感じないのかなというふうに私は思うわけでありまして。

加えて、行政のほうは、先ほども出ましたけれども、法的な理由から、最終的には加入しなくてもいいですということしか言えないということなんだと思うんです。であれば、それは市が制定した協働のまちづくり推進基本条例の理念から大きくかけ離れているのではないかと思いますし、また制定した意味がないのではというふうを感じるわけでありまして。

では、改めて、そもそも協働のまちづくり推進基本条例の設置目的は何だったのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

市民協働のまちづくり推進基本条例の設置目的でございますが、厳しい経済情勢、少子高

齢化、地方分権などにより大きく社会情勢が変化する中、住んでよかった、これからも住み続けたいと、議員もおっしゃっているとおり、そういう魅力あるまちづくりを推進するためには、行政のみでは十分対応し切れないことが想定されてございます。

そこで、市民、市民自治組織、市民活動団体、事業者を市と協働するパートナーとして位置づけ、市民等と行政がそれぞれ持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担しながら、ともに汗を流して協働のまちづくりに取り組むということを目的としてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 議長にお許しをいただいて皆様にお配りした資料にもございますけれども、行政と市民が責任と役割を分担して、ともに汗を流して協働のまちづくりに取り組むことを目的としているということで、つまり、市民と行政とみんなで協力し合って住みよい魅力あるまちをつくっていきましょうということだと思っんですね。それが現実には、一部の市民でのまちづくりになっていませんか。

さらに、本来は行政がするものなだけけれども、行政だけでは対応し切れないから市民の皆さん協力してくださいというのが本来の形だと思っんですけれども、それは自治会がやることですと、条例を盾にまるで丸投げともとれる行政の対応になっていませんか。やる人には厳しく、やらない人には優しい、そんな印象を持ってしまいます。結局は、行政にとって都合のよい自治会組織を設置するためにこの協働のまちづくり推進基本条例を制定したのかと思われても仕方がないと思っんです。

自治会の加入についてはあくまでも任意であるということはわかりましたし、入りたくない、やりたくない方に無理やりお願いしても魅力あるまちはつくれないと思っんですので、強制的に入会していただく必要はないと思っんですし、そういった方々を私は排除しようなどといった気持ちもございません。

そこで、今回、私は自治会未加入の方々からのご批判を恐れずに申し上げますけれども、未加入者から自治会への協力金のような形で金銭的な負担をいただくとか、一斉清掃などの作業にも参加していただくとか、そういった形で相応のご負担をいただくよう、条例の見直しも含めてできないものでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

議員ご指摘の基本条例の見直しでございますが、本来、自治会とは、市町村内の一定の区域に住所を有する地縁に基づいて形成された団体、いわゆる地縁団体という意味合いで、その区域の住民相互の連絡を行うなど、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする団体でございます。このため任意加入が原則で、条例で加入を強制することはできませんし、自治会非加入を理由に、協力金などのような名目であっても、行政がなんらかの負担を義務づけることはできません。

このため、ご指摘の協働のまちづくり基本条例の見直しは原則としてできないものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） お配りした資料の基本条例の一番最後に、「条例の見直し」、「市は、この条例について、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ、見直しの措置を講じなければならない」ということになっております。この辺は、4年半経過し、社会情勢等の変化に当らないのかなというふうに私は思うわけであります。

ちなみに、市内のある自治会では未加入者からの協力金をいただいていると、つまり一人何百円とか、金額はちょっとはつきりわかりませんが、そういった自治会もあるということをお知らせしておりますので、市としてそのような措置がとれないのかということをお伺いしたわけなんですけれども、先ほどゴミの収集の問題で、法的にはどうかとは思いますが、5名以下の場合には市としては収集はしませんよということを実際にやっているわけですから、その辺も、義務づけということではできないにしても協力してくださる方からは頂けるような、そんな仕組みをつくれませんかというふうに私は思うわけであります。

やはりこれも法的な問題ということなんでしょう。そして、それも自治会内で努力してくださいということなんだと思います。しかし、私は、じゃ仕方ないですねと、自治会加入者がどんどん減少し、同時に加入者の不満がたまり、不公平感が強まっていくのを指をくわえて見ているわけにはまいりません。

協働のまちづくり推進基本条例の制定時には、私は、議員ではありませんでしたが、PTAの代表として自治会制度導入の説明会に参加をさせていただきました。その際、執行部からの説明では、自治会制度を導入すれば地域のコミュニティが活発化し自治会加入率がアップしますよというふうに答弁されているんですね。私はそのときに、その根拠は何なんですかというような質問をさせていただきましたけれども、明確な回答はありませんでした。

いずれにしても、まだ始まっていなかったわけですから、そんなことはないだろうとかいうところまで突っ込んではお話はいたしませんでしたが、4年半が経過をし、現状は先ほどからのお話のとおり結果であります。多分その自治会加入率がアップするというのは、全国のどこかの自治体でそうなった事例がマニュアルに書いてあるんだろうというふうに私はそのとき思ったわけなんですけれども、自治会の努力ももちろん必要です。私も批判ではなく建設的かつ前向きな意見と提案をすべきであるとは思いますが、一市民として、執行部は責任をとれと言いたいのが本音であります。

少なくとも費用負担という意味では、例えば防犯灯の設置については、責任を持って行政が設置管理をしていただきたいというふうに思います。これもすぐには決められないとは思いますが、今回は答弁は求めませんが、要望としてお伝えをさせていただき、ぜひとも検討しておいていただきたいと思っております。設置費を捻出するために自治会役員の報酬を

減らしている、そんな自治会もあるんです。いずれ役員のなり手がなくなり、自治会制度の崩壊にもつながるということを私は懸念いたします。

最後に、市長にお伺いいたします。

協働のまちづくりというものに関するお考え、または自治会制度における諸問題を聞いていただいた感想、それに対する行政の対応などについて、お考えがございましたらぜひお伺いをしたいと思います。残り時間を全部使っていただいても結構ですので、よろしくお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

確かに、自治会の加入率の低下については、どこの市町村でもやはり悩んでいる深刻な問題であるというふうに思っております。ただいま部長が答弁したとおり、私の考えとしては縷々答弁した考えと同じでございます。これから、住民の皆様とか、それから自治会の皆様とともに知恵を出し合いながら、どうしたらその自治会に入ってもらえるか、そして円滑な自治会の活動ができるのか十分に話し合っていきたいというふうに思っております。

大変難しい問題ですので、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、徐々に加入率のアップとか、それから、みんなが本当に活動に参加できるようなすばらしい方針をみんなと話し合いながら決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告4番、古川洋一議員の質問を終わります。

◇ 勝 村 晃 夫 君

○議長（助川則夫君） 続きまして、通告5番、勝村晃夫議員。

質問事項 1. 曲がり屋の利用について。2. 耕作放棄地の管理について。3. 自主防災組織について。

勝村晃夫議員、登壇願います。

勝村議員。

〔10番 勝村晃夫君 登壇〕

○10番（勝村晃夫君） 通告5番、議席番号10番、勝村晃夫でございます。

今回、まず曲がり屋と耕作放棄地、そして自主防災組織ということでご質問をさせていただきます。

まず、曲がり屋、一の関、すぐ目の前ですね、そこに立派な曲がり屋がございます。この

利用状況について、その見学者等についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

那珂市曲がり屋は、文久2年（1862年）に那珂市戸崎に建てられた農家でございます。市内に残された最後の曲がり屋ということで市が保存するということになりました。平成11年9月に、一の関ため池親水公園に移築・復元されたものです。

このような曲がり屋は、東北地方と茨城県の一部に見られるもので、寒さの厳しい地方の代表的な民家の形式となっております。

那珂市曲がり屋の見学者数につきましては、最近の数字としまして、平成24年度約2万6,000人、平成25年度3万人、平成26年度2万8,000人というご来場をいただいているところです。

以上です。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 大体2万6,000人から3万人という、この3年間ですね。これはどういう数字を、その公園に来た方だけなのか、それとも曲がり屋を見に来た数字なのかちょっと把握ができませんけれども、とりあえず一の関公園に来られた方の人数がこのぐらいあるよということであると思います。

この曲がり屋も、展示をされているだけで、中にちょっと入って土間があって、そこまでは入れると。上のほうにも座敷とかそういったところもありますが、その辺も利用をどうしているのかということですが、その曲がり屋で毎年行われているイベントについてはどのようなものが行われているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

曲がり屋で行われているイベントでございますけれども、春にはNPOである「那珂つるしびな」の会による「那珂のひなまつり」とか「端午の節句展」、また秋には那珂市観光協会主催によります「月見の会」が行われております。

さらに、一の関ため池親水公園での利用でございますが、毎年、水戸市、常陸太田市と那珂市の3市合同によるウォーキングイベントとして、「水戸黄門さま漫遊ウォーク」では中間地点として使っております。さらに、昨年でございますけれども、商工会の「商工感謝祭」が行われました。

曲がり屋の見学では、小学生による社会科見学とか写生会、保育園とか福祉施設の方々など多くの方に来館していただいているところです。

以上です。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） イベントは、ひなまつり、端午の節句、月見の会、これは曲がり屋

を完全に利用して、畳の部屋とかも、中も使っているということですが、私、今回申し上げたいのは、展示しているだけで、曲がり屋を見るだけよということだから、もっと曲がり屋の上に上がって、そういった利用方法はないのかなと思ってこの質問をさせていただいておりますが、まずこれは一例でございます。曲がり屋を利用して、子供たちが参加するような、現在、本離れ、子供たちが本を読まなくなったと、そういったこともありますので、ここで教育委員会のほうの話になってしまうかと思うんですが、そっちは余り言いませんから、本に親しむ子供が少なくなってきたということが大変言われております。

そういった中で、読み聞かせというのを各小学校とか図書館で読み聞かせのグループさんがいまして、その方たちが一生懸命出向いて、学校、そして図書館で、読み聞かせを子供たちにやっております。こういったことをこのせっかくの曲がり屋で、もう150年ですか、1862年、文久2年に、江戸時代にできたそういった施設ですので、そこで、最近NHKの「花燃ゆ」とかでやっています松下村塾、寺子屋ですかね、そういった形にして、曲がり屋を使って子供たちに読み聞かせをさせてみたらどうなのかなと。

先ほども言いましたように、あそこに小学生が見学会とか写生会とかに来ておりますが、そこを下から見るだけ、建物を見て、部屋がこんなになっているんだ、ここにお馬さんを飼っていたんだ、そのようなことを見るだけです。それを子供たちに今度は、毎日じゃないですよ、夏休みとか春休みとかそういったときに読み聞かせのようなことも考えてみてはどうかなと思うんですが、この利用についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

曲がり屋の利用ということですので、通常は上に上がらないようにということをやっております。これは、段差が高いということもありますので、子供たちにとってもいろいろな意味ではふだん使いなれていないというところで、敷居が高いところだと思います。

議員さんからただいま提案のありました読み聞かせについてですけれども、月見の会あたりでやったときには畳の上で、語り部で表にということはやったことがございます。上に上がるとなると段差の問題がございますけれども、そういったところを解消しながら進められればとは思っています。

そこで、市立図書館などで子供たちを対象にした読み聞かせがあるということを伺っております。市民活動団体の中にも朗読を行っている団体があり、さらにそういったところで、風情のある古民家の曲がり屋で、子供さんが対象になると思うんですけれども、なかなか入ることのできないようなところで読み聞かせというのもいいかとは思っています。その辺については働きかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） ありがとうございます。

そういった風情といいますか、そういったことでいろんな角度から考えていったらいいかなど。この読み聞かせというのは、私は、こういう形も一つの利用の方法かなと思いましたが、申し上げたところでございます。観光行政におきましてもいろいろな角度から見るのが大事ではないかなと、まず各観光施設におきましてもいろいろな角度から見て、そして聞いて、施策を遂行していただきたいという要望をいたしまして、この項を終わりいたします。続きまして、耕作放棄地の管理についてということでお伺いをいたします。

先ほど中庭議員も、この耕作放棄地について大変苦慮しているというようなお話でございました。私もこの耕作放棄地については大変憂慮をいたしております。ただ、今回私の質問は、全国的な傾向にあるこの問題でございますが、特に小規模なところ、民家に近いとか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それぞれ耕作放棄地解消に向けた取り組みが行われているかとは思いますが、当市、那珂市におきましても農業者の高齢化、後継者不足、そして米価の下落等の影響を受けて農業をやめる方、また耕作ができなくなる、というのは高齢化とか、ここから子供たちがいなくなって管理ができていないという放棄地がたくさんあるかと思えます。

この那珂市において、できれば過去5年間でどのぐらいの耕作放棄地ができていますのかお伺いをしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

農業委員会では、農地法の規定に基づき、毎年、農地の利用状況調査を行っております。平成26年度までの過去5年間の調査結果に基づく耕作放棄地の面積の推移で申し上げますと、平成22年度234ヘクタール、平成23年度203ヘクタール、平成24年度193ヘクタール、平成25年度200ヘクタール、平成26年度197ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 200ヘクタールを超える、また昨年でいいますと197ヘクタールの放棄地が出ているということですが、平成22年度が234ヘクタール、23年度が203ヘクタールで、対前年比31ヘクタールの減少となっておりますが、これはどのような要因があったのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

平成23年度、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度を活用いたしまして農業生産法人が農地の再生事業に取り組んだ結果、那珂川河川敷内・外の遊休農地約31ヘクタールが解消されたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 国の交付金制度を利用してこの成果が上がったということが理解できましたけれども、これについてはまた継続した取り組みをしていただきたいと思います。

まとまった農地ですと借り手がいれば耕作放棄地が解消できる可能性があります。谷津田とか山岸の日当りの悪い湿田とか、集落内の宅地に隣接している小面積の畑地等では、耕作してくれる農業者はまずいません。耕作する農業者がいなければ、雑草が繁茂して農地周辺の環境にさまざまな悪影響を与えるおそれがあります。一度耕作をやめて数年たてば農地の原形を失うほど荒れてしまいます。先ほども再生困難な農地が那珂市内で46ヘクタールもあるということがございます。また、病虫害、鳥獣被害の発生、用排水路施設の管理の支障、営農環境への悪影響も考えられます。また、地域の担い手農業者の農地集積の阻害要因ともなってしまう。

農地の管理というのは、本来、所有者が管理するのが当然でございますが、その所有者の高齢化、離農、後継者の不足、それと相続等によって不在地主になるというような理由から管理がなされない農地が見受けられております。このような農地に対して農業委員会としてはどのような指導を行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

農業委員会では、随時、お知らせ版等にて「農地の適正な管理のお願いについて」を掲載し周知を図っており、雑草等の苦情があった場合については、所有者等に対し文書または戸別訪問により適正な農地の管理をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 文書とか戸別訪問で適正な管理をお願いするという事は、これは現実的な対応としては理解できるのですが、根本的な解決策にはならないと思います。

6月でしたか、農業委員会さんのほうで農地の巡回をしていたのを見ております。あのようにして農地の適正な使用というのを確認しているのかなと思っておりますが、根本的な解決策ということで、現状で継続的に解消できる対応策というものはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

耕作困難な農地の解消対策は広域的な課題でございまして、有効な対策が見出せない状況にございます。農地法では、権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化しております。農業委員会としましては、引き続き、耕作放棄地所有者への指導通知、農業生産法人等への利用集積の推進、広報等による周知を行い、耕作放棄地解消を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 耕作困難な農地というのは確かにたくさんあります。私のところの古徳、それと山を越えて向こうの下江戸のほうに行きますと、山の間谷津田ですね。古徳のため池の上流部分につきましては、全てが水田をつくっていないような状況です。もうこれは再生不可能ではないかなというように感じております。

ちょっと余談ですけども、あそこを古徳沼と一体にして、水田の中をずっと木道でもつくって観光の一つにできればいいかなんていうことも考えておりますが。これはまた後で皆さんにご相談をしたいと思っておりますけれども、確かにあそこにつきましてはまずトラクターが入れない、田んぼが深過ぎて。また、おりていく道もない。これは、おりる場所はつくればできるんですけども、深過ぎて、昔は舟に乗って田植えをやっていたところですから、とてもトラクターが使えないということで、今は何もつくられていないというような現状にあります。こういったところも耕作放棄地として、じゃそれをどうするんだということも、この辺までも今度は考えていかなければいけないのかなと思っております。

特に小さいところですね。ほ場整備とかがきちっとされました大きな農地であれば大型農業機械で対応ができます。生産効率もよくて耕作放棄地になる心配はありませんが、小規模で耕作困難な農地については、先ほども言いましたようなさまざまな事情によって耕作ができないで、放棄地がますます増加することが予想できます。農地の中間管理機構というのを国のほうで、また県も中に入って中間管理機構というのをやっておりますが、これは大規模化ですから、大規模な農地についてはそういったものができると思いますが、小規模な農地についてはそれもできないというような状況で、この小規模なところをきちんとやっけないとますます放棄地というのはふえていきますし、特に県北、那珂市から北にかけては、昔から兼業農家が農業というのを支えてきたところでもあります。そういったところで、この耕作放棄地問題というのをその辺からも、また側面から見て考えていかなければいけないかと思えます。

農地というのは国土の保全機能という側面もあります。今後とも、農村の環境を地域で支えるということで、国が進めている日本型直接支払い制度等を活用して、多面的機能の維持・発揮のための地域活動、先日8月27日に耕作放棄地をどうやって再生したかというような講演を聞きましたところ、やはり人との、地域とのつながり、最終的には人だと、人がみんな力で合せてつなげて、それを再生していくのが大事だというようなことを言っていました。

そういうことで、これからも引き続き地域と行政が連携してそれぞれの役割を果たせる体制の強化をお願いいたしまして、この質問を終了いたします。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩をいたします。再開を2時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

勝村議員、登壇願います。

勝村議員。

〔10番 勝村晃夫君 登壇〕

○10番（勝村晃夫君） 休憩を挟みまして、再度質問をさせていただきます。

続きまして、自主防災組織についてお伺いさせていただきます。

現在、自主防災組織が各地で結成されているかと思いますが、この自主防災組織の結成状況についてどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

自主防災組織の結成状況でございますが、現在、市内69の自治会のうち52の自治会において自主防災組織が結成されております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 69自治会のうち52の自治会で防災組織が結成されているということですが、まだ17の自治会で結成されていないようです。自主防災組織の結成というのは全地区で結成を目標としているとは思いますが、その目標はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

市といたしましては、市内の69の全ての自治会において自主防災組織を結成していただくよう推進しているところでございます。まだ自主防災組織が結成されていない地区には、人口の減少あるいは高齢化等の問題もございますが、今後もその結成の仕方あるいはその必要性などを丁寧に説明しながら、引き続きその推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） その未結成の地区においては、結成の仕方等、説明をよろしくお願ひいたします。

ここ那珂市というのは本当に平たんな地区で、なかなか災害はないというような安心感があるかと思いますが、4年前の大震災のようなこともございます。引き続き推進をお願いいたしておきます。

そして、現在は結成するときには補助金が出ております。しかし、結成後、運営をしてい

くわけでございますが、その運営費については補助金が現在ございません。この運営の補助金を出していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

市といたしましては、現在未結成であります17の自治会の自主防災組織の結成状況を見きわめながら、現在の結成補助金を運営等の補助金に切りかえる検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 運営補助金の検討をよろしく願いいたします。要望いたしておきます。

そしてまた、この訓練状況、自主防災組織ごとに訓練を行っているかと思えます。まずは訓練をしないことには、結成しただけでは何の役にも立たない、その訓練があつてこそ自主防災組織の組織の強化というのができるかと思えます。そこで、その訓練状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

自主防災組織による訓練状況といたしましては、平成26年度の実績で申しますと、26の自主防災組織で計32回の訓練が行われており、延べ1,941名の参加者がございました。今年度につきましては、8月末現在で7つの自主防災組織で計10回、延べ618人が参加しております。

訓練の内容といたしましては、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護や炊き出し訓練などを主に行っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 大体半数ですね、26年度で52の組織ができて、26の自治会組織で訓練していると。全部の組織がやっぱり訓練をしていかないと災害時には何の役にも立たないということになりますので、全ての自主防災組織が、結成されたところにおきましては訓練が毎年できるような形をお願いしておきます。また、今年度は7つの組織で計10回ですから、2回やっているところもあるようでございます。このような訓練を頻繁にやるのが大事かなと思っております。

また、この訓練を実施したときの課題とか問題点はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

昨年度訓練を実施した防災組織からは、女性や子供の参加が少ないことや、防災への意識の啓発が足りない、資機材の利用、操作方法がわからないなどの課題や問題点が寄せられています。これらの課題や問題点につきまして、それぞれ改善策を用意して次回に生かせるようにしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 訓練を実施することによって課題、問題点が見えてくるかと思えます。特に女性や子供の参加が少ないということです。なるべく女性とか子供さんの参加を促していただいて、これからの改善策、この課題克服をしていただきたいと思えます。

また、4年前の東日本大震災においては水道が利用できないということで苦勞をいたしました。1週間ぐらいですか、水道が出なかったということでございます。そういったときのための災害時の生活用水、飲料水は備蓄してあるわけですが、その他、手を洗ったりトイレに流したりするような生活用水、このための井戸はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

市では、生活用水を確保するために、中央公民館など5カ所の拠点避難所に井戸を整備しております。また、市民の皆様のご協力により、災害時協力井戸として市内に56カ所の井戸を登録していただいております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 災害時の協力井戸56カ所、そして中央公民館などに東日本大震災の後に井戸を掘ったわけですが、これは生活用水であって飲料水ではないんですね。また、災害時の協力井戸としての56カ所の井戸も、登録はいただいておりますが、これは生活用水ということでございます。

ただ、生活用水が一番、人間が生きていくために必要な水でございますので、災害時の協力井戸がもっとふえるように努力をしていただきたいと思えますが、この井戸というのは、私のところ、市街地の外側のほうにございますと各家庭に昔からあるということでございますが、市街地におきましては、また新しくできた団地におきましては井戸がございません。そういったところの団地において、市では井戸がない団地とかそういったところは把握をしておりますかどうかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

市内の比較的大きな住宅団地といたしまして、かしま台、ときわ台あるいは平野台団地等があると思えます。そのうち、かしま台とときわ台においてはそれぞれ1カ所の井戸がござ

います。平野台団地には井戸がないという状況でございます。

なお、ときわ台団地の井戸につきましては平成25年度に独自で整備をしたと伺っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 確かに市街地、特に菅谷とか、旧瓜連町でいきますと瓜連町の中においては井戸のないご家庭がたくさんございます。そういったところでは全く水が使えなくなってしまうようなことがございますので、今ここでいきますと平野台だけですよ、井戸がない状況というのは。まだそのほかにあるかと思うのですが、小さい住宅団地が、後からできたようなところですね、そういったところには井戸がないところがたくさんあるかと思いますが、今後、井戸を新設するというか、生活用水に使えるような井戸を掘る場合に、新設の場合の市としての助成制度はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

現在、市には井戸を整備するための助成制度というものはございませんが、資機材の整備の助成につきましては、自治総合センターによるコミュニティ助成事業などを積極的に活用していただき、そうした整備をして頂ければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 現在のところ助成制度はないということですが、この自主防災組織、先ほど結成状況を見きわめながら今後は自主防災組織の運営の補助金等も検討をしていきたいというようなお答えでございました。そういったところで、これも井戸でございます。その運営補助等とあわせて今後考えていっていただきたいと要望しておきます。そんなに金額がかかるわけではないと思います。突き抜き井戸というんですか、あのような井戸であればそれほどの金額もかからずにできるかと思えます。どうかこの助成制度をご検討いただくように要望いたしまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告5番、勝村晃夫議員の質問を終わります。

◇ 福 田 耕 四 郎 君

○議長（助川則夫君） 続きまして、通告6番、福田耕四郎議員。

質問事項 1. 地域創生プレミアム商品券について。2. 那珂IC周辺について。3. 那珂市の基幹産業について。

福田耕四郎議員、登壇願います。

福田議員。

〔16番 福田耕四郎君 登壇〕

○16番（福田耕四郎君） 議席番号16番、福田耕四郎でございます。

私、久しぶりの一般質問登壇ということでいささか緊張をしております。緊張を維持しながら最後まで質問させていただきたいと、こういうふうに思っております。

また、会議規則にのっとりましてお手元に配付をさせていただいた資料がございますが、ちょっと見にくいかなと思います。非常に小さくて活字が小さいものですから、ちょっとわかりづらい点があるかと思うんですが、ざっと説明いたしますけれども、黄色の部分が農振地域、それから全く色の染まっていない白いところが調整区域、緑のところが混牧林、それから青地でへり取りがしてある部分が市街化区域、それから一部、菅谷・寄居地区、それから、これではちょっとわかりづらいんですが準工業地域がございます。見づらい点があるかと思っておりますけれども、ひとつお間違えのないように冒頭に申し上げたいと思います。

それでは、順次質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、政府が打ち出している地方創生の一環事業として地域創生プレミアム商品券の販売が、本市においても5月末、それから6月の頭にかけてされました。この商品券の販売方法、本市ではどのように行ったのかまずお尋ねをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

那珂市プレミアム付商品券発行事業につきましては、市民の購買意欲、消費を喚起し、地域商業の活性化と地域経済の振興を図ることを目的として実施いたしました。第1回は、市中央公民館や総合センターらぼーる、さらにイオンリテール株式会社イオン那珂町店、株式会社スーパーヒロセヤ那珂店、それと常陽銀行菅谷支店におきまして、27年、今年の5月31日から6月2日の3日間に1万5,000セットを販売いたしました。

また、子育て家庭応援・シニア応援プレミアム付商品券事業のための証明書発行につきましては、5月18日から6月2日に、子育て家庭応援866枚、そしてシニア応援1,899枚の合計2,765枚を発行いたしました。

多子世帯プレミアム付商品券配布事業につきましては、6月8日から7月15日に受け付けを行い、650世帯に718セットを配付いたしました。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） このプレミアム商品券の販売方法をどうして通告したかと申し上げますと、非常にこの販売方法にいろいろな問題があったと、これは新聞なんかでも報道されていますね。本市ではそういったことはなかったですが、各自治体によっては大分長蛇の列、しかもその販売日が猛暑にぶつかったということで水を配付する、あるいは予想以上の長蛇の列、あるいは買い求める方の多いところでは臨時の駐車場まで設けたというようなと

ころも新聞、マスコミで取り上げられております。水戸市なんかではそういうことがあったんですかね。

そういうことがあって私は強いて今回通告をさせていただいたのと、それからもう一点、やはりこの商品券を買い求めるという方はまず、健康な方、いわゆる弱者といたしますか、弱者と言うとちょっと語弊があるかもわかりませんが、高齢者でも足腰の弱い方あるいは身障者の方、こういう方というのは買いたくてもなかなかそこまで買いに行けない。そういうことで、私は、今後のことを思って通告をさせていただいたわけです。あらかじめご了承くださいというふうに思います。

それで、例えば今申したように、他の自治体ではいろんなそういうことが報道されたという問題点があったかと思えます。また、これは非常に残念なことなんですが、隣接の我々の立場である方がちょっと不正があったということで、これも大きく取り上げられて報道をされました。これはやはり同じ立場として非常に残念であると同時に遺憾である、私はそういうふうに思います。

それはそれとしても、それでは本市ではこの販売にあたって何か問題点があったのかどうか、なかったのか、まずお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

ただいま議員さんのほうから他自治体の例示がございました。那珂市におきましては先行販売を行っております。中央公民館において整理券を配付しながらということでございました。その中央公民館の例でお話ししますと、中央公民館からこの建物、庁舎まで購入者の並ぶ行列ができて、昼過ぎまで行列が続いたというようなことがございます。昼過ぎには大体それが解消されて、中央公民館のほかにも総合センターらぼ一るのほうでも行いましたが、らぼ一るのほうは12時少し前に行列がなくなったということでした。

大きなトラブルはなかったというふうなことではありましたけれども、やはり長時間お待たせしたということは課題として認識しております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） これといった問題点もなかったと、ただ買い求めるのにかなりの時間がかかったようございます。これはそれだけ人気があるということですから、それもいたし方ないかなと思えますが、今、結構時間がかかったということ、先ほど申したように健康体の方しかこういう行列には並ぶことができませんよね。そういうことで、次のまた販売があるかと思えます。それにやっぱり一つの今回の教訓として生かしていただきたいなど、こういうふうに思います。

また、商品券を購入された方のこれまでの使用状況、こういうことは行政として把握していますか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

使用状況でございますけれども、商品券換金をお店のほうでしています。8月21日現在での商品券換金実績でお話しさせていただきます。

商品券発行総額として1億4,030万9,000円です。1億8,000万円の商品券を発行しておりますので、約78%が換金、使われたというような状況です。第1回の商品券有効期間につきましては9月30日となっておりますので、この辺につきましては、お知らせ版、那珂市とか那珂市商工会のホームページなどを活用して周知しているところでございます。

さらに、今後は新聞折り込みチラシや販売店等を通して使用有効期限を告知などして、今月中に使っていただくというふうに持っていただきたいと、消費していただくというふうを考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 大分、七十数%利用されているというようなことでございます。

そこで次回販売される予定があるわけですね。その場合に、本市としてこの販売の方法、これは前回と同じでやっていくのか、あるいは販売方法を変えた、そういう方法でやっていくのか、その辺についてはいかがなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

第2回的那珂市プレミアム商品券発行でございますけれども、まず販売につきましては11月1日に開始して、商品券の有効期限は平成28年、年を明けて1月31日までとする予定でございます。

さらに、販売数なんですけど、1万セットということになっております。前回より少ないということがありますので、購入できる機会をふやすという観点から、前回の1人当りの販売上限5セットを、第2回につきましては1人3セットにする予定です。

先ほど問題点というところで長蛇の列ということがありましたので、そういったことも踏まえて、さらに高齢者、障害者といいますか、買いに来られなかったというような方もいらっしゃると思います。商品券を購入するための緩和措置配慮ということで、購入機会の平等化ということも含めて、往復はがきによる応募、さらに、はがきで応募していただいた方については抽せんというふうにしたいと考えております。

そして、商品券の販売所なんですけど、これにつきましてはふやす、各地区で、最寄りのところで買えるようにということで、商工会と打ち合せして数をふやしているところです。

また、当選された方の購入でございますけれども、代理の方が当選はがき、返信用のはがきに当選という印がついているということになりますが、それを持参して頂ければ商品券が引きかえできると、そういうふうを考えて今進めているところです。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 今答弁の中で高齢者や障害者ということが出てまいりました。自分で購入することが困難な、いわゆる障害者の方などに対する支援、こういうことは次回どのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

自分で購入することが困難な方、障害者、介護を受けている方の中で、本人及びご家族で日常の買い物ができない、買い物代行などをしてもらっているという方につきましては、プレミアム付商品券の周知、それに当選された場合の支援につきましては、市の保健福祉部と連携をとりながらその方法についてはなんらか周知をしていきたいというふうに今後詰めていく考えでおります。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 各課との連携は大事なことだろうと思うんです。社会福祉課、いわゆる福祉部と、それから外部団体もあるんじゃないですか。社会福祉協議会、例えば訪問介護もやっておりますね。ですから、いろんな部署で連携を図りながら、よりよい、弱者に対する今回の商品券の販売方法、いろいろ問題点もあるかと思います。その辺をしっかりと次回の販売ではやっていただきたいなど。それがいわゆる弱者と申しますか、そういう方に対する住民サービスにつながるのと違いますかね。私はそういうふうに思っております。

そういう中で、保健福祉部長はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

重度の障害をお持ちの方や高齢でひとりで買い物に行けないという方などについては、ただいま議員ご指摘のとおり、ご自身のみの方力で往復はがきによる申請やプレミアム商品券を使っての買い物は困難であるというふうに考えているところでございます。

日ごろ、ご家族の方や身近な方などから支援を受けられている方ばかりではございませんので、現在、障害や高齢を理由に公的な居宅介護サービスを利用しないと生活が困難であり、日常生活での支援が必要な方につきましては、公的サービスを直接提供しております、ただいまありました市の社会福祉協議会を含めまして、その他事業所等と連携を図って、こういった方にご協力をいただくという形になりますが、プレミアム商品券の発売が行われることの説明、それから本人から要望があったときにはヘルパーさんに申請の代行、はがきを代理で書いてもらうというような形で協力いただけるような依頼をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 今答弁いただいたように、ひとつ幅広い、そういう販売方法、特にこの弱者に対する考え方をするということは、いわゆる執行部が住民サービスにつながる、見える住民サービスですよ。目に見える、そういうことを強く私は求めたいと、こういうふうに思います。ぜひとも、まだ販売があるわけですから、そういうことを取り入れた販売を切にお願いいたします。

続きまして、長年の那珂インター周辺ということ、これは市長も議員当時よくおわかりかなと思います。それで、各議員の中でも期数の多い議員の方はおそらく記憶にあるかと思えます。議会でも特別委員会を設置して、そしてこのインター周辺の開発ということでかなりの費用をかけたことが私は記憶に残っております。また、執行部独自の調査等においてもかなりの費用をかけた、そういうことがあるかと思えます。

当初は平成2年だったんですね。これは細野運輸、物流団地の造成事業というようなことで、アサヒビールの保管・配送業務ということで、最初のこのインターの開発のきっかけがこれだったんですね。それから、その後この那珂インター周辺地区整備基本計画策定報告書、こういうものも出してあります。

そのほかにいろいろと、平成3年、平成4年には那珂町土地利用構想検討委員会、これも当時助役、それから関係各課でIC周辺でどのような開発が可能なのか、面積にして35ヘクタール、こういうことも検討委員会を設置しております。その後、平成6年、同じような構想検討委員会も設置しております。

また、反面、議会のほうでも特別委員会を設置していろんなところに視察も行ってきております。私の記憶では新潟県上越市、今、上越市ですが、当時は直江津市だったと記憶しております。これはやっぱりパワーセンター、当時、田中総理ということで、大分あの辺が開発されたというようなことでここを選定して視察研修いたしました。

その後、青森県十和田市、これは道の駅だったですね。それからもう一つ、青森県の八戸から三沢に通ずる、ちょっと北上しますけれども、その途中のいわゆる高速がちょうど最後のところだったですか、ちょっと地名を忘れましたが、そこも行って来ています。いろいろとこのインター周辺に関しては、財政的にもかなりの負担をかけながらいまだ当時とかわりばしえないのが現状です。

しかも、当時、那珂市ではよく職員の皆さんも口にしていました。那珂市の玄関、こういうふうに位置づけをしていました。今余り言う方はいないです。今言っているのは県北の地域の方です、むしろ。例えば常陸大宮、大子、常陸太田では県北の玄関那珂インター、よく聞くでしょう。私もそういう言葉をしばしば耳にしております。そういうように、那珂市だけじゃなくて県北の皆さんが県北の玄関という位置づけをしているようです。企画部長はわかると思います。

でも、いろいろ資料を見てもみますと、平成13年から平成22年までだったですか、第5次

那珂市総合計画にもその他の項でこの常磐自動車道那珂IC周辺の土地利用についてということがうたわれているんです。これを見ますと今と同じだと思うんですよ。社会情勢を見きわめながらと、いわゆる景気ですね、景気を見きわめながら長期的に取り組んでいくと。これではいつになったらできないんじゃないですか。私はそういうふうに思います。

それはなぜかという、今申したように既に平成2年からスタートして、議会も執行部もいろいろな調査・研究をしながらなら変っていない。変ったのは1つ、あそこに企業が来れば下水道整備は優先的にやりますと、こういう答弁を過去にもらっています。変ったのはそれだけです。あとは何か変ったところがありますか。まずないと思うんです。

そういうことで、あの辺は、配付した資料を見てもわかるようにほとんどが調整区域、あるいはゲートをくぐってすぐのところの田んぼがありますね。あれは農振地域です。緩和されたのはあのインターから半径1キロ以内、いわゆる物流関係は緩和された、これは承知しております。でも、それが緩和されてそういう指定を受けても、どうですか、そういう企業が張りついていますか。全然ないですね。それでは何が災いしているのか。あるいは執行部では、あそこは那珂市の財産とも位置づけをしているんですね。財産ですから財産として維持するということは、これは当たり前のことです。でも、それを活用するというのも財産と違いますか。私はそう思うんです。でも、あの周辺はいわゆる網がかかっている、こういうことが非常に災いしているのかなと、私は個人的には思っております。

あの辺の例をとれば、それはインター周辺ばかりではないです。さっき示した地図を見てもほとんどが調整区域。そういう中で、いわゆる手法としてこの調整区域を外すことができるのかできないのか。これも、私もこの質問をするにあたってちょっといろんなところを調べてみました。それで、こういうところがありますよということで企画部長にも一つ宿題を出しましたね。企画部で調べた結果、その結果が出ましたよね。こういうこともあるということ。これは余り触れなくなかったんですが、知っている範囲で、企画部長、あの常陸太田の河合地区、この辺についてちょっと答弁願いたいんですが。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

ただいま議員のほうからご質問があった件でございますけれども、これにつきましては、既存集落の維持保全を図るという目的から、いわゆる出身地等の要件にかかわることなく、住宅、一定の規模の小規模な店舗や事業所が立地できるという区域指定の制度だということで確認をしております。

この制度につきましては、現在、先ほど議員のほうからもお話がございましたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも検討を進めているところでございまして、人口減少社会に対応した地域づくりの中の具体的な施策として、いわゆる指定に向けたそういった具体的な施策として位置づけをしたいというような考えで、今、議員のほうからもせっかくお問い合せがありましたので、その辺も十分調べた上で、担当部局は建設部になりますが、担

当部局とも調整した上で総合戦略の中で十分検討させていただくという形で進めたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） これは早急に進めていただきたいと思います。資料がありますけれども、「茨城県における区域指定（県条例）の施行状況等について」というような資料を私ちょっと手に入れたんです。これを見ますと、那珂市は事務処理市なので県条例の適用はなく、市の条例、市で条例を設けなくてはならない、そして市長が公告することになりますと、こういうことです。この条件としては、いろいろ条件はありますがけれども、そんなに難しい条件ではないですね。これを見ますと、「集落性」、「一体的な日常生活圏を構成しおおむね50以上の建築物が連たん」、つながっている、あるいは区域内に車道幅員が5.5メートル以上の道路があればいいとか、あるいは排水等については下水を有効に排出する排水設備が適切に配置されていればいいんだと。ですから、例えば公共下水道とかそういうのがなくても排水ができる状態であればいいんだよと、こういうことでしょうか。あとは、給水関係では別に問題はないようですね。ですから、ぜひともこういう制度があるんですからこういうことを活用して、那珂市も人口減少が起きる前に対応をする。今一つの例で常陸太田市の河合ということを申し上げました。河合というと、道の駅ができるからかというふうに思う議員もおると思うんです。そうじゃないんです、これは。それとはまた別個なんです。河合駅、あるいは学校、あの集落ですよ。あそこはいわゆる人口減少が理由で申請をして許可がされた、こういうことです。

ですから、那珂市もそういう適用を早く整えてそういうことを進めていけば、今回の地方創生ということにもつながっていくのかなと、こういうふうに思います。ぜひこれは強く私は求めたいと思います。

そこで、市としてこのインター周辺地域をどのように考えているのかまず伺いたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

まず、インター周辺の地区でございますが、これは当然、議員も何度も先ほどからおっしゃっておりますように、那珂市の玄関口でもあり県北の玄関口でもあるという非常にポテンシャルの高い地域であろうというふうに思っています。

そういった関係から、そういったものにふさわしい整備をしていく必要があるのかなと思っておりますけれども、先ほどあるありましたように、残念ながら現在のところは長期的な視点に立った取り組みということで、民間からの引き合い、そういったものがないとなかなか進まないような状況で、市のほうで積極的には取り組んでいなかったというような状態にあるということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） これは今、部長がおっしゃったように、那珂市だけではなくて県北の玄関ということも、そういう意味では、市長、いわゆる首長が県北におられますね。そういう首長間とか、あるいは当然我々議会もそうですけれども、県北地域の一つの組織を設けて、そういうことでこの県北一帯が県のほうにあるいは国のほうにそういうことを提案、そして要望をしていく、こういうことも一つの手法ではないかなと。那珂市独自でいくのもそれは一つあると思います。そういうことをいろいろ模索しながら進めていくことによってかなり効果がある、そういうことに私は期待をしているんですが、市長、いかがですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） いわゆる那珂インターを通過して北上するところは4つだと思うんですね。那珂市、それから常陸大宮、大子、常陸太田、県北のほうで、県北といいましても旧久慈郡と那珂郡との関係になると思うんですけれども、いずれの首長ともうまくいっておりますので、今後、今ご提案のありましたことを協議会みたいなものを設けてやっていきたいというふうに思っております。

それと、先ほど要望ということで区域指定制度のことがあったんですけれども、これについても今指示をしているんです。ただ、議員はスピードが遅いんじゃないかということだと思いますので、加速するように再度指示をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） ぜひそういうことを加速しながら進めて、お願いをしたいなと思います。

最近の気象情報をNHKでやっていますね。あれを見ますと、今、秋雨前線でぐずついた天気が続いていますけれども、さかのぼってちょうど台風が15号、16号が来ているころの予報を見ましたか。周り、水戸から常陸太田、常陸大宮、この近隣全部、洪水注意報あるいは大雨注意報が出ていましたね。那珂市だけぽつんと何の注意報も出ていない。そういうところに我々は住んでいる。何ていうんだろう、楽観的というか、ちょっと何かどっぷり、そういうところがあってはならないと私は思うんです。条件に恵まれている。既に常陸太田とか常陸大宮というのは人口減少で、いかに定住者をふやそうかということでいろんな施策を出しているでしょう、補助制度を出したり。那珂市はそういうのがありますか。全くないでしょう。まだそこまでいっていない。でも、そうなってからではちょっと遅いかなと。ですから、今から執行部の皆さんの英知を結集して対応していただきたいなと、私はそういうふうに思います。ぜひとも皆さんの英知をここで発揮していただきたいなと、そういうことにも期待をしております。

インター周辺、これはいわゆる社会情勢を見ながら、行政でよくあることですよ。民間で

いえば設備投資といいますけれども、行政でいうと先行投資という文言になるんですかね。そういうことは行政としてはなかなかやらない。いわゆる一般社会の情勢を見ながら企業が来るのを待っていると。そのときにはこうやりますよというのが行政、これではやっぱりなかなかこういうことというのは進んでいかないと私は思います。

今はやっぱり一般の企業、それから行政、いいところがたくさんあります、お互いに。それを両立した行政、いわゆる行政経営が今求められているわけですから、これは那珂市ばかりではありません。どこの自治体もそうだと思います。そういう今は競争なんですよ。今から10年前あるいは15年前、人口減少、あるいは自治体同士がこういう競争になるということ余り考えなかったと思います。それが現実にならなくなって変ってきている、これが社会の変動だと思うんです。

ですから、いち早くそういうことに対して対応をしていく、取り組んでいく、これが大事なことだろうというふうに思いますので、ぜひともこの那珂インターには余りこだわらずに、そういう各地域、那珂市のですね、そういうことをしっかりと見きわめて、過疎対策といいますか、そういうことをしっかりやっていただきたい。

本市では菅谷地区ではそういう問題はありません。ほかの地区を見てください。学校は閉校になる、そういうところも現実にもう起きている。人口も減っていると思います。そういうことに対する対応、それがやっぱり均衡のとれた那珂市全体、こういうことに目配り、気配り、そういうことに対する今度は対応をしっかりとやっていただきたいなと私は強く求めて、時間の関係上、次にいきますのでひとつご理解をいただきたいと思います。

次ですが、時間もあと18分ということですからちょっと加速してまいりたいと思います。

那珂市の位置づけである基幹産業、農業、先ほど午前午後も登壇者が質問をしてまいりました。農業委員会から先ほど午前も午後も答弁がありましたけれども、いわゆる放棄地が200ヘクタールあるということはお聞きしてよくわかっております。ただ、200ヘクタールというのは那珂市の農地から見て何%ぐらいに当てはまるんですか。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

平成26年度の数字でございますけれども、那珂市の農地面積4,479ヘクタールに対しまして、農業委員会では耕作放棄地と言っておりますけれども、耕作放棄地は197ヘクタールですから、約4.4%となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 那珂市の全体からいって4.4%という数字、これはほとんど私が想像するのは、おそらく谷津田とかいわゆる耕作面積の少ないところ、例えば5畝とかそういう小さいところがこの放棄地になっているのかなと想像するんです。ただ、近隣の放棄地というのはどれぐらいあるのかわかりません。那珂市の場合は少ないほうだろうと思うんで

すが、どうですかね、山間部なんかは多いと思うんです。これは答弁はいいです。

先に進みたいと思いますので、まず農家にとって昨年は非常に厳しい年でした。近年にない米価の下落により農家収益はほとんどなかったと言っても過言ではないかなと思っております。そういう中で農家は必死に土地を守っていく。そして、那珂市においては農業は基幹産業であると、これは海野市長も常日ごろから言っております。私も農業は市にとって重要な産業の一つであると思っております。

そういう中で農家の皆さんは大変苦勞をしております。昔をいえば、手作業による田植えを家族総出で行っていた時代もありますが、時代の流れによって機械化、大型化された。ほ場整備も40年前とは大分変わってきております。しかし、現在の那珂市内のほ場はどうですか。大型化に対応できるような農地として本当にマッチしているのか、こういうことが課題であります。後継者もなく、今後の農業維持に対して不安を抱える方が大半ではないですか。那珂市の農業は基幹産業で、農業を続けたい人にはよりよい農地を提供することで耕作面積を拡大し、農地の保全や生産性の向上に努めていただきたいものであります。

そこでお尋ねをしたいのですが、市としてどのように農地の保全を考えているのか、産業部長にお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

基幹産業ということでの農業、基盤整備等、大型機械が入れるようにということも進めております。しかし一方、今お話がありました農地の保全というところでございますが、農業の施設として用水路と排水路、道路等があります。その辺の地域資源ということも含めて、保全活動は継続していかなければならないということで市としては支援しているところです。

その内容ですが、農家が通常行っている農地の法面の草刈りとか水路の泥上げなどについての保全活動を農業者が共同で行う場合、その取り組みに対しては、農地面積、これは農用地になるんですが、活動組織に補助金が交付されております。これにつきましては日本型直接支払い制度ということで最近導入されたものです。土地改良区、水利組合等が対応しているようなことでございます。

このことにつきましては、地域全体でそういったものを考えていただくということでこれまで推奨してきたところです。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 今、部長が申しました補助金を出しているんだと、これは日本型直接支払い制度なんでしょう。先ほど石川議員の質問でありましたが、あの地域なんかだっこれが適用されるでしょう。私はそういうふうに聞いていたんです。これが適用されるのかなと思ったんですよ。内容を見ると、おそらくあれは水路だったでしょう。いわゆる水路の泥上げとかあるいは農地の法面の草刈りとか、そういうのに対して10アール当り3,000円

の補助を出しますよというのが今回の制度でしょう。まだ農家の皆さんあるいは地域の皆さんはこのことをよくわかっていないです。これはもうちょっと大きく周知するようなことを考えたほうがいいですよ。これは私もよくわからなかったんです。

たまたまこういうのを手にしたんです。これを見ると、道路の法面とかというところは市が管理するところなんです。そうでしょう。これは今までは市が管理していたところなんです。だけど、そういうところに対して、その地域の皆さんがそういう法面の除草作業とかあるいは水路、あるいは農道、こういうところをやることによって10アール当り3,000円の補助金を出しますよというのがこの制度ですよ。

ですから、これは本来であればこれを皆さんに配付したかったんです。ちょっと間に合わなかった。今、議会は厳しいものでちょっとコピーというわけにいかないんです。自分がコピーをしなくちゃならない、自分のところで。いわゆる用紙代がかかるとかそういうことがありますので、そういうことで間に合わなかったんですけれども、農家の皆さんによくこれを理解をしていただきたい。これはぜひとも配付するとかそういうことを徹底してやってください、部長。

先に進みますけれども、那珂市というのはフラットなところでしょう。そこにいわゆる起伏があるわけです。那珂川統合から水を供給している。行くところと全然行かないところ、その辺を把握しているでしょう。それから、まだまだ整備がおくれているんです。土水路なんです。土水路でありながら水利費はちゃんと取っているんです。やはり水を供給するんですから、ちゃんとした整備をして料金を取るというのが前提だろうと思うんです。でも、なかなかその整備が整っていない。なぜなのかいろいろ私も調べてみました。水戸、ひたちなか、こういうところと補助率が違いますね、私が調べた結果は。那珂市の場合は補助金をどれぐらい出していますか、その補助率だけでいいです。産業部長。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

一概に何%とは言えないんですが、というのは、国営事業であったり県営事業であったり、団体営、それから県単事業等もあります。また、国・県の補助が出ないというところもありますので、率については10%から25%という程度で大ざっぱにご理解頂ければと思います。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 今言ったパーセントは近隣とは大分違いますね。近隣は50%出していますよ。ですから、例えば那珂市から提案された整備、それから水戸市から提案された整備、どちらを優先するかといえば、予算の関係とかそういう補助率とかから判断すれば当然向こうが先に行くんです。それには当然緊急性ということも伴いますけれども、そういうことで那珂市は非常におくれているんですよ。そういうことに対して、産業部長、どういふうに今後位置づけしていきますか。これは基幹産業ですよ、那珂市の。特に水、これはまだ皆さんも忘れてはいないと思います。震災のときに何に困りましたか。水でしょう。水田

も字のごとく水なんです。これが命なんです。それが恵まれた那珂台地、そこに今度は高低差があるものですから、行くところと、配水ができない、配る水が行かないんです、そういうところが極端なんです。

ですから、そういう面ではやはり補助の見直しをぜひともやって、そしてやはり農家の負担を軽減して、この基幹産業に合った農業、それがいわゆる次世代の農業。いわゆる後継者不足、担い手不足、いろいろなこういうことにつながってきてしまうんです。ですから、この辺でしっかりと、基幹産業と位置づけをしている中では積極的に行政も対応をしていただきたい。

特に市長はご承知、我々も耳にはしているんですが、JAが今度、ボリュームが大きくなりました。インター周辺の先あたりですか、あの辺に進出するようなこともちょっと耳にしています。おそらく皆さんもしていると思います。そういうこともある。だから、そういう意味でも那珂インターというのは本当に大事なんです、先ほどの話に戻っちゃいますが、それと同時に、やっぱり基幹産業ですからそういうことをしっかりやっていただきたい。どうですか、その補助は。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

市としましては、お話がありました排水路とか道路については市の管理物ですので市が直接やったり、補修とか排水路の横断管等、危険がないようにやっておるところです。

今、議員さんからご指摘、提案がありました用水路の件なんです、これは水利組合、改良区等が水利費と賦課金、経常費を集めて電気代とか人件費に使っているところ。それで、土水路等もある、用水路が老朽化している、そういったことについては市が直接ということではできませんので、なんらかの支援というところはあると思います。

また、その補助金等、近隣市町村との差があるというお話ですけれども、その辺は調査させていただいて、補助金要綱をつくってから30年以上たっているというところもありますので、これから農家支援という形になるようなことでの見直し、改正というのは考えたいと思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） ぜひそういうことをしっかり今後やっていただきたいと思います。

時間がありません。それと同時に、先ほど配った地図で見ると、那珂市の場合は農振調整区域が大半です。これは昭和46年、農振法、農地法ではなくて農振法でなったわけでしょう。これはいわゆる期限がないみたいですね、何年度までというような。これがずっと続くということですから、それに対する対応をしっかりやっていただきたい。

市長、最後にそういったことを総まとめの答弁を求めたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 総まとめと言われましても。農業はやっぱり議員のおっしゃるように那珂市の基幹産業の一つであるということは深く認識しておりますし、常日ごろ言っております。後継者も少なくなつて、TPPの懸念もありまして、今後の農業維持に対して不安を抱えている方がたくさんいるのではないかと感じております。

そのためにも、限られた予算の中で、福田議員より最後にあつた農業生産者や農家の立場となりを考えまして、知恵を絞り合つて、職員ともども一丸となつて優良な食料生産基地の保全に全力を尽くしていきたいと思つております。

また、先ほどの区域指定の繰り返しになりますけれども、やはり農地法が一番のネックになつておりますので、それをよく、網の目をくぐりながらと言うのはおかしいんですけども、そういったことを研究しながら、先ほども申し上げたように、速度を上げて取り組んでいきたいというふうに思つております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） ぜひともそういうことを加速しながら進めていただければと思つております。

時間でございます。ご清聴に感謝を申し上げながら私の質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告6番、福田耕四郎議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日4日金曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 3時26分

平成27年第3回定例会

那珂市議会会議録

第3号（9月4日）

平成27年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年9月4日(金曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	車田豊君
保健福祉部長	大部公男君	産業部長	佐々木恒行君
建設部長	富田慶治君	上下水道部長	石川裕君
教育部長	会沢直君	消防長	増子正行君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革 推進室長補佐 (室長代理)	平野敦史君

危機管理監 引田克治君 農事委員局長 樫村武君
総務部次長 川崎薫君

議会事務局職員

事務局長 深谷忍君 書記 小田部信人君
書記 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。欠席議員は、18番、加藤直行議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

◇ 須 藤 博 君

○議長（助川則夫君） 通告7番、須藤 博議員。

質問事項 1. 道路行政について。

須藤 博議員、登壇願います。

須藤議員。

〔17番 須藤 博君 登壇〕

○17番（須藤 博君） おはようございます。

しばらくぶりでの一般質問、そして朝一番というようなことで、いつも、元気ですかと、こういうふうに言われている須藤でございますけれども、昨年10月と今年4月と、自分のちよっと体調、病気の関係で若干、議会関係、それから市民の皆さん等に大変ご迷惑をかけた

ことについておわび申し上げたいと思います。

6月の定例会の一般質問の午後から、それから一番大事な議会報告会にも、朝までは出られるのかなと思ったんだけどどうしても出られなくて、私も委員長をしておりましたので、原子力委員会の笹島副委員長にお願いして議会報告会のほうを進めていただいたということで、心からおわびを申し上げます。

それでは一般質問をさせていただきます。

議席番号17番、会派新政会代表をしています須藤 博でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項でございますが、道路行政というようなことで、それに関連をしまして、関連内容は排水側溝、それから道路の整備、下水道を含めてというようなことで質問してまいりたいと思います。住みよいまちを目指していきたいということからこういう質問をさせていただきます。

私は、平成7年に当選してから今日まで、生活環境整備については特に重点を置きながら執行部に要望を訴えてまいったところでございます。なぜならば、市政の基本は市民が主役であります。今の那珂市において何が欠けているのかと。私から言わせると、生活環境の整備のおくれと市民の声が大変充満していることは執行部の方におかれてもご承知かというふうに思います。

この整備環境については、もちろん市街化地域を除いての話でございますけれども、昨日、福田議員のほうからもお話がありましたように、市街化というのは那珂市は菅谷と瓜連と平野台ぐらいで、あとはほとんどないというようなことでございますので、市街化調整区域がどうしても多い、そういう観点からその声が出ているということでございます。

公共下水道のおくれとは、那珂市は平たんな地が多いために排水流末がなかなかない、あるいは財政が厳しい、さまざまな理由で生活環境整備がなかなか進んでいないのが現状だというように私は見えています。要は、私に言わせれば、執行部のやる気があるかないかという問題じゃないかと、こういうふうに思っています。

このような説明をするのは、今の那珂市の現状は、いまだ生活道路に砂利道も多く見られます。また、舗装されている道路でも側溝が入っていない道路、下水道の整備がいつされるかというようなことで、計画されていない地域、これでは本当に那珂市に住んでよかったというようなことにはならないというふうに私は思っております。

そこで、住みたいまちとして那珂市は県内でランキング3位と言われておりますが、その住みよさということはどういう意味を言われているのか、執行部、企画部長ですか、お伺いをまずいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

この住みよさにつきましては、東洋経済新報社という会社におきまして毎年公表している

ものでございまして、全国791都市を対象に住みよさを数値化しまして、都市力を順位づけしているものでございます。安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度の5つの観点から、客観的な統計数字に基づき15の指標により算出をいたしているところでございます。

まず、安心度でございますが、病院の病床数、介護老人福祉施設定員数、介護老人保健施設定員数、出生数、保育所定員、それから利便度でございますが、小売業年間商品販売額、大型小売店店舗面積、快適度につきましては汚水処理人口普及率、都市公園面積、転入・転出人口比率、新設住宅着工戸数、富裕度につきましては財政力指数、地方税収入額、課税対象所得額、住居水準充実度につきましては、住宅延べ床面積、持ち家世帯比率という指標を使って算出しているところでございます。

那珂市が住みやすいと先ほど議員のほうからございましたとおり、全国で40位、県内では3位、平成27年でございますけれども、そういった高いランクづけをされておりますけれども、こちらについては5つの視点のうち利便度の順位が全国で36位ということで非常に高い順位となっており、隣接市に多くの商業施設がある那珂市の立地的利便性が評価されたものというふうに考えてございます。

また、住居水準充実度につきましても全国147位と、都市部に比較してゆとりのある住宅床面積や持ち家比率の高さが評価されて、このような評価につながったものであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 全国で40位、県内で3位と非常に高い順位で、私ども那珂市にとっては大変誇りに思っております。そのような理由で住みよさが見えると言えるんでしょう。特に災害もなし、平たんな地形で、県都水戸市、ひたちなか市、それから高速のインターチェンジ、またJRが那珂市内には9つの駅があると、国道は3本ある、このような市はなかなかほかの自治体、市町村を探してもないんじゃないかなと、こういうふうに思うわけです。

しかし、実際に住んでみると、生活排水の流水がないと不便を感じている市民が多くいます。今、企画部長のほうから答弁があった中には道路の整備率ということについてはうたっていないというふうに聞こえたんですけども、部長、そうですか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員のご指摘がありましたとおり、住みよさランキングの指標の中におきましては道路の整備率という指標は使われていないということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 一番大事な、生活に身近な道路の整備が入っていないというようなことでこういう数字になっているというふうに思いますけれども、それを入れたらどうなる

のかなと、こういうふうに私は思うわけでございます。

そこで、生活排水の普及率、茨城県で発行している「市町村早わかり」表、27年6月に発行されたもので、これは昨年26年3月までの数字だと思っておりますが、県内では40市町村の中で25番目、守谷市は100%排水先がしっかりしていると。近隣では水戸市が88.46%、県内で11番目、そしてひたちなか市が82.09%と県内で17番目、常陸太田市が80.23%、21位というようなことでございます。そういうことから見ますと若干まだ那珂市はおくれている。

そこで、排水の普及率とっているのはどのようなことを指しているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

ただいまの茨城県で公表しております生活排水普及率でございますけれども、こちらは市内人口に対しまして生活排水を公共下水道、それから農業集落排水、浄化槽で整備済みの人口の割合でございます。くみ取りとかで処理している人口は含んでおりません。

本市の整備普及率でございますけれども、先ほど26年3月31日で75.4%ということではございますが、最新の数字では27年3月末現在で78.6%となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 県の調査で那珂市の状況を見ますと、先ほど部長のほうからも調べがあったように、本年3月で下水道の数字は78.6%というふうになっておりましたということで、人口密度は県内では19番目ということでございます。それに比較しますと大分悪いんじゃないかなと、こういうふうに思います。生活排水の普及率は決してよい数字ではない。

なぜならば、旧瓜連地区は合併前に大分、下水道並びに排水関係については整備が進んでおりました。那珂市は、旧那珂町のときは排水普及率が非常に悪かったということで、今現在合併して今の数字を見ますと大変よいように見えますけれども、非常に那珂町時代にはおくれていたというのが現状だと。合併前にも私は何度かこの件については指摘をしておりましたが、なかなか進んでくれませんでした。

旧五台地区において公共下水道の整備がされておられません。現在、五台地区についてはほとんどされていないというふうに思いますが、バードライン付近の工事がようやく始まったというようなところでございます。

ちなみに人口的なお話をしますと、今、五台の人口は今年4月1日で8,272人、瓜連地区が8,258人ということで、全く同じくらいの人口でありながら五台については大変困っているというのが現状でございます。

合併前から指摘していたんですけれども、側溝、排水整備がされていないと。生活の環境整備がもっと進んでもよかったのではないかと、こういうふうに思います。幹線の国道以外はほとんどないのが現状であるというふうに思います。せめて下水道整備がおくれている分、側溝整備をしていただきたいと願っているのが地域の住民の声でございます。

そこで、質問事項の中台、田向の水郡線東側、議長のお許しをいただきまして資料を配付いたしました。水郡線の東側、黒い線で右から左に行っている線でございますね。町道の拡幅改良整備について、地元の中台1区、2区、そして中台・津田、田向、4つの地区で当時、私の事務所で協議をした経緯があります。これらについては、平成9年からいろいろと進めて執行部に陳情した経緯があります。当時、前小宅町長時代、地元の議員、内山議員等も含めていろいろと協議をした経緯がございます。その陳情されたことについていつ執行部のほうでは協議されたか、またその内容と回答について部長に伺います。

○議長（助川則夫君） ただいま加藤直行議員が出席をされました。

建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答えいたします。

ご質問の道路整備につきましては、平成14年8月、中台・津田区長から拡幅改良整備事前協議書の提出がされております。このことを受けまして平成14年10月に庁内審査会を開催し、後台1077番4の地先から中台669番4地先まで幅員5.5メートルの拡幅整備を採択し、同月付で回答をしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 回答されてからもう毎年のように、地区の区長さん、それから自治会の会長さんと再三の陳情をしておりました経緯がございます。その箇所については既に調査、測量されておるといふように思いますが、何年度に調査されたか伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答えいたします。

当路線、市道整備路線名でございますが、中台南次男分線の測量につきましては、平成23年度に平面図作成及び境界確認測量を実施しましたが、当時、一部の地権者から境界同意や拡幅整備に対するご理解を得られないことから休止となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） もう既に、地元の準備も含めると、私から見ますと、平成9年から準備して14年度に陳情して、13年間、合わせて19年経過しているというようなことで、地元、地域の住民はやっと道路と排水整備が実施されるのかなと期待をしておったわけでございます。先行きはそこに生活排水を接続していければというのが本当の願いでございます。

地域に住んでいる方にとっては、あの地区については基盤のような道路がありまして、住んでは本当によいところだと言われていながらも、生活環境については大変だと。お風呂の水、洗濯の水はどうしたらいいんだと。人によってはポリタンクに入れて運んでいると、そういうお話も聞いておるわけでございます。ぜひともそのところはしっかりやっていただきたいというのが本当のところでございます。地元として、その道路は将来の幹線道路と、

生活の道路として期待をしているところでございます。

地元としてその道路は将来の幹線道路ということで期待しているわけですが、いまだに水郡線の手前に実施計画がされていないところがあるわけでございます。先ほど資料を渡しましたけれども、6号国道の日立製作所水戸工場の正門からちょうど来まして、ひたちなか市の津田を通過して349のバイパスを過ぎて水郡線の東側沿線、その距離は南側が約150メートル、北側へ650メートルの箇所と、中台南次男分の拡幅道路というふうに印字されておりますが、今後の実施計画についてはどのようにになっているのかお伺いをします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

当路線につきましては、本年度平成27年度内において自治会と協議し、説明会を開催する予定でございます。実施につきましては、実施できる区間を確認してまいります。延長も750メートルと非常に長い区間でございますので、実施できる区間から順次実施していきたいと考えております。また、道路の側溝からの雨水流末整備のほうの検討もありますので、数年はかかると思われます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 今、数年と言われたけれども、数年というのは年数でいうとどのくらいのことを言っているんでしょう。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

本路線は道路の改良工事ばかりではなく、流末排水のほうの計画がいまだ立ってございませんので、今年度、流末排水のほうの調査委託をこのエリアで開始しますので、それにあわせていきますと、何年かかると言われれば、流末のほうから整備したりとかしなくてはならないものですから、期間的なものに関しては数年という形で明確ではございませんが、それだけ期間がかかるということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 流末の調査については今年度やるということだね。そうしますと、ある程度のことは調査が進めば、来年あたりから工事をやっていただけるのかどうか、その辺もどうなんでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

流末の排水路のほうの調査がかかりますので、当然、議員ご指摘のこの場所に関しては、今予定している排水路は349の大排のほうを予定していますので、距離的には一番遠い地区になりますので、その辺は用地としては側溝の用地も含めて買収し、道路とあわせて整備で

きるような形で考えていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） その排水の流末については、今度調査するというのは、ちょうどバイパスからちょっと入ったところが水たまりで、前から言われていたところがどうしてもということでやっていただくというふうになったと思うんですけども、その流末排水路については、バイパスから水郡線の間、ちょうど私が言っている南次男分道路の範囲ですか。その範囲の排水が全部できるような調査でやっていただきたいと、こういうふうにするんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、その区間を全て、エリアを含めて調査対象としております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） しっかりと、予算のほうについては執行部のほうのまた予算関係があるでしょうけれども、ぜひ整備してくれるように強くお願い申し上げたいと思ひます。

次に、先ほど申しました陸橋の手前、資料で言いますとバイパスから陸橋のところまで行っている道路です。その道路については排水先がなかなかないと言われて検討されていたようですが、そこに側溝取り付けをしていただきたいということで再三言っていたんですけども、その道路の側溝についても伺いたいですけれども、側溝の整備について。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答えいたします。

議員ご指摘の場所については、旧那珂湊那珂線のバイパスまでのところをご指摘だと思います。先ほども申しましたように、このエリアも今度の調査のエリアになってございますので、そういうものを調査した結果を踏まえて実施区間を決めて整備していきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 排水流末がないと今まで言われて、やっと検討されたようですが、私が議長のときに、23年11月18日に県の土木課に問い合わせしたら、349のバイパスに流すことは市のほうから要請がありましたら協議しますと。それで、クエスチョンですけども可能かなというようなことも言っておられたので、ぜひ、ちょうど今の道路の那珂港山方線、バイパスから陸橋までのちょうど真ん中辺が一番高い道路になっていますので、あの中央あたりから東のほうについてはバイパスの側溝に、そして反対側のほうについては今度の流末に検討されて、そちらにあわせて側溝の設置をお願いしたいと、こういうふうを考えていま

す。

もう一点、次に、これは通告しておりませんでしたけれども、バードラインから349パイパスを越えて信号1つ目の、150メートルぐらい行った信号のところに飲み屋さん関係、住宅等も随分含まれておりますけれども、その右側がいつも、道路がちょっと雨が降っただけでも大変なことで、これも前から話していたんですけれども、そこについてはどういうふうになっているか伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答えいたします。

議員ご指摘の市道6号、7号線、いわゆるバードラインから市道8-0314号線の交差点から南側の排水整備工事につきましては、道路境界確認測量委託を発注しております。境界確定後において順次設計工事を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） ぜひよろしくお願いします。

あわせて、これも通告していなかったんですけれども、ちょうど十文字のところに大きな木が1本あるんですね。これは土木課でも、前に私、お話ししたことがあるんですけれども、その大きな木が大分道路のほうへ茂っている。

それで、ちょっと雨が降れば当然だけれども、雨が降らなくてもこれから冬に向けて凍ってしまうんですね、あの道路が。だから大変危ないので、自治会を通じて話しするようになるのか、市のほうからもぜひあの木を、道路のほうへ出ている部分についてはぜひお話をし、何とか取ってもらうような方法を講じていただくようお願いを申し上げます。答弁はいいです。

以上で道路関係は終わりにしますけれども、これに関連して下水道の整備について伺います。

那珂市の下水道整備の進捗状況について、どのようになっているか下水道課に伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

下水道の那珂市全体の整備進捗状況でございますけれども、平成27年3月末におきまして、公共下水道につきましては認可面積1,710.6ヘクタールのうち1,236.1ヘクタールが整備済みとなっております。整備進捗率といたしましては73%でございます。市全体の計画面積に対しましては、全体の計画面積が3,257.8ヘクタールですので、認可済み面積で52.5%、整備済み面積で37.9%となっております。

また、農業集落排水事業につきましては、戸崎、西木倉、門部、神崎額田、戸多北部、鴻巣、酒出の7地区がございますが、そのうち鴻巣、酒出を除く5地区におきましては事業が完了し、供用開始しております。鴻巣地区につきましては、工事完了した区域から順次供用

開始はしております、本年度で全て完了する予定となっております。酒出地区につきましては、本年度より工事に着手しております、平成32年度で全域供用開始する予定で進めております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 次に、五台地区の下水道の整備計画について伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答え申し上げます。

現在、五台地区は、那珂一中から那珂高校、水戸農業高校、栗田病院にかけての区域と、さらにバードラインを東に行きまして、富士山地区の一部を含んだ220ヘクタールを第1次優先整備地区として事業認可をとっております、現在、那珂一中からバードライン周辺、そしてそこから国道349号線にかけての区域を整備しております。

公共下水道の整備全体区域の中におきます未整備計画区域については、現在、全体の整備計画策定業務を行っております、この報告をもとに平成28年度に全体計画、整備計画の見直しを行う予定でございます。さらに、その後の平成30年度に次期整備するための優先地区の選定を下水道審議会に諮問しまして、そこで決定される予定となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） やっと五台地区に、バードラインの通り、それから学校付近、そして後台3区のほうを手がけてきたというようなことで、220ヘクタールだと、こういうふうに言われましたけれども、五台全体から見ると、西木倉は農業集落でおそらくされていると思うので、そのほかは公共下水道に関係というより、五台公共下水道であるとはやるというふうになっていると思うんだけど、未整備地区というのは全体で何%ぐらいあるか。これは通告していなかったのも、もしわからなければ結構ですけれども。わかりますか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） 先ほど前の質問でお答えしました全体整備計画面積が3,257.8ヘクタールでございます。そのうち整備が終わりましてところが1,236.1ヘクタールということですので、それで37.9%が整備済みでございますので、残りの62.1%が未整備地区ということになります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 私が今言っているのは五台地区についての未整備なんですよ。わからなければいいです。220ヘクタールというのはほんの一部だと思うんです、五台地区で見ますと。だから、そういうところから見るとまだまだ五台地区についてはされていない。

今後、五台地区の整備については、今お話があった以外については28年度、来年、再来年

に下水道の審議会のところでおそらく決定されると、こういうふうに思うんです。私も以前は下水道の審議会におったから、ある程度のことはわかるんですけども、今、大分審議会も議員が少ないので、学識者かそういう方が審議されると思うんですけども、五台地区についてはぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますが、おそらく私が思いますところに、那珂市の下水道が終わるのにはこれから30年、35年ぐらいかかるんじゃないかと、下手をすると。早いところは30年前にもうできている。そうすると、50年、60年、余りにも下水道については差があり過ぎるんじゃないかというふうに思うんです。

そういうことを考えたときには、いろんなことを見ながら進めていくんでしょうけれども、五台地区も先ほど申しましたように人口密度の結構あるところでございますので、ぜひその辺も含めて那珂市全体をしっかりとやっていただきたいと、こういうふうに思っております。しっかりとした整備をして、本当に住みよいまちというふうにしていただきたいというのが市民の声でございます。きょうは、そういうことで、特に関心を持っている方に大変地元から傍聴に来ていただきました。執行部の皆さんに強くお願いを申し上げます。

最後になりますが、いろいろ質問しましたが、那珂市に住んでいただけるように、地方創生の一環で今、まち・ひと・しごとというようなことで各常任委員会で審議されておりますが、これらについて定住人口減の歯どめにできるような政策をしなければならないと、こういうふうに思っています。

それには住民の足元の整備が大事でございますが、そこで私から提案をしたいと思うんです。今のつくば、守谷のほうの人口が伸びている状況を見ますと、つくばエクスプレスの開通に伴い、約10年前にあのエクスプレスができる前と比べて倍の人が乗っていると。1日約32万人の方がエクスプレスを利用しているんです。当初は十五、六万だったけれども32万、そんなにも多くなったというふうに言える。

そしてまた、人口があつた隣接で、つくば、守谷、4つの自治体だと思ったね。この前、新聞にも出ていました。東京あるいは神奈川のほうから移り来て住んでいるということで、5万人ぐらい人口がふえたと、こういうふうに言われております。

いろんな理由があると思いますが、生活排水処理の普及率はそういうことでおくれておりますが、あわせて保育所数についてちょっと伺いたいですけれども、県内では保育所数が44の自治体で最下位だと。これでは若い方が住んでくれません。住みよいまちとして政策していかなければならないんじゃないかなと。

菅谷地区、市街化の中でも聞いたんですけども、大分アパートがあいていると。150世帯ぐらいあいているというふうなお話を聞いています。だから、菅谷へアパートをつくってもどうしようもないよということで、不動産会社の人が撤退するというふうな話まで出ているということです。

やはり若い人が住むのには、先ほどの生活排水はもちろんでございますけれども、保育所、育児支援というのがしっかりとできていないと住んでくれないんです。産休で例えば会社を

休んで1年たって復帰しようと思って子供のあれをしたら預けるところがないんだというようなことで、これでは大変だというような話をよく聞きますけれどもね。そういうことで、子育て支援、教育関係も含めてもっと多くの人に住んでもらえるように整備し、県都隣接のベッドタウンとして提案をいたすわけです。

那珂市には、先ほども申しましたけれども、水郡線に9つの駅があるんです。ということで、今の水郡線から、上菅谷駅から水戸駅、勝田駅、そして勝田駅から阿字ヶ浦線がありますね、そちらの駅。そして、ひたちなか海浜の商業、工業と大変発展をしているところがございます。今、勝田駅から行くと大変道路が渋滞していて混んでいるというようなこともございますので、それらの鉄道を見ながら、東海駅、神崎地区、額田、上菅谷と環状線の新設を各自治体に働きかけて、仮称でございますけれども、水戸の北環状線あるいは県央線とも言うてはどうかかと、こういうふうに思っています。

将来の50年、100年先を見据えて検討していただければ、50万人、100万人の将来の北関東の政令都市を目指し、まさにこの那珂市が中心となるように、市長に最後に総括で道路の整備と側溝、舗装率について、そして今の新設、鉄道について、ひとつ市長の答弁を伺いたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。3つ合わせて答弁してしまってよろしいわけですね。

今ご指摘がありましたように、舗装率につきましては、本市における市道整備は舗装率が約50%、改良率が24%とまだまだ進んでいない状況でございます。今後は、市道整備を積極的に進めるとともに、市域全体として平坦な地形が多く雨水対策等も課題となっておりますことから、流末排水が確保される場合には道路側溝を含めた計画で進めていきたいと思っております。

また、「市町村早わかり」の中で44番目に保育の順位がされているということなのですが、ただいま須藤さんのほうからお話がありましたとおりでありまして、人口10万人当りの保育所数では県内最下位という結果になっております。確かに最下位という数字は憂慮すべきものですが、保育所の場合は待機児童数が保育所整備の基準になると考えております。県が発表した昨年10月現在の最新数値では、市の待機児童数は8人で、県内自治体においては待機者数の多い順から18番目という状況になっております。26位という形になりますかね、最下位ではないということでございます。

しかしながら、子育て支援の取り組みにおいては待機児童数の解消は重要な課題でございます。来年度は、民間施設の増築により2歳児の定員をふやす予定となっております。今後は、幼稚園の再編等も計画されておりますので、そうした状況を勘案しながら整備を進め、待機児童数の解消に鋭意努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、環状線のお話でございます。

ただいまのご提案については、ひたちなか青年会議所が主催しましたシンポジウムで提案

された構想にもありましたが、その当時、私も会議所からお招きをいただきましてコメントを求められたので、大変おもしろいと賛同した経緯がありました。

この構想は、デュアル・モード・ビークルといいまして、線路も陸路も走れるタイプのものを使用し、線路のないところはタイヤで走り、線路のあるところは鉄車輪で走るというものでありまして、那珂台地を従来の障害を越えて環状に結び走行するという議員のお考え方は、大変夢のあるすばらしいお話であると思います。

また、東京の日の丸自動車が運用しております水陸両用バススカイダックとデュアル・モード・ビークルの機能をドッキングさせれば、鉄道も一般道路も、さらには海の上も、また河川、湖沼も運行でき、可能性はさらに広がるものと思います。

そのすばらしい構想も、実現させるためには資金面やそれから事業主体、さらには陸運局や道路交通法などのさまざまな課題や障害を乗り越えなければなりません。単独の自治体の枠内で解決できない壮大な計画となります。

現在、公共交通の連携につきましては、水戸市を中心とする県央地域9市町村による定住自立圏構想における協議体の中で協議を進めていくことになっており、ほかの自治体の状況等も調査しながら、市民の利便性向上につなげていきたいと考えております。

また、折しも先月8月29日に、ひたちなか市において第2回ローカル鉄道サミットが開催されまして、沿線地域の活性化について意見が交わされ、高次元交通システムの概要について紹介がありました。現在、ひたちなか市にあるひたちなか海浜鉄道が事業主体となり構想を具現化していければ、時間は若干かかるとは思いますけれども、夢はかなうものではないかなというふうに考えております。可能性については注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 保育所数については、七、八名の待機があっても基準としてなっていると、こういうようなことでもございました。でも、やはり入れない方は大変でございます。どこへ行ったらいいのかなと、仕事をやめなくてはならないのかなというようなことがありますので、そういう基準にこだわらず、しっかりと那珂市においては、いつでも入れるんだと、それぐらいの気概を持って保育支援についてはやっていただきたいと思います。

あと、今の鉄道については、いろいろ私もそういうところでお話があったというのはわからなかったんですけども、やはりそういう考えの方がいるのだなと思いました。ぜひ市長会の中で、会合の中でこういう話も那珂市の議会からあったということで、さらに進めていただければありがたいかなというふうに思います。

最後になりますが、市長をはじめ職員の皆様方に対しては、日夜、那珂市発展のためにご活躍されていることに対して心から敬意と感謝を申し上げまして、私の一般質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告7番、須藤 博議員の質問を終わります。
暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 萩 谷 俊 行 君

○議長（助川則夫君） 通告8番、萩谷俊行議員。

質問事項 1. 茨城国体に向けての取り組みについて。2. 祝日の国旗の掲揚について。
萩谷俊行議員、登壇願います。
萩谷議員。

〔9番 萩谷俊行君 登壇〕

○9番（萩谷俊行君） 議席番号9番、新政会の萩谷俊行でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

きょうは2点質問するわけですけれども、まず茨城国体に向けての取り組みと。これは、25年の第4定例会においてスポーツの振興ということでやらせていただきましたけれども、もう一度スポーツの振興を含めてやっていきたいと思えます。

昭和49年の第29回大会以来、平成31年に45年ぶりの第74回茨城国体が開催されることになっております。この国体を機会として那珂市のスポーツがさらに発展しますことを願って質問をいたします。どうぞよろしく願います。

まず初めに、小中学校の体育授業はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

小学校における体育授業の内容でございますけれども、低学年では、駆けっこ、マット遊び、水遊び、ボール遊び、ゲームなどを通して体づくりを目標に指導を行っております。中学年になりますと、運動としまして鉄棒、サッカー、水泳、飛び箱などを、高学年になりますと、バスケットボール、サッカー、リレー、水泳など、体力を高めることを目標として指導をしております。

中学校におきましては、体育理論に基づく体づくりを主眼としまして、運動を通して知識や技能を身につけ高めることを目標に、陸上競技、バレーボール、サッカー、水泳のほか、

ダンス、武道などを行っております。

小中学校とも体育の学習指導要領に基づき、各学年の成長段階に応じた目標に基づき指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 今、部長よりちょっと説明を受けたわけですがけれども、小学校低学年で、私ども小さいころはやはり駆けっこかマット遊びとか、水遊びはしなかったと思うんですが、ボール運びゲームとか、こういうのはしていたのかなと思います。また、中学年は鉄棒、サッカーは私どもはやりませんでしたけれども、飛び箱が入っていますけれども、段階的にやはり体力に沿って指導をしているのかなと思います。

それで、中学校になってからダンス、また武道を行っているとなっているんですけれども、武道は大体柔道とか剣道なのかなと推察できるんですけれども、ダンスはどういうものを行っているのかちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

例えばヒップホップダンスとか創作ダンスなどということで、生徒の表現力やリズム感を養うことを目的として行ってございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 私はそのヒップホップダンスとかよくわからないんですけれども、これは確かに今若い人が結構やるようなものなのかなとは思いますが、いずれにしても、これも運動神経とかリズム感とかを養うということに効果があるということで取り入れているのかなと思うんですが、その点についてお伺いします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 今、議員おっしゃられましたように、特にこちらのダンスでございまして、リズムであったり表現力を養うということで取り入れているというところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） わかりました。

続きまして、中学校等があるわけですがけれども、その中で指導者がどういう形になっているかなんですけれども、まず那珂一中の保健体育科年間指導計画というのがちょっと今、私の手元にあるんですけれども、これを見ますと、1学期が体育授業39時間、2学期が42時間、3学期が24時間ということで、トータルしますと105時間ですか、結構やっているかと思うんですけれども、これは各中学校全部一定なのをお伺いしたいと思うんです。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 年間の授業時数につきましては各中学校とも105時間ということになってございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 時間はどこも一緒だということですが、例えば学校によって種目ですか、先ほど、いろんな中学校でもやっていますけれども、サッカーとかバレーボール、陸上競技とかやっているわけですが、その時間割りなどは自由に各中学校で決めてやっているのかどうかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

体育の年間指導計画につきましては、各学校でそれぞれ作成をしておりますが、小学校では文部科学省が作成しました学習指導要領の各学年の目標と内容に基づきまして行っております。また、中学校におきましても、同じように学習指導要領の目標及び内容が示されておりますので、その内容を踏まえて各学校で体育の指導計画をつくっているというところがございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） といいますと、各学校によって自主性に任せて計画をつくっているということではよろしいんですね。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） はい、そのとおりでございます。ただ、実際に取り入れる内容につきましては、各学校のほうで、例えばボール遊びであればサッカーをやるのかポートボールとかそういったものをやるのか、その辺は学校のほうで決めていくということになります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） わかりました。

それでは、特に中学校なんですけれども、体育系の先生というのはどのくらい各学校に配置されているのか、ちょっとそれをお伺いします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

中学校の体育の免許を持った教員の配置ということで申し上げますと、中には校長先生がそういった免許を持った方もおりますけれども、そういった方も含めますと、ばら野学園の第一中学校では6人、青遙学園の第二中学校では2人、緑桜学園第三中学校では4人、わかずぎ学園の第四中学校は4人、白鳥学園瓜連中学校では3人というような状況になっており

ます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 今、部長から各学校の体育の免状を持った配置の人数があったんですが、学校によって生徒数も違うので人数等も変わってくるのかなとは思いますが、那珂一中は特別多くて6人、二中が一番少なくて2人、三中が4人で四中が4人、瓜連中が3人となっていますけれども、これは適数だということでこの人数が配置されているのかどうかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

先ほど答弁申し上げました人数につきましては、体育の免許を持った先生ということでお答え申し上げましたけれども、中学校におきます先生の教科別の配置数につきましてはクラス数により配置がされることになってございます。

体育の先生の配置につきましては、1クラスから9クラスまでであれば1人、10クラスから15クラスであれば2名が配置の基準となっております。那珂市におきましても当然基準どおりの配置となっております。

また、その他としまして、県の定数崩し加配というものがございまして、体育の免許を持った先生がさらに配置になっている学校もございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 今、人数的には適正だと、クラス数によって配置されているということなんですけれども、二中が一番少ないということは、やはり二中が一番生徒数とかクラスが少ないということで2人ということなんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

最初の人数についてはちょっと誤解を与えるような答弁だったかと思うんですが、あくまでも、先ほど校長先生も含めということで申し上げましたので、体育の免許を持った先生ということでお答え申し上げます。

また、第一中学校6名ということでございますが、こちらにつきましては分教室もございまして、そういった関係で人数が多くなっているという現状はございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 分教室は茨城学園ということですかね。そういうことで多いということですか。はい、了解しました。

それでは、運動部活に対応できる先生を各学校に、部活数はいくつあるかわかりませんが、

学校によってですね、配置をできるのかどうか、それを例えば県のほうの教育委員会に言って少しでも人数をふやして、部活を見られる先生が一人でも多くできるのかどうか、そういう面についてちょっとお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

運動部への適材教員の配置につきましては、定期人事異動により配属された教員の中から校長が担当、副担当を決めてございます。教職員の人事異動に関する人事権は県になってございますので、要望をしても必ずしも希望した教員が配属されるとは限ってございません。その部活の競技に適した教員が配置できずに指導に当たることが困難な場合には、県の事業としまして運動部活動外部指導者派遣支援事業というものがございますので、部活の競技に精通をした外部指導者を中学校の部活の指導に活用し、活性化を図っているところでございます。

なお、今年度におきましては、この事業を活用して、ばら野学園の第一中学校では柔道、緑桜学園の第三中学校とわかすぎ学園の第四中学校では剣道の外部指導者による指導を行ってございます。

今後につきましても、各中学校の状況により外部指導者の活用を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 今初めて知ったんですが、運動部活動外部指導者派遣支援事業ということで今、部長からお話がありましたけれども、これを一中、あと三中、四中で1名ずつ要請したというか、派遣事業で来ているということなんですけれども、何で私がこのような話をしているかというのは、よく新聞なんかを見ているとどうしても、那珂という名前であるんな部活はやっていると思うんですが、余り目立たないのかなといつも感じているんです。例えば那珂一中が野球で何とかとか、那珂一中がバレーボールとかバスケットボールで県のほうで活躍しているというような、新聞でも見出しでなかなか見られないというのをずっと思っていて、そういうことで少しでも部活を活発にするという意味でここで今質問しているわけです。

今初めて知ったんですけれども、運動部活動外部指導者ということで3人の方が来ているということなんですけれども、この先生方は、例えば今各中学校に先生がいますよね。そうすると人数は多分決まっていると思うんですが、それ以外の特別採用ということでこれはなっているんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

運動部外部指導者につきましては、定数外の配置ということで、年間27回の中で指導をい

ただいております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） そうしますと、この先生方というか、これは部活専門、例えば野球なら野球、バスケットとか先ほど出ていましたけれども、柔道とか剣道とか出ていますけれども、その部活専門、全く専門の方ということでよろしいんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、運動部外部指導者につきましては専門的な技術指導者ということで、1回の指導時間を2時間程度ということで、先ほども申し上げましたが、年間27回を上限として専門的に指導をいただいております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 那珂市で今3名ということなんですけれども、この人数に例えば限定があるとか、例えば県のほうで人数は決まっているんでしょうけれども、この外部指導者の人数は。でも、那珂市にとって、今3名ですけれども、これを5名とか6名とかにふやすことは可能なんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

県の運動部外部指導者派遣事業につきましては、各市町村から要望をいただきまして、それを取りまとめた上で配置されることとなりますので、希望どおり配置される場合とされない場合がございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 私の地元の那珂二中なんですけれども、野球部は、何か話を聞きますと先生がノックもできないということで、どうも野球部は今大分人数割れになって試合にこれから出られなくなってしまうかもしれないという話を聞いているんですよね。そういう場合はやはり校長さんなりが市のほうに、教育委員会に言って、例えば野球をよく知っている方を呼ぶということはできるんでしょうか。野球なら野球ということで。どうなんでしょう。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） この外部指導者につきましては、特に専門性の高い柔道、剣道ということで、安全性の確保を第一ということで、特にそちらの専門の指導を要する柔道、剣道に充てているというのが主なものでございます。

その他の部活につきましては、地域のボランティアの協力をいただきながら指導に当たっているというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 確かに専門、野球とか団体競技の場合、特に難しいのか知りませんが、先ほどもお話ししたように、部活を見ると案外、県西の中学校はいろんな部門で優秀なんですよね。県西の中学校というのは結構新聞に出てきます、上位で。また、県南も強いところがありますけれども、これはどうなっているのかなといつも思っていたんですけども、やはり何かそういう形で地域の中でやっているのかもしれない。

いずれにしても、部活が活発になって那珂市の何々中学校と新聞に出るのも那珂市としても大変ありがたいことだと思いますし、また、先ほど須藤議員さんからもありましたが、まち・ひと・しごとなんかに向けて、やはりまちをPRするのにも、那珂市は名前がよく出てくるよねと。いろいろな部活を含めて、こういうのも一つこれから大事な事かなと思います。

それと、この点で最後に、例えば指導者に来てもらった場合、那珂市において負担するお金というか、何かあるんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

こちらのほうは県の10分の10の補助事業となっておりますので、市の負担については特にはございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） できればやはり各中学校の校長さんですかね、やはりこれを一人でも派遣していただくような方向でやれば少しでも部活というか運動部のプラスになるのかなと思いますので、そういう面でも、校長先生が自主的に言うのが本当は当たり前、校長先生もこれは当然知っているんですよね。そうであれば、やはりもう少し活発にこれを利用してもらうように教育委員会のほうからも学校側に言うのもよいのかなと思いますが、その点についてどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

これで小中学校の体育授業を終わりにしますが、茨城国体に向けて那珂市において強化選手の対象者などはいるのか。これは子供ばかりではなくて大人、成人もあわせてちょっとお聞きしたいと思うんですが、お願ひいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

茨城国体に向けた選手強化事業の一環としまして、さる6月6日に茨城県体育協会から、4年後の茨城国体少年種別で中心選手として活躍が期待できる中学1・2年生について、21競技43名に優秀指定選手証が交付されたところでございますけれども、残念ながら、現在のところ市内の中学校には対象者はございません。

また、県の国体推進課に確認したところ、那珂市内の高校に在籍する生徒にも強化対象者はいないということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 茨城県全体で中学1・2年生、21競技43人、これは私にとっては指定選手というのはかなり少ないのかなと。21競技43人ですよね。指定選手が少ないかなと思うんですが、これは今年度ですよね。例えば来年度また、1・2年生あたりが対象だかどうか分かりませんが、そういうのを県として指定選手に考えているのか、そういうのをもしご存じなら答弁いただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

優秀指定選手につきましては、来年度は新たな見直しがされて指定選手として選ばれるということ聞いてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） わかりました。

何日か前ですけれども、新聞に載ったんですけれども、県の副知事さんが茨城県の社会福祉協議会に出向きまして、強化選手の就職をお願いしたいということで依頼をしたということで新聞に載っていました。これは多分、大学生あたりの強化選手が対象なのかなと新聞を見たんですけれども、いずれにしても段階的に、あと4年後ですからね、県としても一生懸命力を入れてやっていくんだというような形で新聞に載っていました。

ぜひとも茨城国体が優秀な形で終わるのが一番かなと思っていますけれども、それとあと、この強化選手はわかったんですが、水戸農業高校で馬術をやるような感じだったんですけれども、あれはやるのか。それと、会場をそのままあの場所でやるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 国体における馬術競技につきましては、今年の2月18日付で茨城県国体準備委員会から馬術の競技会場とする旨の選定通知を受けてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） わかりました。

そうしますと、那珂市としてどういうかかわりを持ってやっていくのか、何かあるんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

開催地となった市町村におきましては、競技開催の主体となりまして準備から当日の運営

まで担当することになります。

具体的には、準備委員会や実行委員会の設置、競技会場の附帯施設計画や選手、競技役員等の配宿計画、宿の手配になりますけれども、その作成、そして実施、または当日多くの係員が必要となりますので、そういった動員が必要となってまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） わかりました。

馬術は私どもには案外よくわからない競技だと思うんですが、水戸農業も何かこの前、優勝かなんかしたとかちょっと聞きましたけれども、いずれにしても那珂市でこれ1つだと思うんですが、やはり皆さんも興味を持って会場に行くかもしれません。ぜひとも那珂市としても適切な対応をしてやっていただきたいなと思います。

この項は終わりにしまして、今後の那珂市にとってスポーツの推進についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、那珂市においては、子供からお年寄りまでの総合型地域スポーツクラブひまわりスポーツクラブというのが、平成22年2月に設立されたわけですが、その中で数多くのスポーツクラブがあると聞いております。

その中で、先月8月に海野市長も始球式をなさったと新聞に載っているのを見たわけですが、のび伸び牛乳杯第35回茨城県ちびっ子野球選手権大会というのが那珂市の総合公園とあと野球場で行われたわけですが、その中で那珂市の那珂ファイターズスポーツ少年団が決勝まで行って、残念ながら2対3で負けましたけれども、準優勝ということは素晴らしいことだなと思っていますし、少年団の皆さんには心から応援を申し上げたいと思います。

そういう意味で、これから国体開催を契機として那珂市としてスポーツ振興の取り組みをどうお考えになっているか教育長にお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 那珂市のスポーツ振興につきましては、生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整備するというのを施策として挙げております。その中で、市民の健康の維持増進ということとスポーツ人口の底辺拡大というのが主眼になっております。

現在実施している事業といたしましては、先ほどもスポーツ少年団の話がありましたけれども、スポーツ少年団を含め小中学生を対象とした各種大会の開催、その中で技術力の向上とスポーツ団体の組織力の向上を図るため、競技団体や関係機関と連携しながら大会を支援しているところでございます。

また、幼児から高齢者まで参加できる各種の水泳教室やヨガ、エアロビクスなどのスポーツ教室の開設、その他、市内のコミュニティセンターを利用して、先ほど議員が挙げましたように、総合型のスポーツクラブひまわりの軽スポーツ教室などを実施しているところでございます。

今後、平成31年度に開催されます茨城国体に向けてスポーツへの関心というのが高まってくるかと思えます。那珂市のスポーツに関しましては、この機会を捉えて那珂市体育協会を中心としたスポーツ関係団体の連携強化を図りながら、地域のスポーツを盛り上げていければというふうに考えております。

特に総合型地域スポーツクラブひまわりにつきましては、各中学校区に設立をして、市民の誰もが自分の体力や適性に合ったスポーツが楽しめることを主眼にした振興を図っていきたいというふうに考えております。

茨城国体におきましてなかなか小中学生の強化選手というのが出ておりませんが、各学校で技術指導等もかなり進んでおりますので、子供たちの各種の大会、そういう部分で技術指導等も含めた指導をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） ありがとうございます。

やはりこれを契機に、ひまわりスポーツクラブは子供からお年寄りまでということですが、子供は強い体と健康な心を育むためにこのスポーツを通じて成長していただくのと、またお年寄りの方は、このスポーツを通して医者要らずくらいの元気な皆さんになっていただきたいと思えます。

それでは、この国体に向けての取り組みはこれで終わりにしまして、次に、祝日の国旗の掲揚についてということで2項目めに入りたいと思えます。

これも以前はやっているわけですが、議場にいる方、皆さんそうだと思うんですけども、私ども子供のころは軒並み国旗が引き綱と掲揚されまして、国旗を掲揚していないと何か変な目で見られるというような感じだったんですけども、逆に今は、国旗を掲揚すると何か恥ずかしいという時代になってしまったのか、何でそういうふうになったのかよくわからないなと思っているんですけども、ほとんどの家が、あれだけの国旗が掲揚されたのがされなくなったのは本当に残念だなと思って、また二度目の質問をいたすことにしました。

それで、きょうここに国旗、国歌、国民の祝日についてというものを持ってきたんですけども、まず読み上げさせていただきますと、日本では国旗や国歌、祝日についてそれぞれ法律で定めていますと、こうまず見出しになっていまして、まず国旗、国歌。国旗と国歌は、その国や国民を象徴する役割を持っており、敬意を持って大切に扱わなければならないものです。そのため、侮辱する目的で外国の国旗などを壊したり、汚したりすると罰せられることがあります。

那珂市のほうはちょっと飛ばしまして、国旗及び国歌に関する法律、これは平成11年8月13日に施行されたわけですが、これでは国旗は日章旗、国歌は君が代とし、旗の寸法や色、歌詞や楽曲などについて定めていますと、こうなっております。

祝日についてですけれども、国民の祝日に関する法律は昭和23年7月20日に施行でして、1年のうち15日を国民の祝日と定めております。国民の祝日は、歴史的な出来事や日本特有の風土、次の世代にも伝えていきたい慣習などにちなんだ日であり、それぞれ意味が込められています。また、国民みんなで祝い、感謝し、記念すべき日とされています。国民の祝日には、玄関等に国旗を掲げている個人宅や会社が見られますと、こうなっておりますけれども、今月21・22・23日、この3日間は国民の休日となっておりますけれども、特に21日は敬老の日、また23日は秋分の日になっています。

それで、ここに元日から天皇誕生日まで全部意味合いが書かれているんですが、秋分の日には、「祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ」ということで祝日になっているということだそうです。

それで、この市内、まず公共施設とか学校など祝日において国旗の掲揚はどうなっているか、今現状をちょっとお伺いしたい。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

市役所本庁、瓜連支所におきましては、雨天時を除き、祝日の国旗掲揚を行っているところでございます。総合センターらぼーるにおきましても、祝日は基本的には開館日でございますので、年末年始を除きまして国旗を掲揚しているところでございます。

総合公園におきましては、野球場、多目的広場に国旗掲揚のポールが設置されているところでございます。祝日にスポーツ大会等で使用する際には国旗を掲揚していただいている団体もございしますが、それ以外においては国旗の掲揚はいたしていない状況でございます。

幼稚園、小中学校におきましては、国旗掲揚は児童・生徒が登校する授業日に行っておりまして、土曜日、日曜日、祝日は国旗の掲揚を行っていないというような状況でございます。以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 市役所と瓜連支所ということで、雨天を除いて祝日の国旗は掲揚しているということですが、これはよいことだと思っています。ただ、幼稚園、小学校は、なかなか先生方は休みだし大変だと思うんですが、公共施設、例えば中学校なんかは可能性があるかなと私は思っているんですけれども、国旗を祝日にできるだけ多くの公共施設に掲げられることができるのか、ちょっとその辺の考えをお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） ただいま議員からのご提案でございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、市役所につきましては休日、祝日も含めて守衛員が在駐してございますので、国旗を掲揚することは従来どおり実施をしまいたいというふうに考えております。

しかし、祝日にやはり職員の出勤がなく、なかなか対応ができないという幼稚園、小中学

校におきましては、祝日の国旗掲揚については非常に困難なのかなというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 先ほどもちょっと冒頭にお話ししたんですが、中学校の場合は部活の先生がいろいろやっているの、誰かは祝日も練習したり大体していると思うんです。そういうことでは部活の先生に、中学校の場合、どうにかお願いしてということはあるのかなと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員からのご提案でございます。教育委員会とも相談させていただきまして、そういうものが可能かどうか、その辺については教育委員会のほうとよく相談をさせていただくということにしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 市民の皆さんに国旗の掲揚を啓発することについて、やはりできるだけ公共施設は祝日に国旗を掲揚するというのが一つのプラスといいますか、皆さんを高揚させることになるので、ぜひともお願いしたいと思います。

それで、先ほどお話ししましたけれども、22年の第2回定例会においてこの国旗掲揚の啓発について一般質問をしたわけです。そのときに、やはり啓発をしていきたいということがあったわけですが、その後、市としてどういう対応を今しているか伺います。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

平成22年の第2回定例議会におきまして、萩谷議員の一般質問に対しまして、平成11年8月の国旗及び国歌に関する法律の制定の際に、時の内閣総理大臣が、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではないと談話を出しておりまして、市としては直接的に市民の皆様方に国旗の掲揚を呼びかけることは難しいと考えておりますとご答弁を申し上げます。

加えて、国民の祝日に関する法律におきましては、先ほど議員のほうからもお話がございましたように、「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを『国民の祝日』と名づける。」とも明記をされており、現在でも国民の祝日に自発的に国旗を掲揚し、国民の祝日を祝う習慣も残っていることから、国旗、国歌及び国民の祝日に関する意味等を広報等でお知らせすることにより、自発的な国旗の掲揚を促していきたいとも答弁をいたしているところでございます。

それを受けまして、市といたしましては、平成22年7月に市のホームページにおきまして、「国旗・国歌・国民の祝日について」と題しまして内容等の掲載をするとともに、「広報なか」におきまして、平成24年1月号に国旗、国歌、国民の祝日の意義等について掲載をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） わかりました。

ちょっとその後、余りしていないようなあれなんですけれども、先ほどもお話ししましたけれども、那珂市としてもまち・ひと・しごと創生ということで今取り組んでいるわけですよ。1%も満たないような感じだと思うんですけれども、国旗掲揚は。これが10%にもしなったら、これがまたそれから、大変かもしれないですが、20、30%にもしなった場合に、那珂市を通る他地区の人らが、那珂市は何だろうということになろうかと思うんです。ほかでも揚がっていないと思いますね。

だから、やはりまちづくりの中で、例えば地域ならば、いろんな地域で何か一つになろうということがあると思うんですが、どこの市町村でもまちが一つになるというのはなかなか見つからない部分があると思うんですよ。国旗の掲揚でなるということかわかりませんが、こういうことによって那珂市が一つになっていく、まちづくりに対してですね。これも一つの案だと私は思っていますし、国旗を掲げるのが本当は当たり前といえば当たり前なんですけれども、なかなかできなくなっていますけれども、そういう意味で市民と一緒にっていくということでは、国旗の掲揚について今後さらなる努力のあれをどう考えているかちょっとお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、議員からのご提案でございますけれども、直接的に市民に対して国旗の掲揚を呼びかけることは非常に難しいのかなというふうに考えております。

しかしながら、国旗及び国歌につきましては法律として制定されているものでございます。正しい認識を深めてもらえますよう、市民の皆さんに対しましてお知らせをしていくべきであるというふうには考えてございます。

また、国民の祝日に関する法律におきましても、やはり国民こぞって祝い、感謝し、記念する日を国民の祝日と定めているということでございますので、祝日は歴史的な出来事、日本特有の風土や習慣にちなんだ日であり、それぞれ後世に伝えていくべき意味がある日であるというふうには認識をしているところでございます。

市といたしましても、市民の皆様には祝日の意味を含めた理解がより一層進みますよう、広報紙やホームページ等を通しましてお知らせをしていきたいというふうに考えている次第で

ございます。そして、市民の皆様の理解が深まり、自発的に国旗を掲揚し、祝日をお祝していただくことがやはり望ましいのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 今、部長がこれからも広報紙、またホームページを通してお知らせしていきたいという答弁がありました。ですけれども、インターネットはもうずっとそのままなんでしょうけれども、広報紙については、毎月というのはちょっと大変でしょうけれども、数多くの回数で周知しないと、なかなか見ない方も多いですし、なかなか周知できないのかなと思いますので、その点について、年にどのくらい広報紙に掲載するのかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

議員のご提案の件でございますけれども、やはりホームページにつきましては、常時見られるような形での対応をしていくということになろうかと思っております。「広報なか」につきましては、やはり周知をしていくためには継続して掲載をしていくことが非常に有効であろうというふうに考えておりますし、理解が深まるものであるというふうに考えてございます。広報紙の掲載につきましては、国民の祝日の意義等について説明等を見計らいながら、年に数回、広報紙のほうに掲載をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） わかりました。

継続的にやっていただいて、一つは例えば「広報なか」、端っこのほうに小さく書いても多分皆さん見ないで終わってしまうので、見やすく目立つような形でやっていただかないとなかなか皆さん目を通してくれないのかなと、その辺も皆さんに目立つ、見られるような広報をしていただきたいと思っております。

それと、先ほどちょっと休憩のときに下に行ってきたんですが、世帯数が那珂市2万一千九百何十何件だったんですが、約2万2,000件ですよね。これに、値段的にちょっとわからないんですが、国旗は1,500円か2,000円くらいで買えるだろうとちょっと聞いているんですけれども、那珂市だとそうすると2,000円だと4,400万円くらいかかってしまうわけですよね。これを今、まち・ひと・しごと、地方創生、これは国に出しますよね、いろんなあれで。それで、そこに、那珂市として国旗の掲揚をこれから啓発するので、国旗の補助金、皆さんに配布するのに、全戸に、こういうあれを入れてもいいのかなと私は今思っているんですけれども、それについてどうですかね。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

まち・ひと・しごとに関する交付金でございますけれども、基本的には、人口減少を抑制

するとともに地方への人の流れをつくるというような施策について、いわゆる総合戦略の中に位置づけをした中で取り組みを行うということでございます。単に給付とかそういう形での使途については交付金の対象にはならないということでございますので、なかなか、国旗を購入して全家庭に配るということに対して交付金の対象になるかということでありまして、難しいということになろうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 難しいということですね。ただ、前もお話ししましたけれども、旧那珂町時代には全戸に配られたと話しているんですが、皆さんに聞くと、どこにしまったかわからないよという方が多いですね。国旗掲揚をする方は買っていて、差しいただくほうがいいのかなとも思います。一つはそういうふうになればいいかなと思ったんですが、わかりました。

それでは、最後に市長の答弁をいただくわけですが、海野市長はやはり先見の明が高い市長だと私は思っていますので、ぜひともこれに対して強い指導力で啓発をお願いできればと思うんですが、最後に市長の答弁をいただきます。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

私が子供のころは、祝日にはほとんどの家が国旗を揚げておりました。その役目はおおよそ子供たちが担っていたと思います。楽しみな役割の一つであったことが思い出されます。いつのころからでしょうか、全学連の台頭や国旗と軍国主義を結びつける勢力が勢いを増したころではないかと思いますが、祝日に国旗を掲げる家が年を追うごとに減少し、国旗を掲げない家が大半の状況になりました。まことに残念な状況に陥りました。国旗を軽んじることは、日本人としての気概や誇りを捨て去るものではないかと思っております。

そのような世情を憂慮し、先ほどお話がありましたように、平成11年に法律第127号として国旗及び国歌に関する法律が制定されたところであります。そのときの首相は小渕恵三第84代内閣総理大臣でありましたが、先ほど談話が一つ出ましたけれども、そのほかにも談話を残しております。

申し上げますと、国旗と国歌は、いずれの国でも国家の象徴として大切に扱われるものであり、国家にとってなくてはならないものであります。国民のアイデンティティーのあかしとして重要な役割を果たしていると考えております。また、法制化に伴い、学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進されるものと考えております。我が国のみならず他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う子供たちが国際社会で必要とされるマナーを身につけ、尊敬される日本人として成長することを期待しておりますというようなことを述べられております。

私も、小渕総理の考えと同一でありまして、萩谷議員と同じ思いでございます。これから

も広報紙などを通じて祝日の意味や歴史的な言われなどについて積極的に周知し、国旗掲揚を進めていきたいというふうに思っております。

また、萩谷議員と同じ思いの方々を募り、国旗掲揚推進会のようなものを立ち上げていただき、祝日に那珂市が日章旗で埋められることができれば至上の喜びとするところでございます。

ちなみに、私が市長になりましてから、今、議長の後ろに市章と日章旗がありますけれども、これを掲揚いたしました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） ありがとうございます。

これからなかなか大変だとは思いますが、市民の皆さんに啓発していただいて、本当に国旗が那珂市にたなびくようになれば、ほかの地域の人、那珂市は何だろうということに興味を持たれると思いますし、いろんな意味でまち・ひと・しごとの中でもよい結果が出るのかなと思います。ありがとうございます。

以上で私の質問は終わりにいたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告8番、萩谷俊行議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○副議長（海野 進君） 午前に引き続き再開をいたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 小 宅 清 史 君

○副議長（海野 進君） 通告9番、小宅清史議員。

質問事項 1. 那珂市教育委員会教育方針について。2. 菅谷まちづくりについて。3. 一部事務組合について。

小宅清史議員、登壇を願います。

小宅議員、お願いいたします。

〔3番 小宅清史君 登壇〕

○3番（小宅清史君） 議席番号3番、小宅清史でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

今回3つのテーマを挙げさせていただきましたが、ちょっとボリュームが大きくなってしまっていて、時間の都合上、一部事務組合につきましては、今回行わず次の機会に回させていただきますと思います。ご了承ください。

早いもので、この那珂市議会に上げていただきまして、間もなく丸4年が過ぎようとしております。思い返すとこの一般質問の場でもいろいろありました。それもそれでいい勉強になりました。今回は、これまでの質問を絡めながら、この先10年、20年の大局を見た、新たな時代を開くための質問をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それではまず、那珂市教育委員会教育方針についての質問をさせていただきます。

本年度より、かねてから進められてきた小中一貫教育が開始されました。市内で5つの学園名を冠し、ユニークな名前をつけて学園という単位にしたわけですが、外から見ていて、いまいち何が変ったのかまだよくわかりません。当初の小中一貫に対する目的、成果の目標がありましたので、実際に始まってそれがどのように見えてきたかを教えていただきたいと思っております。

今回の小中一貫教育は、市内の小中学校全てを巻きこんだ大改革と言ってもいいでしょう。ゆとり教育が日本をだめにしたとやゆされることもあります。一つの総括としては余りいい結果は生んでいない見方が多いようです。そのゆとり教育が終えんを迎え、次に文部科学省が打ち出したこの小中一貫教育、いわゆる中1ギャップを解消するなどの目的効果がうたわれていますが、一方で、小中一貫の取り組みは市町村によって多種多様であるとも述べています。

さてそこで、那珂市の取り組みについてお聞きします。始めてみてどのような成果が今見えていますか。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

各学園におきましては年間活動計画に基づいて進めているところでございます。まだ3カ月程度でございますが、実践から次のような声が上がってきております。

まず、教科担任制を取り入れている小学校では、児童から、わかりやすい、いろいろな先生が教えてくれるのでうれしい、教職員からは、多くの先生がかかわることで多面的な児童理解が図れるといったような声が上がってきております。

また、小学生と中学生の交流活動を通して、中学生は小学生に優しく教えたり、手本になろうとしたりする意識が高まった、さらに、小学生は将来の自分たちの姿として中学生を意識して見るようになったというように、子供たちの意識が成長してきたというふうに報告を受けております。

何よりも、教職員が小中一貫教育の可能性の認識が進んできたことによって、小中の学習内容の連続性、あるいは学園として児童生徒の成長を見通した指導に取り組んでいるところ

から、成果に結びついてきているというふうに感じております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 小学校から中学校に上がるにあたっては心身ともに大きな変化を迎える時期で、子供たち自身も、自分や家族や友人にどのように向き合えばいいかということに悩み、難しい時期でもあります。先ほども出た中1ギャップが不登校やいじめの原因になるということも言われていました。

実際に小中一貫にしてみても、いじめや不登校の解消につながるというような手応えは得ることができましたか。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

小中一貫教育の取り組みとしまして、小小連携及び小中連携の交流活動を取り入れております。この交流活動から思いやりの心を育み、下級生への優しい声のかけ方や接し方を学んだり、小学校によって異なる文化があるということに気づいたりできることが期待されてございます。

不登校やいじめ問題の解決に対しては、即効性、即時性のあるものではないと思っておりますけれども、継続的に取り組んでいくことが成果につながるものというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 継続的にということ、まさにそのとおりだと思います。

しかし、大人の世界でも現実的にいじめはあるわけで、自分と異質なものは排除してしまうという意識が根っこにあると思います。しかし、幼少期に寛大な心を育むことで、他者を認めて個の尊厳を守る心を持つということが重要だと考えます。一方で、指導する教師の側も人間ですので、生徒に対してどう接するか、どう対処するか悩む場面も多々あるかと思っております。

先日報道されました岩手県矢巾町でのいじめによる生徒の自殺においても、教師の対応がよくなかったのではないかと非難されました。私自身も同じ世代の子を持つ親ですが、中学生というのは、道理にならない道理を並べたり、意味のわからない理屈を言ったり、自分勝手に主張したりと、本当にどう向き合えばいいか毎日思い悩む日々であります。それが一度に何十人も相手にするわけですから、現場での苦労は相当なものだとおもんばかるばかりです。

小中一貫教育が現場の教師の負担の減になり得るかどうかはわかりませんが、小中一貫教育により教師たちの変化や戸惑いというのは今ないでしょうか。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

先日、第1回の小中一貫教育推進委員会を開催いたしました。その折に各学園の校長先生のほうから、先生方の負担等についてお伺いしました。現在のところ教職員に戸惑いや負担が生じているということはないという報告を受けております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 先生たちに戸惑いがないというのは非常にいいと思いますし、そのままうまく続いていけばいいなというふうに願うばかりであります。小中一貫教育も始まったばかりですので、今後も現場の先生方とは密に連絡をとっていただいて、情報を共有し合うことは重要かと思います。

また、計画段階と実際に始まってからのギャップというものもあるのではないかと想像するのですが、実際に4月からやってみてわかったことなどが何かありますか。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

現在の取り組みにつきましては、平成27年度の年間活動計画に基づきまして実践研究を行っているところでございます。交流活動のあり方や、より効果のある方法について、そして学習や生活の連続性、系統性の明確化など、調査・研究が始まったばかりでございますけれども、スムーズにスタートができたというふうに思っております。

そうした中で、PTAあるいは地域の方々からは、小中一貫教育が何を行うものなのかイメージができるようになったという声があり、理解が広がってきているというふうに認識をしております。

今後は、今年度実践した活動計画を検証しまして、さらに次年度の計画に反映していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 那珂市の場合は連携型小中一貫ということで、校舎が別々のパターンですので、連携型には連携型のよさ、自由度というものが逆にあるのかなと思います。柔軟に、そして大胆な発想で行っていただきたいと思います。

その自由度と大胆な発想ということで、私は、一つの提案があります。

菅谷には現在、那珂第一中学校を中心としましたばら野学園と、那珂第四中学校を中心としましたわかすぎ学園の2つがあります。菅谷のその両学園の抱える問題としまして、那珂四中ができて以来、言われている通学学区のねじれというのがあります。端的な例で言えば、那珂一中を横目に見ながら那珂四中に通う生徒、一つの地区で隣同士なのに分断されてしまう例など、そういった例が昔から言われています。昨日、綿引議員の一般質問でも、鷲内地区で何とかならないかという意見がありましたが、長年の懸案だったこの問題を解決するに

は、ばら野学園とわかすぎ学園の2つの統合ということが必要なんじゃないかと思います。

菅谷を1つの学園にして、小学校から中学校に進学するには好きなほうの校舎を選べるということで選択肢を広げると。学園は1つですので、方針などは1つで、イベントなども1つでやっていけばいいんだと思います。今回の学園制による小中一貫は縦の統合ですが、それをさらに進化させて横の統合を図るということになります。選択肢が広がることで、中1ギャップやいじめ対策にも効果があるのではないかなと考えます。もともと一中と四中が分かれたときの生徒数から見れば、現在は生徒数その半分近くにまで減っていますので、人数的な問題は昔に比べれば解決できるのではないかなと思います。もともとは一緒でしたので原点回帰ということも言えるかと思います。

この学園の統合案についていかがでしょう。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

小中一貫教育は、小学校と中学校をつなぐ9年間の教育を学園を単位として統一して行うものでございます。そのため、1つの中学校と複数の小学校という組み合わせで、現在、学園制をとってございます。そして、各学園それぞれに目指す児童生徒像を設定してございます。その実現のための諸活動の整備を現在進めているところでございます。

ご承知のように、小中一貫教育が本格的にスタートしたばかりの中で方針を変更することは、逆に学園の混乱を招き、小中一貫教育としての教育理念にそぐわなくなる可能性もございます。現在のところ考えてはございません。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） まだ始まったばかりなのでということとは理解できます。しかし、そぐわないということはないと思うんです。校舎は違うけれども学園は同じという今の理念から決して飛躍はしていないと思うんです。今後ますます子供たちが減少して、生徒数の減少も予想されます。いずれはそういう検討もしていく必要があるのではないかなと思います。

それから次に、学習の補助についてです。学校以外での学習の補助。

この夏休み期間中、菅谷の学習塾の前には連日たくさんの自転車がとまっています。それが受験生なのかどうかはわかりませんが、こういう学習塾が学校の勉強の補完として必要となっているという現実は否めません。

しかし、学習塾に自転車で通える距離に住んでいる生徒や、月謝を払って塾通いさせられる家庭環境の生徒ばかりではありません。先日、議会報告会でも子供の貧困についての質問がありました。親の収入が子供の学力に比例するというデータもあるようです。

那珂市において、子供の成績が親の収入格差、住まいの地域間によって左右されているというようなことはありませんか。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

親の収入格差により子供の成績が左右されているかどうかということについては把握はしてございませんが、経済的な理由によりまして就学が困難な児童生徒に対しましては、就学助成制度によりまして就学援助を行っているところでございます。

また、そのほか、お住まいの地域間による成績の格差についても、全国学力・学習状況調査の結果からは格差ということが確認されてございません。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 就学援助というのは、これは塾にも対応されるんですか。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、義務教育ということで小中学校における教材であったり、給食費であったり、修学旅行費であったりと、そういうものに国の基準に基づいて支給をしておりますので、学習塾に関する費用については該当になりません。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 先日、茨城新聞でつくばみらい市の取り組みが紹介されました。1面でカラーで出ていましたので、見られた方も多いかと思えます。社会福祉協議会が無料の塾、学習支援みらい塾というものの運営を始めたという記事でございます。友達と塾に行きたかったけれども親に言えなかったと、そこに通い始めた子供のコメントが出ておりました。ひとり親で所得が低かったり、共働きで勉強が見てやれないといった悩みを抱えた家庭をフォローするのが狙いと、その記事には出ていました。元教員や元塾講師ら14人がボランティアで講師を務めるそうです。弱者に手を差し伸べるのも公共サービスの重要な役目だと思います。

そこで、那珂市でもこのような財政的、地理的な問題で学習塾に行かせることが困難な児童のための学習補助を退職教員などで実施することはできませんかということをお聞きしたいんですけども。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

学習塾に行かせることが困難な児童に特化したものではございませんが、小中学校における学習補助につきましては、現在、小学校において4年生及び5年生を対象に、夏季休業期間に、いばらき学力向上サポートプラン事業によりまして、算数基礎の確実な定着を図る学習補助を実施してございます。

また、中学校におきましても、今年度より1年生及び2年生を対象に、希望する生徒に対しまして、夏季休業期間及び放課後等に、学びの広場サポートプラン事業によりまして、数

学の基礎知識の確認を図る学習補助を実施しているところでございます。

いずれの学習補助にも、大学生、非常勤講師、そしてOB・OGなどに指導をお願いしてございます。

生活困窮世帯につきましては、国の生活困窮者自立支援制度というものの中に学習支援事業というものがございます。今後、社会福祉課等関係部署と協議をしまして、何ができるかを検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） こういう他の自治体のいいところは徹底的にパクっていただきたいというふうに思いますので、ぜひ研究していただいて、那珂市でもそういうことができるようになるならいいなと思います。以前も一般質問で言わせていただきましたが、子供が環境によって悲観してしまうというようなことがあってはならないと思いますので、子供たちにあらゆる機会を創出してあげると、そして那珂市で生まれて育ってよかったと後々思えるようにすることが非常に大事なことで、これも、まち・ひと・しごと創生ではないかと思うんです。将来、那珂市に帰ってきてもらえるような子供の環境づくりをよろしく願いいたします。

そして次に、成人式、その後成長した後に迎える成人式の質問をさせていただきます。

今回、質問項目に挙げさせていただきましたのは、平成27年の、今年の頭ですね、成人式がかつてないほどの大荒れの成人式であったということからです。来賓で出席したここにいる皆さんもご存じかと思いますが、会場に酒を持ち込み宴会騒ぎをし、市長の祝辞も新成人代表の挨拶も台なしにするほど大声でやじを飛ばしていました。酒の持ち込みを許し、これを放置してしまったのは非常に問題だと思います。どうしてこのような騒ぎになってしまったのでしょうか。成人式の運営体制に問題がなかったのかお聞きします。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

今年の1月に実施いたしました成人式におきましては、一部の新成人たちによる飲酒、喫煙等によりまして、新成人をはじめ式典に参加されました保護者や来賓の皆様、その他の方々に不快な思いをさせたことにつきまして、改めておわびを申し上げたいと思っております。

これまでの成人式におきましては、お酒などを持ち込もうとした新成人もおりましたけれども、受付で預かるなどして問題は起きていなかったということで、今年についても大丈夫だろうということで危機管理が甘かったというふうに感じております。

今後につきましては、新成人の代表で組織する成人式実行委員会での協議や事前の情報収集、係員の体制、配置、指示系統の見直しなどを行いまして、式典中に問題が発生した場合の早急な対応に備えていきたいというふうに考えてございます。また、会場周辺の警備体制

を強化していきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） これから運営の会議ですとか企画の会議などがあるかと思しますので、その辺のところをぜひ考慮していただいて、次回は飲酒や喫煙がないようにしていただきたいと思います。おそらく飲酒や喫煙をしていた新成人の中には、厳密に言えばまだ二十歳の誕生日を迎えていない未成年もまじっていたかもしれません。そうすると法律にも抵触してきますので、次回は厳格に対応をお願いいたします。また、いざというときには警察に通報するという勇氣も必要ではないでしょうか。

あと、これは余計なことかもしれませんが、せっかくのお披露目なので、人里離れた総合運動公園ではなく中央公民館で行えば、その後、写真を親水公園で撮ったり曲がり屋をバックにして撮ったりすることもできますので。それに、女性も晴れ着を着てまちの人の目に触れれば、やはり市民にとってもいいものだと思います。ですので、少子化で新成人も減ってきていますから、会場を中央公民館に移すということを検討してみてもいいかがでしょうか。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

成人式の会場につきましては、震災の影響によりまして、平成24年、センチュリープラザのほうから中央公民館へ移行したところでございます。このときの新成人の出席者は461人ということで、来賓や関係者を含めると定員の500名を超えてしまったということで、会場へ入り切れないほどの状況でございました。そういったことから、翌年から総合公園を会場に実施しているところでございます。

成人式の会場へは送迎を含め多くの新成人が車で来場するため、その駐車場の確保、そして最近では多くの保護者の方が見えており、平成27年は100人を超える保護者の方が見学に来場をされておりますので、その方々の見学スペースも確保していかなければなりません。

そのため、中央公民館での開催はなかなか難しいのではないかとというふうに考えてございますけれども、議員ご指摘のとおり少子化が進んでおりますので、該当者も減少してくることがございます。会場を市の中央である中央公民館へ移動してはというご意見でございますので、成人式の実行委員会でも協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 新成人は減っていますが、保護者がふえているという意外な答えでございまして、そうかというふうにちょっと納得せざるを得ないんですけども、そうすると人数のぐあいであるところになるかと思っております。今後、その人数の調整に合せましてそういうことも検討していただければと思います。

以上が那珂市教育委員会教育方針についての質問でございました。

続きまして、菅谷まちづくりについての質問でございます。

まず、現在、まち・ひと・しごと創生会議において、那珂市の立ち位置について議論されています。那珂市は言わずと知れたベッドタウンであります。仕事先は水戸市、ひたちなか市、東海村、日立市などへ通勤通勤する方が多く、昼間人口は非常に少ないまちであるということでもあります。

これに基づき考えますと、那珂市スローライフタウンという構想が見えてくるのではないのでしょうか。スローライフというのは、忙しい都会型の暮らしとは逆にゆっくりとした暮らしを提案するというものでございます。これを前提に菅谷のまちづくりを考えていきたいと思っております。

昭和30年、1955年に旧菅谷町と6村が合併して那珂町が誕生いたしました。菅谷は、ご存じのとおり、那珂町の中心として人が多く定住してまいりました。その後、昭和43年に道路計画が示され、昭和46年に市街化としての線引きをされたわけでございます。

そこで、現在までにここの都市計画道路整備状況はどのぐらい進んでいるのでしょうか。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

現在、那珂市における都市計画道路の決定路線は、17路線、道路総延長約61.5キロメートルでございます。平成26年4月1日現在の整備済み道路延長は約38.6キロメートル、62.8%の整備率になっております。なお、茨城県内における整備率の平均は62.1%でございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 辛うじて県の平均を上回っているという数字かと思えます。

続けてお聞きします。市街化区域の人口は現在どのくらいになりますか。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

平成23年度の都市計画基礎調査によりますと、市街化区域の人口は2万783人で、平成22年の国勢調査によりますが、過去10年と比較しますと約2.7%、555人の増となっております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 微増ということですが、2万783人住んでいると。那珂市の人口が5万5,000人程度ですので、実に那珂市の4割近くが菅谷に集中しているということになります。

以前にも一般質問で提案させていただきましたが、人が住みやすい住環境を整えるためには、ある程度まちをコンパクト化していくということが重要な要素になっていきます。市外

から那珂市に引っ越してきて家を求めるという場合、現状では菅谷に求めざるを得ないということになっております。ですが、これはコンパクト化を進める上では重要なことであり、安易に調整区域にも引っ越してくることができれば、まちはエクспанションを引き起こし、都市のドーナツ化につながるわけです。菅谷をまず重点的に整備・発展させることが那珂市自体の発展につながるわけです。

現在、菅谷市街化区域の宅地化率はどのくらいになりますか。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

平成23年度の都市計画基礎調査によりますと、市街化区域の宅地化率については53.1%となっております。菅谷地区だけで申しますと55%でございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） まだ55%近くということでございますので、那珂市の人口減少に歯どめをかけていくためには、さらに菅谷を住みやすい、休日を楽しめるスローライフなまちにしていかななくてはなりません。

都市計画においてさまざまなハードの整備がここまで進められてきたわけですが、現在の菅谷の状況を見ますと、上菅谷駅舎が建てかえられ、すったもんだもありましたが、駅前のトイレもきれいに整備され、ロータリーの整備も進みました。ロータリーの中にはカミスガプロジェクトと水戸農業高校の生徒、そして菅谷保育園の園児たちにより花が植えられ、暑いさなかもみんなが草取りなどを行っています。

駅から国道349号に向けての道も整備されていますが、角にコンビニができました程度で、それ以外は現在、目を引くようなものは何もないです。何もないから何でもできるという発想も大事なんです。あの道路はもともと計画によると、周辺の環境と調和のとれた魅力ある商業施設や、市のシンボルロードにふさわしい良好な町並みを誘導しますと書いてあります。ですが、現状ではお店がほとんど建っていないという状態であります。

ここ上菅谷駅から国道349号までの上菅谷停車場沿線道路、民間商業との連携を何か考えていらっしゃいますか。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

上菅谷停車場線沿線につきましては、平成8年3月に都市計画用途地域の見直しを行い、道路の端から30メートルを第1種住居専用地域に指定し、床面積3,000平方メートルまでの店舗等の建築が可能となりました。しかしながら、現状を見ますと沿線にまとまった未利用地が少ないことなどから、目立った店舗の土地利用がなされておられません。これらのことから、民間商業との連携した都市計画は難しいのではないかと考えられます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 道路沿いには未利用地が少ないということでございますので、なかなか難しいのかなというふうに考えざるを得ません。何かしら進むことを期待しておりますが、何ととっても、何をやるにも予算がないことには思うようにいきません。

現在、市街化区域整備費に使われている予算というのはどのくらいあるのでしょうか。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

市街化区域の整備につきましては、下菅谷地区・上菅谷駅前地区・菅谷地区のまちづくり事業、都市計画道路上宿大木内線の街路整備事業及び下水道整備に伴う操出金で、平成27年度予算ベースでございますが、約13億7,500万円を計上しております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 13億7,500万円、そのうち都市計画税が24.5%とお聞きしております。中心市街地への整備とはいえ都市計画税だけではやはり追いつかないと、4分の1しかありませんのでという現状もあります。国や県から交付税がないといつまでたっても未完の地というふうになってしまいますが、現在、国や県からはどのくらいの補助が来ているのでしょうか。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

本年度の都市計画整備に係る補助金は、内示額で6,828万円です。これは当初要望額に対して31%の内示率となっております。計画的な整備率に対しておくれが生じているような現状でございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 31%と、こういうのは自治体間の予算取り競争でございますので、開発を早急に進めるために、ぜひ補助金の増額を求めていただきたいと思います。

それから、上菅谷周辺の公有地についてお聞きします。

あの辺を歩いてみると結構目にとまります。駅前の再開発に伴って、市の所有地が多く上菅谷周辺にはあります。これらの公有地をいつまでも空き地にしておくということではないかと思えます。菅谷のど真ん中、いわばへその部分ですので、必ず有効に使っていただきたいと思っております。

現在、那珂市が上菅谷周辺あたりで所有している土地というのはどのくらいあるのでしょうか。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

上菅谷駅前地区区画整理事業地内の市有地としまして、19区画地で、面積は1万842平方メートルでございます。その内訳は、公売中の1区画401平方メートル、公売予定の7区画1,801平方メートル、駐車場として使用及びJ Aに貸し地が3区画6,800平方メートル、今後、広場やポケットパーク等の整備予定が8区画1,840平方メートルでございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 1万842平米、約1町歩ほどあるということかと思えます。うち7反歩をJ Aに借地しているということかと思うんですけども、貸している土地はどうしようもないので、それはそのままでは仕方ないですが、その他、駅前の公有地でございますが、上菅谷駅前に隣接する市有地に有効な用途を考えてほしいと思うんです。例えば市民が集まれる集会場ですとか、観光PRができるような場というものをつくってはいかがでしょうか。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

上菅谷駅前土地区画整理事業地内の上菅谷駅北側の市有地は513平方メートルでございます。今のところ主だった施設の整備計画がないことから、広場的な整備を予定しているところでございます。施設を建築する予定はございません。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 市で何かを建設するということは、先ほどの予算の件もありますし、その後の維持管理の問題も出てきます。ですので、必ずしも市独自で建てるという選択肢でなくてもよいと思えます。

例えばP F IやP P Pという手法があります。P F Iは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律という、いわゆるP F I法に基づき実施される公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金及び経営能力や技術的能力を活用して行う仕組みのことです。P P Pも同様で、民間の資金やノウハウを活用して社会資本を整備するということです。これらを利用することで、公的な負担を軽減して市民サービスを向上させるということが可能になります。

内閣府のP F I推進室ホームページ、「P F Iの現状について」というページがあるんですけども、2013年3月時点で国、地方公共団体で実施方針が公表された418件4兆2,477億円の事業規模のうち、7,833億円がいわゆる民間からの資金調達、V F Mによって資金調達ができたとのことになっております。P F Iの導入により、国、地方公共団体などを通じた国全体の再建に寄与したというふうに内閣府のほうでは評価しております。

そこで、市に直接、施設の整備計画がないのであれば市有地を民間企業に貸し出して、P P PやP F I、民間事業者の助成制度を活用して施設の整備や管理などをするいろんな手法を模索してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

議員ご提案のとおり、市有地の有効活用をするためには、多様な主体によるサービスの提供が必要になってくると考えております。そのためには、官民の役割分担を明確にした上で、PPPやPFIなどの手法を取り入れ、民間活力を施設の整備や管理に導入するなど、民間事業者から事業提案があれば民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービス提供について協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） わかりました。

先ほども名前を出しましたカミスガプロジェクトさんのほうで、以前、あの駅前の場所に施設を建ててワークショップや映画鑑賞などができるようにしたいということで、経産省に補助金の申請をしようとしたそうですが、市役所で行政支援書を出していただけなかったの補助金の申請ができなかったという話を伺ったのですが、私もここは事実関係をよく認識しておりませんのでお聞きしたいのですが、そのような事実はあったのでしょうか。

○副議長（海野 進君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

ただいまの件ですけれども、平成25年4月にカミスガプロジェクトから、国の補助事業の商店街まちづくり事業補助金を利用した、上菅谷駅前の駅前広場市有地を活用した複合施設の建設計画についての説明がありました。しかし、当時は上菅谷駅舎の建てかえ工事を予定していたということもありまして、駅前広場市有地につきましては建設資材置き場として利用する予定でございました。それで、駅前広場市有地の提供はできないということをご説明したわけです。

その後、カミスガプロジェクトからは市に対して要望書などについての提出はございませんでした。

以上です。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 工事中であったので出せなかったということでございますね。物理的に無理であったということですから、これは仕方なかったわけですね。

では、次回要望が出た際には協議しながら行政支援書を出すということによろしいですかね。大変安心いたしました。これからはうまくやってください。

それから、宮の池公園でございますが、宮の池はその名のとおり、昔、神社があり、両宮と呼ばれていたそうです。池自体も、今よりも何倍もある大きな池であったと聞いております。現在、宮の池公園も整備され、市民の憩いの場となっています。先日、6歳の娘を連れて公園に行ってみましたら、チョウトンボと呼ばれる大変珍しい真っ黒な、風に乗って

チョウのように飛ぶトンボがたくさん飛んでおりました。真夏だったのでセミの抜け殻も無数に確認できました。

駅目の前にこのように広くてきれいな公園があるということは、非常に自然豊かですばらしいと思ひまして、他の市町村を見ても、駅前にあれだけの公園があるというのはそうないんじゃないかというふうに思ひました。

最近、市外から越してきた市民の方に、那珂市にバーベキュー場が欲しいというふうに言われました。確かにバーベキューは、今、都内でも大変な人気で、バーベキュー場が観光ガイドでも紹介されるほどの人気を呈しています。これは、那珂市のスローライフ構想を実現するためには非常に有効なツールと考えます。休日を市外のショッピングセンターで過ごすのではなく、地元の商店や直売所で肉や野菜を買い、友人や友達が集まって近場でバーベキューができるというのは、思い描くだけでワクワクします。

そこで、宮の池公園でバーベキューができる場所を整備して開放してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

宮の池公園は、那珂市都市計画公園条例による都市公園でございます。また、底地は国有地であります。国から公園として無償借地しておりますので、都市公園の目的外の使用については制限があります。協議が必要であると感じております。加えて、火気による危険性や煙、騒音、ゴミ等の環境面の影響が考えられますので、都市公園のバーベキュー施設については公園管理上適当ではないと考えております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 国有地だからだめだとか煙が出るからだめだでは、バーベキューはできないんです。要はやるかやらないかだけです。テント、コンロ、材料、椅子、テーブル、全てこちらで用意しますので手ぶらで来てくださいというようなバーベキュー場も大変人気になっています。

わざわざ施設をつくる必要はないと思ひます。場所さえ確保できれば、運営管理は民間に任せるといふことでよろしいのではないのでしょうか。先ほどPPPの話もしましたが、市のほうで管理するといふ意識ではなく、民間に任せて、場所だけを市のほうで提供するといふのができないかと思ひうんでけれども、このバーベキュー、市民交流、交流人口の増加を図るといふ上で非常に有効なツールと考えます。地方創生にうまく活用できるのではないかと思ひうのですが、どうでしょう。

○副議長（海野 進君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

バーベキューについては、気の合う仲間同士や家族連れが自然の中で開放的な気分になり、

子供から大人まで誰もが楽しむことができる人気レジャーの一つではないかなというふうに考えてございます。

一方、ゴミや騒音などの環境問題やマナーを守らないということから、公園や公共施設での使用が禁止されているところもあるようでございます。

議員がご質問の市民交流や交流人口促進するツールとして有効なのではないかということですが、例えば若者世代の婚活イベントや祭り等のイベントとしての活用の外、地元食材の利用促進を図るためにバーベキューを行う例などが見受けられるところでございます。

公有地等でのバーベキューにつきましては、市として定住促進や交流人口を促進するために必要であるかどうか等、市民ニーズなども十分に踏まえながら判断をしていかなければならないことではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 婚活パーティーはいいですね。非常に前向きな答弁と受けとめておきます。ありがとうございます。

駅前の多目的ホール、そしてバーベキュー場と、民間の活力を生かして活性化につなげるような政策を実施していただきたいというふうに思います。

参考例としまして、滋賀県大津市のなぎさのテラスという例があります。ご紹介したいと思います。

なぎさのテラスは、琵琶湖の景色を見ながら飲食が可能な施設ということであり、まちづくり大津という団体が事業主体となりつくられました。大津市中心街活性化基本計画の先導的な事業として、先ほど出ました経産省の補助金を活用して行われたということでございます。これがつくられたなぎさ公園は、せっかく美しい景色、水辺、緑、遊歩道がありながらも集客魅力にはなり得ず、目的性を持って出かける動機づけが不十分であるという課題があったということでございます。まさに宮の池公園そっくりだというふうにこの本を読んで思いました。

そこに、オープンカフェ、なぎさのテラスプロジェクトということでテナントを建てて、カフェやレストランを募集して入れたということでございます。中心市街地は地域や周辺への波及効果が高いので、やはり中心市街地に人を呼び込むことが経済再生の鍵になるということでございます。

この事業成功においては、地域住民や企業が中心となったことにあわせて、行政の陰の働きが非常に評価されております。特に市役所の都市再生課という課が関係事業者と真剣に協議を重ね、応援し、時に問題や壁にぶつかるとその解決のために議論を尽くし、法令を徹底的に調査し、解決のための方法を調査・研究するということを惜しまなかったそうです。行政マンに求められる仕事のスタンスというのはそういうものではないでしょうか。これは、

その事業をやっている人のためにやったわけではなく、市のため、市民のために行政マンは夢中になったということでございます。

この行政マンという言葉は非常に何か格好いい感じがするのです。職員の方も、これから行政マンと言われるような地域創生をやっていただきたいなと期待するわけでございます。

そして、にぎわい創出で、来月行われます産業祭について少しお聞きしたいと思います。

今回、那珂市で初めて行われる産業祭ですが、事業計画書を見ますと、どうして開催するのか、何のために開催するのか、どのような成果を期待して開催するのかがちょっと読み取れませんでした。これでは名前が先行した開催ありきの事業としか受け取れません。

そこでちょっとお聞きしたいんですが、これは一体何のために開催をするのでしょうか。

○副議長（海野 進君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今お話のありました産業祭は、第1回ということで来月10月25日に行います。これにつきましては、那珂市における産業を広く市民に紹介すること、事業者や生産者、消費者との交流機会を新たに創出する、さらに地域産業の振興、市民生活の向上に資するということが目的として実施するものです。

以上です。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 産業を市民に紹介すると、これはいいとして、事業者や生産者、消費者との交流機会を創出する、これはまず何のためにかというのがわからないですね。

一番わからないのが、地域産業の振興と市民の生活の向上に資するということがなんでございますけれども、これが目的になってしまっているんですが、これを目的にすると、事後の事業報告書をつくる時、じゃどのような成果があったかというのをどういうふうにかかると、どういう検証をするのかなというのが、非常に疑問しか残らないんです。まあまあ人が来たからよくできたねということでもいいのか。例えば1万人、2万人の動員が見込めるという確証もないですし、こういう目的を達成するためにはこれだけの人数が来てくれる必要があるというような逆算をしなければ意味がないと思うんです。そうしなければ検証もできませんし、市から予算を200万円使って何の成果が出たかわからないようなことになってしまうのではないかと危惧するわけでございます。

広く市内外の人に産業を知らせたいということが目的であるのならば、新たに産業祭を行うのではなくて、既存の事業に乗かってやればいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○副議長（海野 進君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

既存の事業ということで実行委員会形式でやっているものとして、4月から5月の八重桜まつり、また8月末のひまわりフェスティバル等がございます。これにつきましては、事業

の目的、参加する事業者の対象が異なっております。

産業祭でございますが、商工業製品の展示及び実験とか工作体験、商工業製品の販売、農産物の販売などで、通常行っている営業許可業種を必ず入れて参加することを規定しております。単なる物品販売にならないようにしようという工夫でございます。

事業経費につきましては、市の補助金、そのほかに商工会、農業協同組合の負担金、参加者からの出店負担金を収入として実施する予定でございます。

産業祭につきましては、余り知られていないという市内企業などがあると思いますが、この方々の持つ優れた技術、商工業製品、農産物などを市民に知っていただくというような機会として考えております。また、市外に対しても、素晴らしい企業がある、那珂市にはそういう企業が立地しているということアピールできる機会ではないかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 八重桜まつりやひまわりフェスティバルと、目的や参加の事業者が合わないということはわかるんですけども、同じ商工会でいえばカミスガも同じ商工会主催でございますので、そことの連携は可能だったのではないかなと思います。

まず、中央公民館でやるということが疑問でございまして、主催者側からはやりやすいかもしれないけれども、中心市街地に人を呼び込むということを考えると、なかなか親水公園や中央公民館では、場所はいいところですけども、産業祭という目的にはそぐわないのではないかなというふうに思います。やはり周りへの波及効果を考えていただければ、上菅谷駅周辺で開催をするというのが非常にベストだったんだと思います。

商工業製品の展示及び実験、工作体験、商工業製品の販売、農産物販売などを通常行っている営業許可証を必ず入れて参加すること、この辺も手法はカミスガと変わらないんですね。市内の企業が持つ優れた技術や商工業製品、農作物などを市民に知ってもらう絶好の機会と、もう本当に、一緒にやればいいのになとしか思えないです。これは、つまらない過去に縛られて市民の利益にならない姿勢をこのまま静観し続けるのかということをもまずカミスガに対してお聞きしたいんですが、いかがですか。

○副議長（海野 進君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

カミスガにつきましてはこれまでイベント等を行っております。これにつきましては、いろいろカミスガプロジェクトが企画運営しているというようなことで、自由な発想で進めているということになっていると思います。

市としては、そういったところも踏まえながらというようなご提案だとは思いますが、カミスガ等につきましてはこのまま進めていただいてというふうな、現状どおりというふうに考えているところです。

以上です。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 私が申し上げているのは、カミスガをどうこうしろというのじゃなくて、市のほうがもっと寄り添って利用したらいいんじゃないですかというふうに思うんです。200万円をわざわざ最初の事業として予算をつけてやるよりは、既存の事業に乗かってやればもっと盛大に、効果的にできるのではないのかなというふうに思うんですけれども、これも一番大変なのは商工会だと思います。同じ月にカミスガがあって産業祭があるということでございますので、非常に商工会のほうは大変だなというふうに思います。これが果たして市民のためになっているのかと、一体どっちを向いて行政をやっているのかということになります。

今回はもう仕方ありませんけれども、次回以降、そういう連携も考えてもっとうまくやっていただければと思います。

先日、常陸太田のほうにワーキングホリデーの子供たちの付き添いで行きましたけれども、常陸太田では、もう使えるものは何でも使ってPRをしようと、竜神橋でバンジージャンプなんていうのは、よく常陸太田市でPRもやっていますけれども、民間企業がやっていることですけれども、そういうのもフルに活用して何とか常陸太田に人を呼ぼうという努力をしているというのが非常によく感じられました。

那珂市も、地域間競争に負けてしまいますので、そろそろ仲よくやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。答弁はいいです。

気を取り直しまして、次のにぎわいは、来年菅谷で行われます菅谷まつり、いわゆる大助まつりについてでございます。

大助まつりは、3年に一度の菅谷のビッグイベントであります。昔と比べると年々規模が小さくなってきてしまっていることは否めません。菅谷という大世帯の9地区が一つにまとまり、きずなも新たに生まれるすばらしいお祭りです。そして、那珂市に新たに引っ越してきた人たち、家をどこの市町村に建てるか迷っている人たちにも、那珂市にはこういう楽しみがあるというアピールができる重要な場であります。これもスローライフの重要な要素でございます。

まち・ひと・しごと創生を考えると、やはり温故知新の精神を欠かしてはいけないと思うのです。新しい事業に投資するばかりが地域再生ではありません。既存のよいものを育てていくことも大事ではないでしょうか。ですので、来年の大助まつりには市役所の職員の皆さんも積極的に参加していただいて、盛大に開催したいと思います。

ですが、やはり古来からのお祭りには見えと見ばえも必要になってきます。普通のイベントとは違う点が多々あります。これにはやはりお金がかかります。ですので、こちらは補助金の増額、そして市内外への発信の強化など、もっと積極的に市のほうで参入していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（海野 進君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

まず、来年開催予定の菅谷まつりにつきましては、菅谷地区でのいわゆる菅谷ちょうちん祭りとか大助まつり、これを菅谷まつりとして地元で行っているというようなお話だったと思います。菅谷地区の職員につきましては、自治会と一緒に山車を引いたりとか、積極的にはやしとかそういったものに参加しているというふうに見聞きしております。

補助金の件なんですけれども、観光補助金交付要綱によりまして金額は算定しているところですが、今年7月に額田まつりが行われました。額田地区の神社を中心にしたみこし、山車等ございました。それと同等ということですので、なかなか補助金の増額というのは難しいと考えております。

市内外への発信、観光としての歴史的なことも踏まえて助成しているということがありますので、そういったところは積極的に市としてもPRしていきたいというふう考えております。

以上です。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） これから来年度の予算取りが始まるかと思っておりますので、商工観光課さんにおきましては全力で予算取りに行っていただいて、冒頭にも言いましたけれども、2万人の菅谷市民が期待しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、住環境の整備についてお話をいたしたいと思っております。

平成24年第4回定例会の一般質問で、私は空き家対策について問わせていただきました。当時はまだ今ほど空き家問題が騒がれていなかったせいも、執行部の答弁も歯切れが悪く、市役所内でも担当課すら決まっていないという状況でございました。

当時、私は、千葉市では高齢者の孤立防止ときずなの再生を目的として三世同居に必要な費用の一部を助成していると。さらに福井市では、二世住宅を前提とした新築・中古住宅の購入、リフォームには補助金を出していますと。那珂市にもこのような制度を取り入れてはいかがでしょうかと提案いたしました。当時の執行部の答えは、それが人口流出防止につながるとは思えないという答弁でございました。

改めてお聞きします。市外から子供が戻ってきて、二世三世住宅を建てる、改装するという場合にリフォーム助成をすべきという意見ですが、いかがでしょうか。

○副議長（海野 進君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

現在策定作業を進めておりますまち・ひと・しごと総合戦略におきまして、人口還流戦略として、那珂市に出自を持つ方々が重要な対象であるというふうに認識をしているところでございます。また、三世同居につきましては、親の子育てへの協力が得られやすいなど、子育てのしやすさや、高齢者の生活支援、介護などの面からも優位性があると注目されてい

るところでございます。

那珂市出身の子育て世代の方々が那珂市に戻ってきて定住し、子育てをしてもらえるような住宅助成制度等の導入は有効であるというふうに考えておりますが、現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、対象者や制度内容について今後十分に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員、残る時間2分40秒でございます。お願いいたします。

小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

3年前から言っていてようやく検討に入っていたということ、ぜひお願いしたいと思います。行政はスピード感が大事です。ですので、バーベキューも先手を打っていただいて同じように取り組んでいただければと思います。

それからもう一つ、リバースモーゲージという制度がございます。リバースモーゲージといいますのは、住宅担保型老後資金ローンという言い方をいたします。最大の特徴は、現在の家に住み続けながら家を現金化できるという点でございます。家を担保にお金を借り、その資金を老後の生活に充て、死後、家を清算して一括返済するという仕組みでございます。総務省の調査では、40歳以上のリタイア世代の家計が約71万円赤字となっておりますということでございます。蓄えが尽きる世代がこれからふえるということで、この制度を利用する人がふえていて、自治体も制度づくりを行ってきております。

これも空き家対策として有効かと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○副議長（海野 進君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員からご提案がありましたリバースモーゲージローンでございますけれども、家を売却せずに資金を借りることができる、高齢社会における住みかえや空き家対策などの課題に対応した金融商品の一つだと認識をいたしているところでございます。

金融機関におけるリバースモーゲージローンも含めた各種住宅ローン商品につきましては、定住促進や空き家対策につながる鍵となるポイントでもございますので、地元金融機関と連携した取り組みについても、まち・ひと・しごと総合戦略の中で今後検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） リバースモーゲージは非常にユニークな制度でございますので、さまざまな活用を模索していただきたいと思います。家を現金化して生活費に充てて、その家を賃貸して自分は病院の近くに住むという選択肢などもできるようでございます。

いろいろ菅谷のまちづくりについてお聞きしてきましたが、こういうものもやはり行政の

ほうでベクトルをまず示していただいて、大きな目標を掲げて、みんなに夢を見させるようなリーダーシップでどんどん実行していただきたいと思います。

まち・ひと・しごと創生のためのアンケート結果も重要ではありますが、まずは市民と一緒に汗をかいてみるのところから始めることを期待いたしまして、私の一般質問を、駆け足でございましたが終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（海野 進君） 以上で、通告9番、小宅清史議員の質問を終わりにします。

暫時休憩をいたします。再開14時は15分でお願いをいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（助川則夫君） 通告10番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 学校給食への異物混入について。2. 福ヶ平霊園について。3. いじめ対策について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔15番 遠藤 実君 登壇〕

○15番（遠藤 実君） 議席番号15番、遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず1つ目は、学校給食への異物混入について伺います。

この件は、かなり既に何人かの市民から問い合わせ等々をいただいております、ちゃんと議会でも追及しろというふうな声もございます。いろいろとお伺いしてまいります。

子供たちが安全に食べられるはずの学校給食において、今年6月に非常にゆゆしき事態が発生しました。給食のタンメンスープの中にプラスチックの破片が入っていたというんですね。こんなものが子供の胃の中に入ってしまったらどうなりますか。これは、異物混入となれば民間では重大な責任問題であり、営業停止などの社会的制裁の可能性もあります。

まず、何が起きたのかその経緯、そして市はどのような対応をしたのか伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

まず、日時でございますけれども、さる6月11日木曜日でございます。

当日の経緯と対応についてご説明をしたいと思います。

まず、時系列でご説明をしたいと思います。

12時5分でございますけれども、給食センター職員分の配膳中に、タンメンスープの中に大きき2から3ミリの黄色いプラスチックの破片の混入を確認したところでございます。

12時15分。給食センター分と同じメニューの4つの中学校分のタンメンスープへの混入が懸念されたため、安全を第一に考えまして、瓜連中学校を除く4中学校に電話連絡をしまして、タンメンスープの喫食をストップいたしました。あわせて、業者に代替食の手配を開始いたしました。なお、小学校につきましては別メニューのため影響はございません。

12時17分になります。給食センター長から学校教育課長へ、混入があったこと及び代替食について電話で報告がございました。

12時20分。学校教育課長から、給食センター長の報告内容について、私、教育部長のほうに報告があったところでございます。

13時30分から13時45分ごろ。4つの中学校にマフィン、乾パンの代替食を配付いたしました。

14時30分ころ。教育部長のほうから教育長のほうに、事故の概要と、給食センター長が詳細について説明に来ることをお伝えしました。

14時42分から44分ごろです。学校教育課と給食センターで協議をしまして、4つの中学校長宛て説明文書と保護者への配付用文書を送信し、配付を依頼しました。

15時10分。瓜連支所にて給食センター長から、学校教育課長、私、教育長へ事故概要と対応について報告がございました。

次に、6月12日金曜日でございます。

朝の8時でございます。11日の午後も注意をいたしましたけれども、給食センター長から改めて調理員に対しまして、絶対にあってはならないということ、全て確認をしながら緊張感を持って業務に当たるように厳重に注意をしたところでございます。

当日及び次の日の対応については以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今の話ですね、ただ一方で、当日、早急に保護者等々へも連絡が行っていると、これは迅速な対応だったなというふうな見方もあると思いますが、では、この原因は何だったのか、また再発防止策として何を行うのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

混入した異物につきましては、調理場内のものを確認したところ、同色、同材質のものとして、野菜の釜分け用札であることがわかりました。野菜を下ごしらえした際に使用した釜分け札を誤って野菜切裁機に通してしまいまして、そのまま気がつかずに釜に投入してしま

ったということでございます。札の確認を含め、チェックが不十分であったために起きた事故でございます。

なお、そちらの事故を受けまして再発防止策ということで、まず早急にできることとしまして、釜分け札を混入しない大きさのものに変更しました。さらに、指さし確認等、職員の確認作業の徹底を図ることとしました。また、8月21日になりますけれども、給食センター職員をはじめ栄養教諭、配膳員、配送業者を対象に学校給食食品衛生講習会を実施しまして、異物の混入についても研修を行ったところでございます。

また、未然防止及び対応、連絡が適切に図れるように、異物混入に対応した「学校給食における危険防止マニュアル」を作成いたしました。今後は、このマニュアルを関係者に周知し、共通認識のもとに安全な給食を提供できるように努力をしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 原因は職員のケアレスミスということですね。意識の問題かと思えます。

再発防止策としてこのマニュアルを徹底させるということですね。当然のことです。しかし、以前からこういったマニュアルはありますよね。それでもミスをしてしまった。やはり意識の問題。

今回は幸いにも生徒さんの口に入らなかったから本当によかったと思いますが、そうでなかったら大変なことになります。執行部及び現場の方々には猛反省を促したいし、二度と起こらない策を考えて実行していただきたい。

そこで、私は、現場に抜き打ち的に外部の人間が様子を見に行くということも必要だと思います。それは部長、課長、場合によっては教育長、市長でもいいと思います。仕事に緊張感が必要です。また、チェック機関として今でも給食センター運営委員会がありますので、その方々が抜き打ちでチェックすることも有効だと思います。

いずれにしても、第三者がチェックする体制をぜひつくっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

給食センターでの調理作業につきましては、同じ作業継続が多いということから危機管理意識の持続が難しい状況にあると思われましても、ただいま議員のほうからご提案のとおり、例えば抜き打ち的に職員が給食センターを訪問しまして調理作業状況を監査などしていきたいというふうに考えてございます。

また、外部の第三者による給食センター調理場の監査等も考えられますけれども、こちらにつきましては、監査方法や給食の安全性の確保、また調理場内に入る場合には保菌検査等も必要になってまいりますので、今後検討していきたいと思っております。

いずれにしても、給食センター運営委員会のほうともよく協議をして進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 重大な事案が発生する陰には多くのヒヤリ・ハットがあります。今回も、もしかしたら似たような事例がたくさん今まであったのかなという感じもいたしますので、安全な給食の調理、そして提供が安定的に実施されるように望みます。

そしてまた、異物混入そのもの以上に問題がございます。

ご答弁によりますと、異物混入が6月11日木曜日でした。この件を市長が当日、全然知らされていなかった。この報告が行われていなかったんですね。当日は関係者間でいろいろと連絡が行き交っていたようですが、それでも先ほどの時系列だと発生後3時間後には収束が大体しているわけですから、それからでも市長に報告できたはずですよ。

今までも同じようなことがあったのかもしれないですけども、今回は市内全ての中学校の給食をストップさせた、それが一部のメニューであるとはいえですね。そして、代替食を全ての生徒分に用意したほどの重大事件です。これは、市長に報告するのはどなたが一番適切だったんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

今回につきましては、議員おっしゃるとおり危機意識が足りなかったということで、事故発生時にすぐに市長への報告をできなかったところがございます。本来であれば、給食センターから報告があった時点で学校教育課長もしくは私のほうで市長へ報告をすべきであったというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） そうですね。当日でなくても翌日の金曜日には報告できたはずですが、それでも報告はなかったんです。それで土曜日になってしまったんです。この日にたまたまイベントで同席された助川議長が執行部の方と話をされて、市長がたまたまそれを聞いて知った。初めて知ったんですね。それがなければ、市長は今までもずっと知らされていなかったかもしれないんです。

こんなことを最高責任者が知らなかったで済まされると思いますか。何で2日間も市長はご存じないというようなことになってしまったんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

事故発生後、教育長のほうには報告をいたしましたけれども、配食前であったこと、混入の可能性が全部の小中学校ではなかったことなどから、その時点では市長までの報告事項で

はないだろうということで私が判断をしてしまったところでございます。

幸い大事には至りませんでしたけれども、危機意識が足りなかったというところで反省をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ぜひ反省をしていただきたいと思います。

これについて当の市長ご本人はどういうふうに思いますか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 危機管理上極めて重大な事案でありまして、最高責任者として、指導体制に不備があったことを反省しております。まず、情報伝達がなかったこと、それから緊張感に欠けていたということもあると思います。そして、管理体制に問題があったことについても真摯に受けとめております。

幸いにして児童生徒に直接的な被害がありませんでしたが、こういういくつもの小さい、先ほどヒヤリ・ハットの話がありましたけれども、小さな事象が大きな事件につながっていくということはもう十分承知しております。

今お話がありましたように、6月13日、これは議長とお話をしたときに、こういうことがあったよということを聞いて、部長になぜ報告がないのかというふうに叱責をしたところで。その後、給食センター、それから学校教育課から具体的な報告を受けた際に改めてまた嚴重注意をいたしました。

その後、それを教訓にしましてマニュアルをつくったり、それから、本来といいますか、記者発表をしまして、こういう事象があったということを市民の皆さんにお知らせしたというようなことでございます。これからは、部長会議においても重要事項の報告については徹底するように指示をしておりますけれども、さらに、もっと速やかな報告を上げるように指示したところです。

また同じようなことを一昨日起こしてしまったということについては、本当に申しわけないというふうに思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） これは不祥事ですよ。不祥事には、本当にすみませんでしたというところからやっついていかないと始まらないですね。決して、二度と同じ間違いを繰り返さないというふうにしていただきたい。そして、今回の件で執行部の中で報・連・相、いわゆる報告・連絡・相談がきちんとなっていないなかったということが明らかになってしまいました。

これで思うのは、こういう状態で本当にいざというときにちゃんとできるんですかと言いたいです。いつ来るかわからない災害、あの3.11のような震災、原子力災害、そういったときにはもっと混乱します。そんなときにきちっと、今の平時でこの状態で、実際ああい

うときにちゃんと私たちの市民の生命・財産を任せられますかと、安心して私たち暮らせますかということなんです。そこらをもう一回ちょっと市長から答弁いただきます。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今、職員がたるんでいるのではないかということのお話ですので、これからきつく職員に綱紀粛正、それから指示系統の徹底を、また月曜日に部長会議がありますので、そのときに指示してきたいというふうに思っています。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 職員がというよりも、その責任者は誰なんですか。職員、部下の職責がうまくいかなかった、この責任は誰なんですか。ご自身が先ほどおっしゃった、最高責任者は市長でしょう。市長の責任でもってきちっとやっていただきたいと思うんです。

そういうふうな打ち合せを、私がこの一般質問の通告をして執行部の皆さんと答弁を打ち合わせていたそのときに、まさに今、市長がおっしゃった一昨日、また異物混入があったという一報をいただいたんです。もうびっくりしました。まだ懲りていないのかなというふうに思いましたよ。今度は9月2日、つまり2学期が始まって最初の給食です。ちょうどけさ新聞にも載りました。これは茨城新聞ですけれども、あと読売新聞にも載っています。

今回も議長に許可をいただきまして資料を配付させていただいておりますけれども、皆さんのお手元にまず紙っぺら1枚のものが行っていると思います。昨日いただいた、これはカラーですけれども、こういう異物です。これが入っていたというんです。小学校3年生のクラスです。その澄まし汁にこのプラスチックの破片です、2.5センチぐらいの。これは大きいですね。どうですか、皆さん、お子さんがいらっしゃる、お孫さんがいらっしゃると思いますが、ご自身のお子さん、お孫さんの給食にこれが出てきたらどう思いますか。これはちょっとまずいんじゃないですか。

これは昨日の夕方、議会でも全員協議会で執行部から説明をいただきました。まだ今調査中だということによくわかっていないようです、今度のはね。この間6月のは、給食センターから各学校に出て、給食センターのほうで検食をして見つかったんです。だから、すぐに中学校に連絡をしてとめることができたんです。今回は違いますよ。給食センターを出てしまって、各小学校にもう行ってしまって、各クラスで配膳をしている途中に児童が見つけたんですから。あともう一步でお子さんの口に入っていたんですよ、これが。どう思いますか。これは非常にまずい。

先ほどマニュアルという話をされていましたが、マニュアルを私も見ましたけれども、2つのチェックがあるんですね。給食センターでも検食をする、学校で届いたときにも検食をする。そして、児童生徒の安全を確保して食べてもらうわけです。食育の中でも給食は残さず食べましょうというようになっていきますから、当然安心・安全に食べるべき給食にこれが入っているんです。これはまずいですね。これだったらマニュアルの意味もないんじゃないかと言われても仕方がないと思いますけれども、とにかくこれについてはぜひ原因究明を早

急にさせていただきたい、再発防止をしていただきたいというふうに思います。

これは昨日の話ですから、申しわけない、事前に部長とは答弁の調整がほとんどできておりません。ただ、最高責任者である市長に伺います。これについてはどうお感じになりますか、そして今後どうされますか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） ただいま進めているのが、やはり混入経路というか、給食センターで混入したのか、それとも食材の中に混入したのか、それとも学校、その運搬の途中で混入したのか。その形状とかそういったものを、本当はどういうところに使われている部品なのか、科捜研あたりに出せば一番わかるんでしょうけれども、そこまではやってくれませんので、独自に調べています。混入経路、それから混入原因、そういったものにつきましては、後ほど議員の皆様、それから市報等において報告しなくてはいけないなというように思っていますけれども、いずれにしても今鋭意その原因を究明しているというところであります。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 6月の発生からは3カ月ぐらいたっている。2回目がおとといたと。この間、市長は給食センターに直接足を運んでいるんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 直接その現場は見ておりません。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 最高責任者でございますので、よろしくお願ひします。二度あることは三度とも言いますから。これは今度あったら大変なことですよ。本当に責任問題になるかと思いますが、緊張感を持ってきちんと仕事をしてください。再発防止策を徹底していただきますよう再度要望しまして、この項を終了いたします。

続きまして、2番目のテーマである福ヶ平霊園について伺います。

毎年お盆のころに多くの方から、あの霊園に行く道って何とかならないのかなと、狭くて危険なんだという声をいただきます。確かに私も行くに当たって、二通りの行き方がありますけれども、どちらも狭くて危ないなというふうに感じております。これについて市はどのように感じていますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

県道水戸長沢線からの進入道路は、ある程度の幅員がありますけれども、カーブなどで見通しが非常に悪く、狭隘な箇所があることは承知してございます。また、植物園側からのショートカットの進入道路につきましては、地元の利用者の方もございますし、生活道路になっておりますので、一部狭隘の箇所もありますので非常に危険であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） これも資料をまた配付をさせていただいております。お手元の資料1をごらんいただきたいというふうに思います。

これが霊園付近の地図です。今答弁していただいた本進入路というのがこの赤で示した道路です。ショートカットと言われた今の進入路は、この青で示した道路ということになります。いずれも狭くて危険なんです。

ここは公営霊園ですから、この施設に行くに当たりまして市が責任を持って管理しなければなりませんから、安全に行けるようにしていただきたい。そのため、まず現在の進入道路を拡幅することは可能でしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） ご指摘の道路の拡張につきましては、地元地権者の意向もございまして、速やかに用地を取得し全線を拡幅整備することは困難であると考えてございます。ただし、対策を、すれ違いの場所をつくるなど、事業課と協議をしてみたいと考えてございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 全面拡幅は難しいという答弁ですね。確かに、地元の意向は大切ですから話し合いをしていくしかありません。ただ、全線でなくても一部広げることによって待避所ができることもありますので、そうすると現状よりは安全になるかなと思っておりますので、その対策を検討していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） すれ違いの場所等につきまして、これからも地元のほうと協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ぜひできることはすぐに対処していただきたいというふうに思います。

では、もう一つご提案したいと思っております。

それは、現状の拡幅とは別に、全く別の新しい太い道路をつくっていただきたいということです。これができれば来園者も安全だし安心だし、地元も迷惑がかからないということで、そういう発想も今後必要ではないでしょうか。

例えばです。この地図でいえば、黄色で示しましたがけれども、植物園から来るほうから、この道路から直接ズバーンと直進するとか、あと、こっこの県道のほうからであれば、メインの赤い道の南側に今でもこういうちょっとあぜ道みたいなのがありますから、これを活用して直接ズバーンと行っていただくとか、今よりもずっと多くなると思うんです。

というのも、福ヶ平霊園も順調に分譲が進んでおりまして、進捗状況は9割に近づいてい

るというふうに聞いております。今後さらなる分譲ももしかしたら必要になってくる可能性があるかなど。今、地方創生ということで市が総合戦略をつくっておりますが、新しい方々が那珂市にどんどん来られることを考えると、どんどん墓地の需要も高まるかなというふうに思っております。ですから、霊園への進入路は中長期的には考えなければならない課題ではないかと思うので、その検討をぜひ今から始めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） 議員がおっしゃるとおり、現時点での墓地使用料等の収入額や造成等の償還額がまだ残っております。すぐにとすることはご指摘のように難しいと思うんですけれども、霊園の拡張など新たな要件が発生した時点で、新設道路の建設等を含めて、費用対効果も十分に検証した上で考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ぜひお願いいたします。

さらにもう一つ、ゴミ箱を設置していただきたいという提案をしたいと思います。霊園には今ゴミ箱がありません。そのため不便だから置いてほしいという声があるんです。以前あったんですけれども、市が撤去しちゃったと。何で撤去してしまったんですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

当時設置してあったときには、カラス等が非常にたくさん、今でもいるんですけれども、おりまして、塔婆や供物などを荒らすというような事象がございました。そういった経緯で、非常に多くの苦情が寄せられたということもございまして撤去したということで、現在は、個人で持ち帰っていただいて対応しているという状況でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 事情はわかりますけれども、やっぱり不便です。全員が持ち帰ってくださればいいんですけれども、ゴミ箱がないので山のほうに捨てたり、おけに突っ込んでいたり、そういう方もいるんですって。だから、モラルの問題なのでここらは非常に悩ましいところですが、それでも公営サービスということもありますので。近隣の公営霊園は、まずどこでもゴミ箱は置いてあります。見に行きました。これが当たり前になっています。でも那珂市にはない。だからそういう声も出るんです。ぜひ再度ゴミ箱を設置していただきたいと思います。

ただ、聞くと、ゴミを持ち込む人もいるみたいな話もありますので悩ましいんですが、本来はずっと置いておいてほしいと思うんですが、せめてお盆とかお彼岸とか霊園に需要が高いときには最低でも置いていただきたいということで、環境美化を図っていただくと。そのときには、カラスにもつつかれないように、ふたをするゴミ箱が今ありますから、そういっ

たものを置いていただきたいなど、運用で対応してほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） ご指摘のゴミ箱の件でございますけれども、特に盆、彼岸の時期にはかなりの利用者がございます。今、議員がご指摘になられたようなことについても私どもも承知してございます。今後、盆、彼岸のときには一時的にゴミ箱を設置するというのを試験的にやっていきたいというふうに考えています。今回の彼岸につきましても、ゴミ箱等が間に合えば用意したいというふうに考えているんですけれども、発注の都合もございいますので、春先の彼岸には間に合うようにしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） よろしく願いいたします。

最後に、これに関しても市長の所見を伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） ただいま部長のほうから答弁したとおりですけれども、利用者が不便を感じ、不都合が生じれば、地域の事情等もしんしゃくしながら可能な範囲で実施していきたいというふうに思っています。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では、その可能な範囲というのをちょっと広げていただいて、ぜひさらに使いやすいようにしていただくようご期待を申し上げまして、このテーマを終了いたします。

続きまして、3番目のテーマであるいじめ対策について伺います。

ここ数年来、学校におけるいじめに歯どめがかかりません。いじめを苦に自殺に追い込まれる事件が全国的に多発しておりまして、本当に深刻な問題になっております。7月には岩手県で、交換日記をつけていた担任の先生に悩みを打ち明けていたにもかかわらず、その先生が適切に対応できずに自殺をされてしまった生徒さんがおられました。

このようなことは市内では決してないようにしたいというふうに思うわけですが、まず、市内の小中学校において子供たちの悩みを聞く態勢はどうなっているのでしょうか。

現在、心の教室相談員が各中学校に1名、スクールカウンセラーは、市内小学校9校、中学校5校の合計14校で3名配置されています。その相談実績をお手元の資料2に、平成24年度と26年度を対比して表にいたしました。

これを見ていただきたいと思うんですけれども、いろんな区分があります。不登校、いじめ、友人関係、学習・進路、家族関係、教員関係、その他、その下が総計ということで、これを見ますと、スクールカウンセラーのほうの平成24年度は87人から326件の相談があったと、平成26年度は122人から465件の相談があったというふうになっております。内訳を見ますと、平成24年度、不登校の内容が25人から116件の相談、いじめはゼロ、友人関係が9

人から32件と、こういう見方でございまして、26年度の区分で見ると、不登校は43人から219件とふえていますけれども、いじめはゼロというようなことになっています。

その下のほうにあって、心の教室相談員の相談実績ですが、24年度、同じような見方で一番下を見ていただきますと、総計ということで99人から402回の相談があったようです。26年度が一番下を見ると105人から356回の相談があったと。けれども、いじめのところを見ると、二、三件というようなこととございます。これだけいじめが問題視されているのですが、これはどういうことなんでしょうか。

この相談状況についてはどういう見解ですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

まず初めに、私のほうの説明が以前に説明したときにちょっと間違った説明をしたかもしれませんが、まずスクールカウンセラーにつきましては、小学校までの配置ということではなくて基本的には拠点校と対象校ということで、中学校全部と基本的には小学校では額田小学校を対象として配置をしているということでございますので、そちらのほうは訂正をさせていただきたいと思っております。

また、先ほど活用状況ということでお話がありました。こちらについて、心の教室相談員、そしてスクールカウンセラーの相談件数につきましては議員の資料のとおりということでございます。

相談内容といたしましては、主に不登校、友人、家族等に関する相談というふうになってございます。いじめに関しての相談はほとんどないのが現状でございます。いじめがあった場合の相談先としましては、まずは担任、養護教諭等がほとんど対応しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） いじめの相談先は担任とかが多いと。

では、市内においていじめはどれぐらいあるんですか、現状を伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

市のほうでは、いじめの状況を把握するために、市いじめ防止基本方針に基づきまして、毎学期3回、いじめ認知件数調査を実施してございます。今年の1学期の結果では、小学校では39件、中学校では8件のいじめがあったという報告を受けてございます。

また、認知後の指導によりまして小学校では39件中32件の解消、中学校では8件中8件が解消されておりまして、小学校の未解決事案につきましても指導を継続しているというところでございます。

小中で47件中43件は軽度と判断された事案でございまして、その内容は、冷やかしか

らかい、または軽くぶたれたり遊ぶふりをして蹴られるといったような事案でございました。

また、中度と判断された事案が4件報告されております。その内容は、金品をたかられる、または一方的にぶたれたり遊ぶふりをして蹴られるといった事案でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 事案の説明もございましたが、数字で言うと小学校は39件、そのうち32件は解消したと、中学校では8件、このうち全部解消したと、だから那珂市では余り問題ないということなんでしょうかね。

ここの認識が非常に大切だと思うんですが、これは私は氷山の一角だと思うんです。これだけじゃないんじゃないかなというふうに思っております、本当にこの数字しかないのかなというふうな感覚が非常に大事かと思っております。

そこで、市は今年度から全ての学区において小中一貫教育をスタートさせました。中1ギャップ解消等々、いろんな目的を持って導入されまして、この中でも不登校解消については、先生同士の情報交換が多くなって個人に対する指導が充実するとか、一人一人の成長の記録を蓄積する個票をつくって成長を見守るというふうな答弁を以前にももらっていますけれども、今こういうふうになっているんですか。小中一貫はいじめ対策にも効果があるとおっしゃっておられましたが、現在どうやっているんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

さる6月8日でございますけれども、青遙学園、二中学区でございますが、こちらのほうでは学園内の小中学生、保護者、地域の方々を対象とした「いじめ0フォーラム」というものを実施してございます。

また、生徒指導上配慮を要する児童生徒の引き継ぎを密に行い、小学校時代の人間関係や配慮事項を中学校にも共有できるようにするための話し合いを定期的の実施し、スムーズな引き継ぎを進めております。

小中一貫教育は、教職員同士の連携のほか、児童生徒の交流を通して思いやりや助け合いの気持ちを育んだり、上級生への憧れや下級生の模範となる気持ちを醸成したりすることにより、いじめや問題行動等に向かわせない資質や能力を育むことが期待されます。

今後も一層の推進に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） それでは、小学校から中学校への成長の過程を記録する生徒一人一人の個票、これを使って生徒指導をきっちりやっていくよという答弁をいただいておりますが、その個票というのはできているんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

個票につきましては、現在、案を作成し、標記の内容とか使いやすさなどについて検討をしているところでございます。本年度末には利用開始できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 本来はそういったものができて小中一貫を始めるというのが当然かなというふうに思っております、準備が整っていないまま始めてしまったというようなことがこういったところに出ているんじゃないかと思えます。

では、氷山の一角である数字に頼ることなく、学校の現場で悩んでいる子供たちにどう対応するか。まず、相談体制を充実させるということが大事だと思います。スクールカウンセラーや相談員は数人しかいませんから、これでは足りないと思うので数をふやすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

心の教室相談員、スクールカウンセラーにつきましては、先ほど申し上げましたように、不登校や家族に関する事など、いじめ以外の相談がほとんどでございます。増員をしてもなかなかいじめの解消には結びつかないのではないかとこのように考えてございます。まずは、担任やその他の教員が子供たちの変化を見逃さないこと、そして子供たちが話しやすい雰囲気づくりをつくること、そしていじめを認知した場合はひとりで抱え込まずに校長、教頭、教育委員会等へ報告・相談し、対処することが重要と考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 増員をしてもいじめの解消にはつながらないという話ですね。本当にそうでしょうか。確かに先ほどの表ではいじめはゼロ。これは本当ですか。本当にいじめに関する相談が全くないというふうにお考えなんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

スクールカウンセラーについてはいじめの相談はございませんが、先ほどの資料にもありましたように、心の教室相談員と担任が対人関係がとれていない生徒について協議をしたということで、1件の報告があったところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） いじめの相談はないんですね。

では、逆に不登校の原因は何ですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

不登校の原因といたしましては、情緒的な不安定であったり、無気力等によって不登校になっているということが主な原因かと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 原因がいじめとかということも可能性がありますよね。その割合がむしろ多いんじゃないかと思えますけれども。

その相談を受けたときに、区分として不登校といじめとどっちに区分するんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 相談を受けた場合に、いじめということでの相談となれば、当然いじめの項目ということで報告をすることになります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） なかなか言いづらい部分なのかもしれませんが、やっぱり実態は、自分の学校でこのいじめとかという枠に数字を入れるのが、入れたくない、出したくないというのも多分あるんじゃないかと思うんです。

ただ、そうすると実態が結果として記録されないんです。そうすると、生徒はいじめの相談をしていたにもかかわらず、いじめの件数はほかの区分に入れられてしまって、その結果いじめの相談はゼロになってしまうんです。その結果を見ると、先ほどのご答弁のとおり、カウンセラーや相談員をふやしてもいじめ対策につながらないとなってしまうんです。これは実態を反映した政策判断とは思えませんね。ここらに関しての見解はどうですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

一番最初にもご答弁をいたしましたけれども、いじめに関する相談先としましては、まずは担任や養護教諭、そしてほかの先生方ということになります。先ほどそのいじめ件数の解消、人数もご答弁いたしましたけれども、その段階でほとんどが解消されております。そういった関係上、スクールカウンセラー等に対してのいじめに関する件数はないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 児童生徒さんは区分をして相談しているんですかね。いじめの相談を担当の先生に全部相談しよう、スクールカウンセラー、心の相談員にはそれ以外のことにしよう、そんなことはないと思えますけれどもね。実態をしっかりと見ていただきたいと思うんです。

では次に、資料3をごらんください。こちらでございます。

「『荒れる学校』対策 県警OB中学に配置」、「『荒れる学校』対策として、中学校に県警の元警察官を『相談員』などの名称で配置する自治体が出始めている。」県内では5つの市が導入をして、この配置した後、「授業妨害や対教師暴力、器物損壊などの迷惑行為に悩む学校が次第に落ち着きを取り戻し、成果を上げている。」というふうなことです。

これは実際、霞ヶ浦中学校に知り合いがいるものですから聞いたら、やっぱりこの記事のとおり助かっているという話でございます。

この実例を参考に、県警OBの方に入っていただくというのは効果があると思います。またそのほか、県警だけじゃなくていいんです、学校経験のある教職員のOBの方とか、もしくはもっと幅を広げて、学校のために一肌脱ぎたいという地域の方々、こういった方にも生活相談員として入っていただく、見守りをさせていただく、お手伝いいただく、こういうこともやっぱり必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

退職した警察官等に学校内を巡回してもらっている自治体があるということは承知をしているところでございますけれども、こういった形で導入しているのか、また那珂市においての必要性、有効性等についても確認をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では次に、相談体制を充実させていく中で重大な案件が出てきたらどう対処するかということです。学校や教育委員会とは別に独立した第三者委員会の役割が重要と思いますが、現在どうなっていますか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

条例に基づきまして、いじめ問題対策連絡協議会、そしていじめ調査委員会、いじめ再調査委員会という3つの組織を設置してございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） この3つの委員会は、どのようなときに、どのような形で開催されますか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

まず1つ目のいじめ問題対策連絡協議会、こちらにつきましては常設ということで、年3回程程度の開催を予定してございます。

また2つ目のいじめ調査委員会、こちらにつきましては教育委員会が設置をしまして、学

校のほうにおけるいじめ対策委員会等がございますが、そちらのほうで重大事案が発生した場合、あるいはまさにそういった事案が発生しようとしているときに開催をいたします。また、その重大事態が発生したときと同じような事故再発防止を図るといような意味合いで、このいじめ調査委員会のほうで対策を検討いたします。

最後の3つ目のいじめ再調査委員会につきましては、2つ目のいじめ調査委員会のほうで調査をした結果を受けまして、市長のほうがその報告の内容に疑義があるといった場合には、第三者で組織されたいじめ再調査委員会というものを設置しまして事実関係を確認していくということになります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 実際は、そのいじめ調査委員会というのが非常に大事なんだというふうに思います。これは教育委員会の要請に基づいてという話でございますが、じゃ実際、子供がいじめの相談をしても担任の先生が動いてくれない、隠してしまったとか、あとは校内で対処しても校長先生が教育委員会に報告しない、そんなことがあったらどうしますか。これは実際、両方とも全国で事例があったんです。こうなると、その結果、子供が相談してもだめなんだと絶望してさらに重篤な事態に陥るということも考えられます。ですから、いじめられた子供の立場になって動く人がその必要なときに必要な行動をとれる、調査をできるということが大事だと思います。

そこで、私が参考にしてほしいのが岐阜県可児市の施策です。可児市では、全国でも早い時期、平成24年にいじめ防止条例を施行しております。

お手元の資料4をごらんいただきたいと思います。

これは実際、私たち那珂市議会の教育厚生常任委員会で可児市に視察に行ったときにいただいて、話を伺ってきた資料です。

ここに記載してあるとおり、まず条例制定の背景としては、市長が選挙の公約で当選されてそのとおりに制定をした。制定した趣旨は、後半ですが、「子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくること」です。少し下に行って、「特徴」、「子どものいじめ防止に特化した条例であること」、「いじめ防止専門委員会を常設とすること」、「所管は市長部局にある」、「いじめをなくし、子どもが健やかに成長できる環境をつくることは、社会全体の課題であり、最終的には市長の責任であると考えている。いじめの背景には、社会や家庭の問題など学校以外の要因があり、学校現場だけでなく、幅広く取り組んでいく必要がある。」としておりまして、その効果は、専門委員会ですけれども、「学校とは別の第三者的な立場の関わり」であり、「外部の専門家の力」であると。「子どもや保護者の学校以外での新しい相談先」であって、「学校だけでは困難なケース等に対し、」専門家ですから、「助言や支援が受けられる」というふうにある。

こういう第三者委員会を私は期待しております。こういう取り組みができないか伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

児童生徒のいじめに関する相談先として、先ほど来申し上げておりますけれども、多くは担任でございます。その他、友人、家族となっております。第三者が主体ではございませんけれども、那珂市におきましては、平成25年度から各小中学校に「いじめ対策委員会」を設置しております。この中には、メンバーとしまして、担任、養護教諭、生徒指導主事、校長、教頭、スクールカウンセラーなどとなっております。またこれは、学校によりましては学校評議員や保護者代表等がメンバーになっているところもございます。また、必要に応じて警察署や児童相談所などとも連携を図ることになってございます。

現在は、この組織が有効に機能するよう、情報の共有や早期発見の手だてなどを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） この専門委員会もそういう専門家がいるわけです。そして、今、部長がおっしゃったように、今、那珂市内でも校内にそういう委員会がある。委員会があってもいいです。いいですけども、校内にもあるというのが大切なんです。

それで、先ほどの調査委員会は、教育委員会から招集されないと動けないんですけども、この可児市のものは、いじめられた生徒からでも相談を受けられて、なおかつ調査に入ることができるんです。こういう体制は今、那珂市ではないですよ。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

また、資料5は、可児市のまさに条例です。表裏で、抜粋でございしますが、全部で17条でそんなに多くはないんですが、市や学校の責務、保護者、市民の責務がしっかり書いてあります。

また、資料6で、いじめ防止協力事業所・団体を認定するという取り組みもあります。この取り組みで、市全体でいじめを許さないという決意のもとに推進されておまして、ちなみに2年前のときはこの市内の協力事業所・団体は35でしたが、今は130にふえているということです。こういう方々が地域での見守りをする、もしくは啓発チラシやステッカーを設置する、そういうことで地域ぐるみでやるよというふうになっているんです。また、市としてはそういう協力依頼を行っていくということですから、こういうことが大事じゃないですか。

この働きかけをしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えを申し上げます。

市のいじめ防止基本方針の中におきまして、学校、保護者、地域、関係機関がそれぞれの役割を持って連携を図りながら未然防止・早期発見に努めるようになってございます。

昨年度策定したものでございますけれども、まだ周知、浸透ができていない状況というこ

とで、今後、那珂市のいじめ防止基本方針を実際に活動できる体制を、周知を徹底しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 理念はあるんですが、具体策がないとは言いませんが乏しいと思います。那珂市のいじめをなくすために市全体で取り組む方針として、ぜひ可児市のようにいじめ防止条例を策定していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたように、昨年8月になりますが、「那珂市いじめ防止基本方針」を作成してございます。それに基づきまして、先ほどご説明しました3つの委員会、協議会を条例により設置いたしまして、本年6月に1回目の協議会と調査委員会を開催したところでございます。

いじめ防止基本方針の中には、基本理念や学校、地域住民や家庭、その他の関係者がそれぞれ行う取り組みや連携のとり方についても示しておりますので、条例制定と同様の効果があるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 部長が言うには条例と同等の効果と言うんですけども、本当に同等の効果があるんですか。

大きな違いは、いろいろと先ほどもお話ししたとおり、今の調査委員会は、もし先生が、学校が隠してしまったら開かれませんか。開かれない。だから子供は救えない。けども、こういうふうには子供からでも直接声が届けばそこに調査に入ることができる。これはすごく違うところだと思います。

ほかにもいくつかありますが、ただ少なくとも可児市の考えのとおり、いじめは最終的には市長の責任であると。那珂市でもぜひそうあってほしいと思うんです。ぜひ策定をして、これは市全体で取り組むという宣言をしていただくために条例をとと思いますが、市長から答弁を求めます。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） ただいま教育部長がるる申し上げましたように、本市では「那珂市いじめ防止基本方針」を策定しております。内容としては、ほかの市町村が条例でうたっているものと同等のものとなっております。あとは、いかに周知し、十分に機能させていくかということに尽きると思います。

条例をつくれればいじめが全て解消されるものではないと思っておりますので、子供たちを保護者や地域の方々が見守り、また協力もいただきながら、よく観察していくことが重要だと考えております。

行政としては、早期にいじめの事象を掌握して速やかに解決していく体制を整え、子供たちの命を守ってまいりたいと思います。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

3分になりました。

○15番（遠藤 実君） 私も、今、市長がおっしゃったとおり、条例をつくったから自然といじめがなくなる、そんなに甘く考えていないですよ。やっぱり具体策をとっていかねばいけないと思うので、いくつも具体策を提案しているんです。

市長も部長と同じように、今、那珂市でつくった基本方針がほかの条例と同等だと、同じようだという答弁ですけども、これは本当にそうですか。どこの条例を調べてそういうふうにおっしゃっていますか。市長みずからお調べになったんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 事務局のほうで調べたものですから事務局のほうで答弁いたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

県内で私の調べたところで1つの市のほうで、いじめ防止に関する条例を制定しているところはございます。そちらのほうの条文等を見ますと、那珂市でつくってありますいじめ防止基本方針と内容等につきましてはほぼ同じような構成になっているということで認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 私は調べましたよ。可児市、滋賀県大津市、福島県会津若松市、東京都あきる野市、長野県高森町等々調べましたけれども、違うんです。例えば今の那珂市に入っていないようなもので、会津若松市では、市長がいじめ調査の結果を議会に報告する条文があるんです。市内の私立に通っている子供を守る条文があるんです。大津市では、行動計画とか啓発月間を定めているんですよ。八雲町では、子供にも読みやすいように、です・ます調でつくっている。場所、場所によっていろいろあるんです。

ですから、先進地を参考にしてまずやってみるということでぜひ条例をつくっていただきたい。条例は、いくら市長がかわろうが、体制が変わろうが、市としての態度を内外に示すのが条例ですから、何とぞこれをつくっていただきたい。再度答弁を市長に求めたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今るるお話がありましたけれども、うちのほうでも調べているのかどうかちょっとわからないんですけども、よくそういう先進事例をお示しいただきながら検討していきたいというふうに思っています。

それから、条例はその時々で変更もできますので、一応そのとき決めておけばそれがいつ

までもということではないことを改めて申し上げておきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） じゃ答弁は求めませんが、ほかの条例と同等であれば、それをそのまま条例案として出していただければよろしいんじゃないでしょうか。条例の内容が同じであればね。ぜひやっぱり子供を守るというのを、その基本方針というのは教育委員会で定めているものだと思いますが、条例は議会で可決をして市民全員に内外に周知ができるというものでございますので、そういった意味でぜひ子供のためにということで、気持ちを前向きにとっていただいて進んでいただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告10番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時30分といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時29分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 木 村 静 枝 君

○議長（助川則夫君） 通告11番、木村静枝議員。

質問事項 1. 子育てについて。2. 自治体職員の採用について。

木村静枝議員、登壇願います。

木村議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 日本共産党の木村静枝でございます。

通告に従って質問をいたします。きょう最後の質問となりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

那珂市の職員で非正規職員の割合が茨城県で3番目に多いということで大変びっくりをしているんですけれども、この調査についてどのように考えておられるのかコメントをお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答え申し上げます。

職員削減に取り組む中で非正規職員が増加していることは事実でございます。さきの新聞

報道で、嘱託・臨時職員が400人で、消防の職を除いた職員数に占める割合が5割を若干超えるという報道であったかと思えます。

この400人という人数の中には、例えば各種健診等でお手伝いをいただく方とか市内小中学校の給食の配膳員など、短時間での労働者も多く含まれておるわけでございます。この人数を1日7時間45分、週5日のフルタイムでの勤務に換算いたしますと約130人ぐらいになるということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 茨城労連で調べた結果ですけれども、それに対して茨城労連は次のようにコメントしております。正規職員から非正規職員への置きかえが官製ワーキングプアを生みだしていると。この事実を各市町村がどう受けとめているのかが今鋭く問われている。災害時のマンパワーの確保なども懸念されると、こうコメントしております。

那珂市の正規・非正規の実態はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答え申し上げます。

まず正職員でございますが、現在484名でございます。この内訳を申しますと、消防職員が98名、現業職といまして、調理員、運転手でございますが、これが15名でございます。そのほか一般職ということで事務職、土木職、建築職、保育士、教諭です、あとは保健師等を含めまして371名、合せて484名ということでございます。

また、非正規職員につきましては、嘱託職員が62名、臨時職員が189名、合せて251名ということになってございます。この中には、市内小学校への先生の加配、それとか学童保育の指導員等も合せて約50人近くが含まれた数字でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 全体で見ると、非正規が正規を上回って52%近くと。これは茨城県の市職員の40%よりも超えているということでございます。さすが消防だけ98%で、全部正職員です。

それで、これを見ますと、保育士、教諭が非常に臨時職員・嘱託職員が多いんです。正規が34に対して嘱託が1、臨時職員が61となっております。これは小中学校の先生とか保育士とかそういう職種でございますが、これは問題ではないかと思えます。今もいろいろ、いじめだの、保育所が足りないだのという質問が出ておりますが、この専門職でなくてはならないような職種がこんなに臨時が多い、これは大きな問題ではないかと思えます。

それから、調理員も臨時が22名、嘱託が1名、それから正職が15名となっておりますが、やはりこれも非正規が非常に多い。先ほどもいろいろ、給食に異物が混入した問題が取り上げられておりますが、こういうことが原因でなければいいかと私は危惧するわけです。

今こういう状態ですけれども、今後この職員の採用とか、非正規・正規の計画ですね、どのようになっているかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答え申し上げます。

議員さんご承知のとおり、平成20年度の市の財政の危機的状況の中で策定されました財政健全化プランの中で、合併時から職員を50名削減するという目標を設定したところでございます。これを受けまして、平成29年度に483名の職員数を目標に毎年削減をしているところでございます。現在、職員数は484名であり、計画どおり進んでおりまして、平成29年度の目標は達成する予定でございます。

国や県からの権限移譲等により事務量がふえる中で職員数を削減していくということは、我々職員にとっては非常に厳しいことは事実でございます。その一方、市の財政状況は一時よりは改善したとはいえ、今年度より地方交付税が5年にわたり削減されていく財政状況を考えますと、今後も職員数をふやすということは難しいと考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 一時、公務員は多過ぎる、税金の無駄遣いだという公務員バッシングがありました。どこからそれが発したかはわかりませんが、今そのようなことが世間で騒がれ、それが今の公務員の削減につながっていると思います。

では、地方の公務員を削れば税金は余り使わないで日本の経済がよくなるかということですが、先日の総務省の発表によりますと、2016年度予算概算要求案では、地方交付税は15年度当初予算比2%減の16兆4,266億円です。

一方で、防衛関係予算は過去最大となる5兆911億円、2.2%増となっております。イーゼス艦1隻が1,675億円です。那珂市の平成26年度の一般会計は185億円ですから、これの9年分でイーゼス艦1隻です。オスプレイは全部で17機買うことになっておりますけれども、これを12機、1年間で買う。これは1321億円、1機110億円以上です。これは今騒がれている有事法制を先取りして予算化しているものなんです。国民は低賃金で苦しんでいるのに、国民の命を守るためだといってこのような防衛費がジャブジャブ使われている。貧困に苦しむ国民の命を守るということよりも、国民の命を守るとは言っておりますが、そういう戦費のほうに大きな予算がとられている。一体どちらが国民の命を守る予算なんですか。これは国民としてみんなが考えなくてはなりません。

保育所については、もっともっとこれは予算をとってもらわなければなりません。母親代わりを務めるわけですから、工場で働くように時間だけ働けばそれで終わりということではありません。人間を扱うわけですから、その研修、経験は非常に子供に影響するものです。大切なことなんですけれども、今年はこの保育所についてはどのようにしているかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

保育所につきましては、正職員が少ないということは私どもも認識はしてございます。昨年度につきましては2名の正職員を増員し、さらに今年度についても2名の正職員をふやしてございます。

現在、保育士の正職員は13名おりまして、正規率が35%でございます。臨時職員の中には勤務時間が短い者も含まれております。また、障害児対応などの加配は臨時職員での対応が必要なケースもございます。今年度は、額田保育所が民間に移管されたことによりまして正規率は改善をしたところでございます。

今後は、額田幼稚園の統廃合、さらには市内幼稚園の統廃合の予定を考慮しまして、全体の職員採用のバランスを考え、計画的に保育士の採用をし、正規率を改善していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 正規率が35%ですよ。非正規が65%。とても考えられない。これではいい保育はとても望めません。それから、障害児こそ専門の職員の配置が必要ですが、これが本当に少ない。また、民間移管や統廃合で全体の職員のバランスをとということですが、余りにも子育てに無責任ではないでしょうか。どんな子供を育てるか、一から勉強し直してほしいと思います。

市長は子育てについてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） ただいま非正規職員が多いから充実した保育行政が行われないうふうな受け取ったわけなんですけれども、非正規職員の方でも誠意を持って、熱意を持って、そして慈しみの心をいっぱい持って接している方がおりますので、非正規・正規にかかわらず、保育士として大変高い志を持って接していただいているというのが現状だと思いますので、必ずしも保育サービスが低下するというふうには私は考えておりません。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そういう誠意を持ってやっている保育士がいつまでたっても非正規というのでは、これはもう将来に希望が持てません。そういう保育士こそぜひ正規に格上げしてほしい。望まない人は別ですけども、多分、そういう熱心な子供が好きな人はやっぱり正職員になりたいと、このように思っていると思うんです。その点はどうですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 実は採用年齢も従前に比べて、私が市長1年目のときは40歳まで、今は35歳までだったと思います。ですから、採用があればチャレンジしていただきたい。やっ

ぱりある程度の学力とか資質も必要ですので、試験を受けて入っていただくという門戸は開かれています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 今そういうチャレンジしている保母さんはどのぐらいいますか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 現実に菅谷保育所の臨時の方がどのぐらい望まれているかという調査はしたことがございませんが、今年度も、いわゆる来年度の採用ですけれども、保育士は採用の予定はないんですが、今年度採用した中には菅谷保育所の臨時として働いていた方も受験を何人かしてございます。ですから、我々も臨時職員の中には優秀な職員がいるというのは重々認識をしております。

ただし、職員採用に当たっては競争試験によることを原則としておりますので、優秀であることのみでその方を一本釣りして採用するなどということは考えていないですし、できないです。

以上です

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 最優秀でなくても、これだけ非正規が多いんですから、だから育てるものです、保育士も。最初から立派に子育てができるなんてことはありません。特に若い人で結婚もしていない、子育てもしたことのない、そういう経験者ですから、やはり研修を積み、体験を積み、立派な保育士に育っていくんです。それをしなければ、いくら最初から優秀な保育士をなんて言ってもなかなかいません。ですから、そういう研修をきちっと積んで、何年積んだら、こういう研修をしたら正保育士になれるよという希望を持たせてほしいんです。

私の接触した保育士は若い男の方で、子供が首にぶら下がって、背中にもおんぶしてと、子供が大好きで一生懸命やっているんだけど、先が見えないということでぜひ正職員になりたいんだと言っておりました。そういう若者をぜひ育て上げてほしいと思いますが、もう一度、市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 新卒で入っている方もおります。新卒というのは、学校を卒業して入っている方もいます。そういう方は、ちゃんとベテランの人が指導しながら育て上げていくということもあります。

ただ、今、若い男の保育士さんはみんな入りたいんですよ。入りたいんですけれども、それを全部入れるわけにはいかないです。だからやっぱりある程度ふるいにかけて。那珂市ばかりでなくてほかの自治体もありますし、採用がないときはそっちのほうを受けていただいて自分の夢をかなえていただければというふうに思っています。

確かに優秀な人員が欲しいと思いますので、そういった方は募集があったときにぜひ手を挙げて受験していただきたいと思います。一般事務の中でも、やっぱり臨時で入っていて、試験を受けて入った方というのも数多くおりますので、1次試験を一生懸命頑張って、土台に乗っていただければいいかなというふうに思っています。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） とにかく65%という非正規は異常ですから、これは早急に改善していただきたいと思います。

次に、学童保育についてお伺いします。

この学童保育については、県内では一番早くから施設を整備して、進んでいる自治体ではございます。現在、学童保育の入所状況はどういうふうになっていきますか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

学童保育の入所状況でございますが、現在、市内には9カ所の公設の学童保育所、それから4カ所の民間学童保育所が開設されております。1年生から6年生までの児童約600人が入所しているというところでございます。そのうち、6年生までの受け入れを実施しております学童保育所でございますが、民間4カ所と公営6カ所ということになっております。

また、菅谷地区の3カ所の学童につきましては、収容人員の関係上、3年生までの受け入れという状況になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 私、最近、2児の母親から、来年はお姉ちゃんが4年生になって学童に通えないんだよということで、今までは2人、学童でお世話になっていたのが大変助かったと、何とか6年生まで学童で預かってもらえないだろうかというご相談を受けました。

児童福祉法の改正によって、学童保育所の対象者は小学校6年生までと拡大されました。6年生まで受け入れるための今後の施設整備についてはどのように計画しておられるか伺います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

ご質問の受け入れ枠の拡大でございますが、今年度策定いたしました子ども・子育て支援事業計画の中でも、学童保育の対象児童を小学校6年生までと想定しているところでございます。現在、施設の関係上、6年生までの受け入れができていない地区、菅谷地区でございますが、ここにつきましては、小学校の空き教室等を活用できれば早急に受け入れの拡大が可能という部分もございますが、現状におきましては各小学校において余裕教室がないという状況になってございます。

民間学童も徐々に開設されてきているところではございますが、今後、学童保育への需要を鑑みますと、特に菅谷地区におきましては施設の整備が必要であると考えております。6年生までの受け入れが可能となるよう、今後は計画的な整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 菅谷地区はオーバーしております。菅谷保育所、菅谷東・西、全て学童保育は定員よりもオーバーしていると。こういうところがやはり必要なんです。周りみんな定員以下ですから、そして遊び場も広いところがあるし、そんなに問題はないかと思うんですけども、この菅谷地区ですね。菅谷地区でも早く、あと瓜連地区も定員オーバーです。ですから、この定員オーバーのところは順次対策を立て早急に対応していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、子ども・子育て計画の中で、これは本年度から平成31年度までの計画ということになってございますが、整備年度までは現時点ではちょっと申し上げられませんが、早急な整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 菅谷地区は、民間の学童も4施設ですか、ありますね。これは、定員がいっぱいのところは瓜連保育園学童保育所、定員28に対して現在28名と。あとはみんな定員割れをしていますね、民間は。民間学童と公設の学童との違いですね。例えば保育料や保育時間はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

保育時間でございますが、授業終了後から平日は6時まで、学校休業日の場合につきましては午前7時半から午後6時、それ以外に延長保育の希望がある場合には、通常は6時まででございますが、1時間延長して7時までということになっております。

保育料でございますが、こちら市営の部分ですが、月額6,000円、延長保育につきましては1回200円、それから保険ですね、傷害保険になるかと思いますが、こちらは年間の保険料として560円という形になっております。

またあと、民間の学童については、送迎とかいろいろしている学童もございますので、それ以外にサービス等で若干の違いもございますので、公設の学童よりは高い料金にはなりますが、実際今、民間の学童についていくらという細かい数字についてはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、そこはご容赦願いたいと思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 市が平成26年度に市民アンケートをしました。その結果によりますと、那珂市での子育てについて尋ねている項目があります。那珂市での子育てについて、「中学生までのお子さんを育てている方にお聞きします。安心して子どもを育てられていると感じますか。」という項目では、「感じる」が8.12%、「どちらかといえば感じる」、36.04%です。合わせて44.16%。「どちらかといえば感じない」が34.52%、「感じない」、11.68%、合わせて46.20%です。ですから、子育てについて余りいい結果ではございません。

それで、次の問いですけれども、「前問で3～4（（どちらかといえば）感じない）と回答された方、その理由」を挙げてくださいますけれども、この中で一番多いのが、「子育てに関する経済的な負担が大きい。」が67.03%です。ですから、民間に任せるとやはりお金がかかる。お金のかかる人しか入れないという現状がありますから、やはりこれは公設できちんと保育できるようにすべきだと感じます。この点については市長はどのように考えておられますか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今、部長が答弁したとおりです。それ以上のあれではありませんので。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 市長は、ぜひもっと担当よりも積極的な答弁をしてほしいと思います。責任者ですから。

次に、子供が放課後過ごす児童館の建設を要求するわけですけれども、今、私の前に質問した人も、いじめの問題とかいろいろな問題を挙げられて、いじめ基本条例をつくれというようなことがございました。いじめとかいろいろな子供の悩みとか、そういうものを解決する一つの手段として児童館を私は建設してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） 今お話のありました児童館でございますが、子供が放課後、安全・安心に遊べる施設である児童館の必要性、これは当然認識はしているところでございます。

しかし、先ほども学童の部分で菅谷地区がかなり不足していると。そういう中で、児童の放課後の安全な環境を確保するには学童保育の整備を優先するというのが喫緊の課題であると認識しているところでございます。

そういった状況もございますので、現時点では児童館の建設についてはちょっと難しいかなど、考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 財政との兼ね合いもあるでしょうし、土地の問題もあるかと思いますが、今の子供は、いじめだけでなく親との間のトラブルも多いんです。母親と一番トラブルが多いんです、聞いてみると。それは、この競争社会の中で余りに親が子供に期待をかける。勉強したか、何したかとしつこく言われるので、もう母親の顔も見ると嫌だと。でも登校拒否になっている、どうしたらいいでしょうという相談も受けました。ですから、いじめだけじゃないんです。いろんな問題を抱えているのが現代の子供たちです。それで、夏休みの終わりのときに一番自殺が多いんだそうです。

そこで、これはテレビでやっていましたけれども、図書館の司書が、ブログというんですか、インターネットというのかよくわかりませんが、それに学校へ行かなくてもいいんだよと書いたら、非常にその反応があったと、本当に安心したと、心が休まったと、そういう返答がたくさんあったというんです。

ですから、いきなり児童館が建てられないのであれば、図書館などでそういう居場所をつくってあげる、そういうこともいいんじゃないかと思ひまして、私も8月の下旬ころ図書館の学習室のほうへ行って見ました。いっぱい生徒が勉強しておりました。ああいうところを利用してでもできるのではないかと思います。子供は、学校に行かないで図書館なんかに行ったら学校に通報されるんじゃないかというような思いを持っているそうです。ですから、そういうことはないんだよ、安心していらっしゃいという発信ができれば、児童館をつくるまでの間、そういうところでも救えるのではないかと思います。

それから、本米崎とか戸多とか学校があいていますね。そういうところでもできるのではないかと思うんです。カウンセラーやなんかいますから、そちらのほうに回って行って指導もできると思うんです。また、子供の悩みも聞いてあげられると思うんです。学校の先生がいじめを見て見ぬふりをする、通告をしないのは、物すごく先生方が忙しくて、それにかかわっていたら自分の授業ができない、仕事ができない、こういう側面があると思うんです。ですから、そういう子供たちが安心して行ける場所として、どうでしょう、図書館とかあいている学校で試しにやってみてはいかがかと思います。また市長の答弁をお願いします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 確かに、駆け込み寺的なものを開設するというのはおもしろい発想だと思います。これができるかどうか教育委員会のほうで検討していただきたいと思いますけれども、私としてはおもしろいというふうに評価させていただきます。ちょっと後でまた指示をしようと思っています。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ぜひこれは検討していただきたいと思います。予算もそんなにかからないと思いますので、よろしくをお願いします。

今、本当に政治が劣化しているんですね。それから、教育行政がころころころころと変わる。だから、現場はもうそれに振り回されて子供のほうに目が行かない、そういう状況があ

るわけです。ですから、何とか現場でそういう子供たちを救えるような方法をぜひ考えていただきたいと思います。そのことを強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告11番、木村静枝議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は7日月曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時09分

平成27年第3回定例会

那珂市議会会議録

第4号（9月7日）

平成27年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成27年9月7日(月曜日)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等質疑

報告第10号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第11号 平成26年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について

報告第12号 平成26年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について

報告第13号 平成26年度那珂市一般会計継続費精算報告書について

議案第54号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第55号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例

議案第56号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第2号)

議案第57号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

議案第58号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第59号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第60号 平成27年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)

議案第61号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)

認定第 1号 平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成26年度那珂市水道事業会計決算の認定について

日程第 3 議案等の委員会付託

日程第 4 請願陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番 筒井 かよ子 君

2番 寺門 厚 君

3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	車田豊君
保健福祉部長	大部公男君	産業部長	佐々木恒行君
建設部長	富田慶治君	上下水道部長	石川裕君
教育部長	会沢直君	消防長	増子正行君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革 推進室長補佐 (室長代理)	平野敦史君
危機管理監	引田克治君	農業委員会 事務局長	樫村武君
総務部次長	川崎薫君		

議会事務局職員

事務局長	深谷忍君	書記	小田部信人君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。欠席議員は中崎政長議員の1名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、引き続き一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

◇ 木野広宣君

○議長（助川則夫君） 通告12番、木野広宣議員。

質問事項 1. 防災対策について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔6番 木野広宣君 登壇〕

○6番（木野広宣君） 改めまして、おはようございます。

議席番号6番、公明党、新政会、木野広宣でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、私自身が5月に防災士の資格を取得し、その中で新たに再確認したことを含めて、防災対策について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

9月1日は防災の日、この日は多数の死者、被災者を出した1923年の関東大震災の教訓を後世に伝えるとともに、本格的な台風シーズンを前にして、自然災害に対する認識を深め、防災体制の充実と強化を期すため制定されました。

また、防災週間でもあった9月6日まで1週間は、全国各地で防災訓練が行われましたが、実際に災害に遭遇したとき、どう動くべきか、何をすべきか冷静に判断することは容易ではありません。だからこそふだんからの訓練や備えが重要となります。

さて、2013年12月に内閣が発表した防災に関する世論調査で、「自分や家族がどのような自然災害で被害に遭うことを具体的にイメージしたことがあるか」と聞いたところ、「地震」を挙げた人の割合が80.4%と最も高く、私たち那珂市の方もそう思われた方が多くいらっしゃると思います。

続いて、「台風、突風など風による被害」が48.1%、「河川の氾濫」は19.6%、那珂市は那珂川、久慈川もありますので、河川に近い方はそう思っている方も少なくないと思います。そして「津波」が17.8%となり、「土砂、がけ崩れによる被災」を挙げた人は13.2%となっております。昨年8月には広島市で大規模な土砂災害が発生し、75人の死者を出す大惨事となりました。また近年、国内で発生頻度が増している火山噴火や、ゲリラ豪雨など大雨に対しての備えも急務であります。

一方、ゲリラ豪雨などによる浸水被害への備えを万全にするため、5月13日に成立したのが改正水防法であります。この法律では、浸水想定区域の指定対策を拡大し、洪水については想定し得る最大規模の降雨を前提とするほか、内水氾濫、高潮被害についても区域指定を行うよう自治体に義務づけるとともに、ハザードマップによって住民に周知することも盛り込まれました。さらに地下街などへの浸水を防ぐため、民間事業者の建物などに設置されている雨水貯留施設を災害時に自治体が活用できるよう市町村の下水を事業者が直接管理できる制度も創設しております。

防災・減災等に資する国土強靱化基本法案には、道路や建造物だけではなく、行政機能、医療、エネルギーなど幅広い分野で脆弱性を評価する総点検を実施し、その優先度の高い順に防災・減災対策を進めていくことが、その内容となっております。

市民の命を守り、被害を最小化し、回復スピードが那珂市に課された責務だろうと思います。災害対策基本法では、想定を大きく超える甚大な被害が生じた東日本大震災に際し、被害を完全に防ぐことができない中でも、人命の保護を最も優先することが大切であることなどの教訓を踏まえ、今後、発生が懸念される大規模広域災害に備えるため、災害に関する基本的な考え方を広く共有し、関係者が一体となって災害対策に取り組む体制を整えるとして基本理念を定めております。減災の考え方、自助・共助・公助、ハード・ソフトの組み合わせ等の基本理念が明確にされたとなっております。

そこで、那珂市の地域防災計画の基本理念についての考え方はどのように規定されているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） ただいま中崎議員が出席をされました。

危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えをいたします。

議員ご指摘の地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき策定したものでございます。市内全域における災害の予防、応急対策、復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定されております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今、ご答弁いただいた中に、市内全域における災害の予防、応急対策、復旧対策を実施するとありますが、東日本大震災を経験した私たちは、本当に保護できるのが本音であり心配となります。

では次に、平成27年3月の那珂市地域防災計画が一部修正になりましたが、何がどのように修正されたのか、どのように変更になったのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

今回の地域防災計画の修正点は2つでございます。

1つは、災害対策基本法の一部改正に伴い、従来の「災害時要援護者」という名称を、「要配慮者」と「避難行動要支援者」という名称に分類、修正いたしました。

もう一つは、気象業務法の一部改正に伴う特別警報運用開始を踏まえ、職員参集動員、災害対策本部設置基準、災害情報の収集・伝達を修正するとともに、特別警報の基準の指標を追加いたしました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今、ご答弁いただきました地域防災計画における修正についてですが、要配慮者及び避難行動要支援者とは、どのような扱いになっているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えをいたします。

地域防災計画では、高齢者や障害者など、特に配慮を要する者を要配慮者、その中でみずから避難することが困難な者を避難行動要支援者と規定してございます。市では避難行動要支援者について現況調査を行い、その名簿を作成をしたところでございます。

今後は、地域防災計画で位置づけられている個人ごとの避難行動支援プランを作成し、自治会や自主防災組織、また民生委員などの避難支援関係者にその名簿を提供し、平常時の見守りや災害時の支援に役立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今、ご答弁いただきましたように、地域防災計画は最も重要であります。ぜひ自治会や自主防災組織、民生委員の避難支援者の方には名簿を提供し、平常時の見守りや災害時の支援に役立つよう強く要望いたします。

次に、学校耐震化について質問させていただきます。

皆様ご承知のように、避難所とは災害によって住宅を失うなど、被害を受けた人や被害を受ける可能性がある人が一定の期間、避難生活をする場所であり、一時的に避難する公園などの避難場所とは異なり、避難所に入る人は必ずしも地域の住民に限定されず、たまたまその土地を訪れていた旅行者なども対象となります。

東日本大震災のときは鉄道が使えなくなり、ちょうど大学のセンター試験が次の日に行われる予定のため、通常よりも多くの方が茨城には来られていたのを思い出します。そのとき皆様も避難所として第一に思いつく施設はどこか、それは学校だと考えるのが一般的ではないかと思います。実際に、私も目の当たりにしたのが、その当時、私がいた場所の近くには高校、中学校、小学校などがあり、そこへ向かう人の波でした。そして事前に地域防災計画の中で指定されているのも主に学校などの公共施設が中心となります。そこで、いかに学校の耐震化が重要なかがわかると思います。

平成25年第1回定例会で、学校耐震化について質問させていただきましたが、それから2年がたっております。現在の小・中学校の校舎の耐震化率と、あわせて県内の状況の確認の意味で、那珂市は県内の耐震化率は何番目になるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

公立学校の耐震化率の県内の順位でございますけれども、平成27年4月1日現在で、那珂市は96.6%ということで、県内で12番目となっております。なお、4月1日現在で耐震化率100%の市町村は8市町村がございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 茨城県内では、平成27年4月現在では44市町村中8市町村あるということですが、平成25年第1回定例会では、那珂市の学校耐震化率は90.4%と伺っていましたが、那珂市は今後、校舎の耐震化の状況はどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

今年度那珂市立第一中学校と瓜連中学校の耐震改修工事を行ってございます。この2校が終了いたしますと、全ての小・中学校の校舎と体育館の耐震化率につきましては100%ということになりますけれども、一部つり天井の対応が残ってございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 以前に質問したときは、もう少し時間がかかるとおっしゃったので、校舎、体育館の耐震化率が100%になると伺い、少し安心いたしました。那珂市においては、全ての小・中学校において避難所となる校舎、体育館は100%になるとのことで、市民の方も地震の際には安心して避難ができることと思います。

次に、防災訓練について質問させていただきます。

以前、遠藤議員が質問しておりましたけれども、9月1日の防災の日は、全国各地で、茨城県内でも防災訓練が行われました。従来の災害対策基本法では、国、都道府県、市町村、指定公共機関など、及び住民等の各主体の責務が規定されておりますが、後に災害訓練の伝承が追加されました。那珂市として、防災訓練はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

現在、市といたしましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、市内の全ての自治会で自主防災組織の結成をして頂けるよう推進をしているところでございます。また、各地域の自主防災組織においては、防災訓練に重点を置いて活動をしていただいているところでございます。そして、避難行動要支援者の支援体制の構築にも取り組んでいるところでございます。

今後は、自主防災組織との連携強化や避難行動要支援者の支援体制づくりの強化を図った上で、3年を目途に市全体での総合防災訓練を実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今、答弁をいただきましたが、3年から5年に1度は訓練を実施したいと考えているということでしたが、前回の総合防災訓練から3年がたつと思います。ほかの自治体は防災の日を現段階では東日本大震災を教訓とし、かつ重要な、また今後起こり得る災害に対しての危機管理をと行動しているのに、那珂市は震度6弱を経験しているのに、行政として危機管理が少し甘いのではないかとおぼやかしく思われることが、防災士を目指している職員の方にも大変残念なことだと思います。

答弁は求めませんが、今後、自主防災組織との連携強化や避難行動要支援者との支援体制づくりを一日も早く進めて、総合訓練が実施できるよう強く要望いたします。

次に、防災力を高める活動は、東日本大震災より期待され、そのための十分な知識と一定の知識・技能を習得するために、民間の開催による日本防災士機構が認証した防災士育成のセミナーなどがありますが、那珂市としてはどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えをいたします。

市では本年度から、茨城県が毎年開催をしている地域防災リーダー育成のための茨城防災大学を受講することとし、その教材費用や受験費用を予算計上いたしました。今年度は5名の職員が受講する予定でございます。この講習を受けることにより、防災士の資格を取得するための受験資格が得られるものでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 確認ですが、ただ受講すれば防災士の資格が取れるのではなく、私もそうでしたが、試験に合格して初めて防災士の資格を取得できるということによろしいでしょうか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えします。

議員のご指摘のとおりでございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） わかりました。

しかし、地域防災を担う主体は住民であり、防災士を育成することにより、那珂市の各自治会が結成されている自主防災組織にも大きくかかわれるのではないかと思います。そのことについてはどのようなお考えなのか伺いたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えをいたします。

防災士は、防災のための十分な意識、知識・技能を有する者として、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のために活動をしていただくものでございます。したがって、防災士の資格を取得した職員につきましては、地域防災のリーダーとして、地域や職場で防災訓練に積極的に参加し、その指導や講習を行えるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） ぜひ防災士を取得した職員の方は、地域防災のリーダーとして活躍できることを期待しております。

次に、防災士の取得は、今年度だけではなく、今後もふやしていくつもりはあるのか伺いたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

防災士の資格取得や茨城防災大学への参加受講につきましては、今年度限りということではなく、今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今、ご答弁されましたが、資格を取得された5名の方が、那珂市内全部をサポートできるのかと現実的に考えたときに、実際に5名の方だけでは無理だと思うのか本音ではないでしょうか。各自治会の自主防災の方と連携をとるためには、もっと必要な人数が不可欠になります。それらを考慮して、私が言いたいのは、防災士とは自身だけではなく、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを認証した人のことを防災士とされます。ぜひ今年度だけではなく継続していただきたいと思います。

茨城県内では防災士の資格を取得するために、古河市などでは全額ではありませんが補助金を出すところもあります。ただ、予算がかかるので、那珂市としては茨城防災大学への参加受講をできるだけ多くの方に受講して頂けるよう推進していただきたいと思います。

次に、防災士の取得に必要な講習として、普通救命講習がありますが、救命講習会はどのようにすれば受講できるのか。また、費用等は那珂市としてどのくらいかかるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えします。

那珂市におきましては、各種救命講習会を開催しておりますので、消防本部に申し込みをすれば受講することができます。

また、講習費用につきましては無料でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 私も防災士を取得するのに、個人的に講習を受けるので検索したところ、通常は日本赤十字や東京都消防庁などのほかの消防庁などでは、講習を受けるとテキスト代等で1,500円ぐらいかかるとのことでした。無料というところはそう多くないようです。那珂市は無料で受講できるということはすごいことだと思います。

では、那珂市では平成26年に関しましては、何人の方が講習を受けましたか。また、講習等は一度受ければよいのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答え申し上げます。

平成26年中は、普通救命講習会、3時間コースが809人、救命入門コース、1時間30分コースが731人、応急手当講習会、3時間未満コースが197人、合計で1,737名の方が受講いたしました。

また、再講習につきましては、技能維持のため2年から3年の間隔で受講することが望ましいとされております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） いただいた資料を見ましても、普通救命講習に関しましては、平成17年から平成26年までの10年間で約9,000の方が受講し、毎年約1,000人前後の方が受講されております。救命入門コースで26年は、24年、25年度の2倍近く受講されております。それだけ皆さんも関心が高いということではないでしょうか。私も平成19年に1度、救命講習を受けたのですが、1度受けたから大丈夫と思っていたところ、今回の防災士の資格を取るにあたり、有効期間は3年以内とありましたので再度受講させていただきました。

では次に、講習対象者はどのような方なのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答え申し上げます。

一般市民及び各事業所、自主防災組織等の要請に応じて講習会を実施しております。

また、救命入門コースにつきましては、小学校高学年以上及び中学生等を対象にしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 救命入門コースに関しましては、小学校の高学年及び中学生が対象になるというわけですね。

次に、救命講習でAEDの講習もありますが、実際に体験するわけで、那珂市のAEDの設置状況についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答え申し上げます。

AED設置状況につきましては、市42公共施設に44台、県7公共施設に13台、医療機関19施設に19台、一般事業所40施設に46台、合計108施設に122台が設置されております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 那珂市では全部で122台が設置されているということになりますね。

では、救命講習を指導できる方は何人いるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答え申し上げます。

救命講習会で指導するには、応急手当指導員講習及び応急手当普及員講習を修了した資格取得者で、応急手当指導員の消防職員及び応急手当普及員の女性消防団員15名を含めた54名がおります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） ありがとうございます。

女性消防団員が15名もいるということで、やっぱり女性の視点もすごく大事になってくると思います。

今回は防災についての質問をさせていただきましたが、防災、減災は、危惧を直視する、脆弱性を直視することが大事であります。その上で想定外を想定した対応が望まれるわけですが、備えあれば憂いなしという言葉に尽きると思います。私の、我が家の、我がまちの防災対策を重層的に積み上げていくことが大事だと思います。

災害対策は、自分と家族の命をみずから守る自助、行政などが守る公助、地域コミュニティで助け合う共助が核となります。これに向こう三軒両隣のような顔の見える範囲での近所を加えた体制が重要ではないかと思えます。今後もしっかりと防災対策に対しましては、那珂市も取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告12番、木野広宣議員の質問を終わります。

◇ 君 嶋 寿 男 君

○議長（助川則夫君） 続きまして、通告13番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 瓜連駅北側市有地等の活用について。 2. 旧余暇活用施設しどりの湯保養センターについて。 3. 那珂市特産品について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

君嶋議員。

〔13番 君嶋寿男君 登壇〕

○13番（君嶋寿男君） 13番、君嶋寿男でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

昨年12月定例会一般質問において下大賀地区の道路冠水時の対応について質問をさせていただき、建設部長より「市道側溝の排水が流入しているので、見直しや改修等が可能かどうか今後調査を行ってまいります」との答弁をいただきました。おかげさまで今年度、県の予算がついたと地元県議より報告を受け、大宮土木事務所において調査、改修等が今後行われていく方向になりました。担当課をはじめ、執行部、関係者、迅速な対応をしていただきましてありがとうございました。これからも一般質問に入りますが、今後も迅速な対応をお願いをし、質問に入ります。

旧日本サーボ跡地については、瓜連町と那珂町との合併前に、社会福祉施設の誘致を目的に取得され、その後は事業用地としてPR活動がされ、市道瓜連宿下春川線の整備とともに有効な活用がされることを期待しておりました。

今年3月の第1回定例会において、特別養護老人ホームと専門学校の建設、運営の計画提

案をした事業者を選定したとの報告を受けましたが、その後、計画は中止となり、旧日本サーボ跡地は以前と同様に残土置き場となっている状況であります。この夏は猛暑も続き、草が生い茂るなど景観としてもよくありませんでした。地区の皆さんは、今後、旧日本サーボ跡地はどのように進むべきか関心を持っております。提案が無効となった4月以降の動きについて、未利用地等活用検討委員会は、その後、何回開催されたかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

未利用地等活用検討委員会につきましては、ただいま議員ほうからお話がありました選定事業者の辞退を受けまして、募集要項等の検討を行い、改めて公募を実施するため、8月6日に一度開催をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） では、未利用地等活用検討委員会では、どのような内容について検討されたかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

今回の提案事業者辞退の結果を重く受けとめまして、議会等のご意見を踏まえまして、周知方法、事業の確実性等を含め、再公募にあたっての募集要項について検討を行い、特に公募及び審査期間の確保、審査項目と配点の変更、さらに事業遂行における確実性や誠実性を重視するため、応募申し込みに係る書類として確約書の提出を求めることを見直したところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） この公募、審査をする期間中、先ほども話をしましたように、現在も旧日本サーボ跡地においては残土の置き場となっております。この残土についてはどのような対応をするかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

議員ご質問の当該地でございます残土につきましては、今年度中に市有地等に移動していく予定となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 今回、公募にあたりまして、どのような方法で行うのか、まずお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

事業者の募集及び選定につきましては、利活用の目的及び募集方法に関しては、前回と同様に瓜連駅北側という立地条件を考慮しまして、特色ある新たなにぎわいづくりに寄与する計画、教育、福祉、医療、宅地分譲、商業等について、公募型プロポーザル方式により実施したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） では、前回と違った変更になった点についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

今回の募集要項における、前回との変更点でございますが、先ほどのご答弁と重複いたしますが、1点目といたしまして、公募期間でございます。前は実質的な期間として45日間でしたが、今回は3カ月間とし、周知期間と事業者の検討期間を長くとのことといたしたところでございます。

2点目でございます。審査期間でございます。審査期間につきましても、より事業の確実性を審査するため、精査する期間を長くとって、より事業の確実性を審査するため、本年12月から来年3月までといたしたところでございます。

3点目といたしまして、審査項目と配点でございます。今回は事業遂行における確実性や誠実性を特に重視し、前は事業遂行能力といたしておりました項目を実効性に改めまして、配点の配分を多くとったところでございます。

4点目といたしまして、審査項目と同様に、事業遂行における確実性や誠実性を重視する観点から、応募申し込みに係る書類を追加し、確約書の提出を求めることといたしたところでございます。

違約金等の支払いなど、法的な効力は持ちませんが、事業者が文書として提出することにより、誠意を持って事業を遂行することを明らかにし、事業の確実性を高めることといたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 精算期間を来年の3月末とするとなると、この決定されて実際にも事業化される場合は、やはり来年度からの工期ということでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

3月までに事業の選定を行い、さらに市のほうでその事業の確実性等々について調整を行いまして、用地の売却につきましては議決事項でございますので、6月以降の議会のほうに提案をいたしましてご承認をいただくということでございますので、実際に実行に移すのは

来年度ということになるかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 了解いたしました。

次に、募集した事業者等の審査をする選定委員会のメンバーについてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

選定委員会の委員につきましては、前回、要綱を定めて選定をいたしたところから、今回も同様の構成にしたいと考えてございます。構成メンバーにつきましては、副市長、それから住民の代表4名、内訳でございますが、まちづくり委員会正副委員長、地元でございます瓜連中自治会長、地権者代表それぞれ1名、それから学識経験者2名、それから市執行部のほうから建設部長と、私、企画部長の計9名の構成といたしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 前回とかわったメンバーの方はおりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） まちづくり委員会、自治会の交代があったようでございます。そういう意味で、まちづくり委員会の今、情報として持っておりますのは、副委員長、それから瓜連中の自治会長さんがおかわりになったというふうにお聞きしてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 了解いたしました。

では、もし提案事業者があらわれなかった場合、市としてはどのような考えを持つかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

今回の再募集におきまして、今回の募集要項を踏まえて、広く周知を図るなど、利活用計画の決定ができるよう、市といたしましては最大限の努力をしてみたいと考えておりますが、万が一、提案事業者があらわれないような場合につきましては、募集や価格などの条件の見直しを再度検討いたしまして、公募していく方式をとっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 公募だけに頼らず、市としての考えを打ち出していくことも必要だ

と思います。

現在、瓜連駅南側には住宅分譲地として家が建ち並び始めています。都市計画道路平野杉本線沿いには、大型スーパーやホームセンターが立地しており、旧サーボ跡地は市民にとってもとても便利などころとなっております。小・中学校は近くにあり、現在、瓜連小学校については、文部科学省から指定を受け、コミュニティスクールも始まっており、子供を育てる場としてはとても環境が整っております。通勤、通学には駅が目の前でありますので、住宅地として開発できればよいのではないかと考えております。子供を育てるならば瓜連地区と言われるような、地域としてこの場所に住民がふえ、にぎわいのある地域をつくることを、「まち・ひと・しごとと地方創生」の1つとして考えていただきたいと思います。いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

現在策定中であります、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略におきましても、定住や移住促進についての取り組み等について検討を進めているところでございます。ただいま議員からご指摘のとおり、旧日本サーボ跡地は駅前にあり、また学校にも近接した利便性の高い地区でございますので、住宅地としての利活用にも適していると考えられます。

しかしながら、公募におきましては、これまでもご説明申し上げておりましたとおり、地域のにぎわいに寄与するものについて広く募集することを趣旨としておりますので、用途については住宅地としての利活用を含め、特定のものに限定することなく、広く募集をしていきたいと、かように考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） たくさんの方からの公募が来ることを期待して、この質問を終わらせていただきます。

次に、旧余暇活用施設しどりの湯保養センターについてお伺いをいたします。

旧余暇活用施設しどりの湯保養センターは、複合型施設として、今年の3月定例会でも報告を受けました。ちょうど2年前、しどりの湯の閉館の話が出、検討はされたものの、平成26年3月31日をもって閉館となり1年半近くになります。農業農村施設であることを考慮し、地産地消が促進できるそば処や、倭文織、その他の文化、歴史等の紹介及び体験室の設置並びに多種多様な体験学習を行うことができる複合型施設とする報告を受けましたが、その後の進展状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今年3月の議会定例会におきまして、平成26年度、旧しどりの湯についての有効活用検討委員会における提案内容の方向性をご報告させていただいたところでございます。

今年度につきましては、この方向性を踏まえた中で、具体的な施設の利活用について模索しているところでございます。現実的な運用となった場合、いくつか課題もあるところでございますので、そういったところも踏まえて、できる限り早期に具体化できるよう引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 建物は、人が出入りし、使用しなければ傷んでまいります。現在、使用していないわけでありますので、しどりの湯については、どのような管理をしているのか、現在の状況についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

当施設につきましては、シルバー人材センターに委託しまして、週1回清掃とあわせて、建物の窓などをあけて空気の入れかえを行い、建物が傷まないような対策に取り組んでいるところです。

また、農政課担当職員が、随時、施設に出向くようにしておりますと同時に、そのときに状況確認とあわせて、窓の開放、施設の維持に配慮するようにしております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） では、この管理費について、年間どれくらいかかっているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

施設につきましては、平成26年度から休館しているということから、管理費についても最小限度の維持管理に係る経費とされております。平成27年度予算で218万8,000円でございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 2年間閉館しているということは218万8,000円の2倍ということですので、約400万円以上が、もうその管理費でかかってしまうということですね。やはりその辺をちょっと考えて頂ければと思います。

では、ほかの団体や学校関係者、企業に使用をお願いした経緯はあるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

旧しどりの湯廃止後につきましては、市の文化協会、市内のそば打ち愛好者などと話し合

いを持った経緯、相談させていただきました。そういったことがございますけれども、昨年度の有効活用検討委員会における検討過程においては、具体的な他団体等による利活用として決まるということには至りませんでした。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 市として、このしどりの湯を合宿所、研修所の宿泊施設としての活用を考えたことはあるのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

宿泊施設とした場合、入浴施設が必要となります。その場合、相当の経費が必要になると考えております。

旧しどりの湯につきましては、運営に対する市の負担が多過ぎるというようなことで、事業仕分けの指摘を受けた中で、やむを得ず廃館したという経緯がございます。こうしたことから、現時点におきましては、宿泊施設としての利用は難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 今、部長、入浴施設が必要となる場合、相当な経費が必要と言われておりますけれども、入浴施設は今まで使用していたように、実際にその施設があったわけですので、ここを使って、そういう施設、入浴はできないのかと私は思います。特にこの夏休み期間に、子供会やほかの団体、県外から子供たちに来ていただいて、宿泊をしながら自然体験をすとか、またこの施設を定期的に開放してイベントを企画してみるとか、あの施設をあけないと何の意味もないと私は思いますけれども、その点について再度お考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

議員ご指摘の点でございますけれども、現在、再利用ということで検討はしております。しかしながら、すぐに再開ということには至らないという状況でございますので、その辺を踏まえまして、当面、直営ということでございますが、現状での利活用ができるように、なんらか考えていきたいというふうに思います。隣が静峰ふるさと公園とか、そういうところもございまして、そういったところとあわせて、今年度中にも利用できるようにしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 昨日、水戸で行われた特別講演会の中でも、講師の先生が、「地方創生は誰がやってくれるか、誰かがやってくれるかとか、そう思っははいけない。みずから

動かなければいけない」と言っていました。この施設も誰かにお願いをする、そういうことばかりではなく、市としての活用をきちんと考えていくことも必要かと思えます。この点について強く要望して、この質問を終わります。

次に、市の特産品についてお伺いをいたします。

市の特産品として、市内、市外、県外へ販売している品物は何種類ぐらいありますか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

平成26年度に那珂市特産品ブランド認証制度によりまして、クロサワ本舗のやわらか干いも「黄金泉」、青大豆豆腐よしの美人、ひまわりコロッケ、シフォンケーキ、那珂銘菓「ひまわりの詩」、つぼ焼が認証されました。

この6商品のうち、クロサワ本舗のやわらか干いも「黄金泉」、シフォンケーキ、那珂銘菓「ひまわりの詩」、つぼ焼の4商品が、スーパーマーケットなどで販売されております。県外についてもということでございます。

また、市内では野菜や果物も栽培されており、特に、「那珂かぼちゃ」が県内外から広く好評を得ているというようなことでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 那珂かぼちゃのほかにも、最近では果物類で、市内でも特に今、最盛期を迎えているブドウ、そしてこれからのリンゴ、最近またブルーベリーなどがありますが、その点についてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

ただいまご紹介がありました具体的な品目等をはじめ、市内ではさまざまな作物が作られております。これらの作物を市の特産品としてPRしていくためにも、那珂市の特産品ブランド認証制度等を活用していきたいというふうに考えております。そういうことですので、制度のPRに今後とも引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） ぜひ生産者への製造の呼びかけをお願いしたいと思います。

次に、特産品の売り上げ状況や人気度について、市としてはどこまで把握しているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

昨年認証された6商品については追跡調査を行ったところ、「売り上げや製造回数が伸び

た」という事業者が4事業者ございました。「変化なし」との答えが2事業でした。また、「リピーターがふえた」という事業者もございます。認証による効果があらわれていると受けとめているところです。

また、平成27年度常陸農業協同組合の那珂かぼちゃの売り上げでは1,800万円程度でございます。那珂市近郊で約9割が消費されている状況でございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 那珂かぼちゃについては、約9割が那珂市近郊で消費されているということですが、このおいしい那珂かぼちゃを、できれば県外でも消費して頂けるようなPRをしてはいかがかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

那珂かぼちゃにつきましては、味もよくて好評をいただいております、その9割が水戸を含めた那珂市近郊ということです。県外への出荷につきましては約1割、東京方面が主になるということでございます。

那珂かぼちゃについては、生産者の高齢化などにより作付面積が減っているというような状況がございます。この辺の課題解消につきましては、JA常陸を通じて引き続き生産量の拡大については働きかけたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） では、販売PRとして、どのようなことを行っているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

認証された6商品につきましては、認証品のパンフレットの配布などを行うとともに、試食を通じてPRしているところです。

昨年度の商工感謝祭、商工会主催になりますけれども、それから水郡線全線開通80周年記念イベント、七運物語フェア、さらに、つるし雛まつり、第2回ゆるキャラグランプリ、いばらき県央地域の観光キャンペーン、「初春」でございます。八重桜まつりなど、多くの観光キャンペーンの機会を利用してPRしてまいりました。

また、那珂市特産品ブランド認証品ができたということで、京成百貨店地下1階の食品売り場におきまして、那珂市特産品販売の「那珂のうまいもの特集」を7日間実施することができました。その際には、那珂市にこのようなすばらしい商品があったのかなどという、多くの方々から好評を得ることができました。

そこで、市内のスーパーなどでも同様の販売ができるように、引き続き進めていきたいと

いうふうを考えております。

那珂かぼちゃにつきましては、初出荷の日に合わせて、市長の定例記者会見でPRを行いました。また、茨城新聞等への情報提供をしていることのほかにも、常陸農業協同組合では、スーパーやデパートでも、生産者も参加してPR活動を行っているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） イベント会場など、いろんな場所でPR活動を行っていることはわかりました。でも、まだまだ一部の関係の方しか知れ渡っていないような気がします。ほかにもPRの仕方がありましたらお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

新聞や雑誌などマスメディアに対しては、市長定例記者会見など、多くの機会を捉えて積極的に特産品のPRを行っておるところです。

また、市内における視察研修や大規模な会議などで来られる方々に対しましては、市の職員などが他県を訪問する際、またそういったときには、市の観光パンフレットとあわせて特産品ブランドのパンフレットも持参していただくようお願いしております。

新たな販売を広げるということでございますけれども、昨年7月31日に開業されました小美玉市の「空のえき そ・ら・ら」、さらに平成28年、来年3月オープン予定の常陸大宮市の道の駅、7月オープン予定の常陸太田市の道の駅の担当部局を訪問して、新たな販路拡大に努めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 市長の定例記者会見や、市職員が他県を訪問する際に、特産品のブランドのパンフレットを配布していただくようお願いしているようですが、PRにかかわる人たちは、ほかにもたくさんいるかと思いますが、そのような方がおりましたらお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） これまでも市長をトップとしたみなと区民まつり、そのほかに県人会、東京開催になります。環境自治体会議、旅行代理店の本社訪問などを、首都圏を中心として行っているところなんです。そういった点では、那珂市の特産品や観光を市職員とか観光協会等、事業者等も含めて、積極的に進めているという状況です。

今後とも商工会や農業協同組合とも連携を密にしながらPRに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 私は、先月の1日、2日と体育協会事業で横手市とのスポーツ少年団交流事業を行ってまいりました。歓迎式の中で、横手市、石山副市長さんから、本来ならば高橋市長が皆さんをお迎えするところですが、この時期は横手の特産品の1つであるスイカをPRするために、首都圏のスーパーなど11カ所でPR活動を行っていきと話されていました。夕方、携帯から横手市のフェイスブックを見ると、高橋市長がはっぴ姿でPR活動をしている姿が紹介されていました。

茨城県内でも、銚田市、鬼沢保平市長、行方市、鈴木周也市長など、イベントなどでは特産品をPRする姿がよく紹介をされています。当市、海野市長もトップセールスとして特産品売り込みにPR活動をしていると思いますが、どのような活動をしてきたのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 首長のトップセールスということですが、県内44の自治体がありますが、ほぼどこの首長さんもなんらかの形で取り組んでいると思います。

市長会で席が隣の筑西市長さんとは、よく情報交換をしていますが、毎月数回、多いときは週1回の頻度で東京方面に出向いているそうであります。この前は浅草カーニバルで、ナシを2,000個配布して農産物のPRをしたということです。

那珂市につきましては、市長就任後に東京大田区や台東区、港区等に、連携の可能性や特産品の売り込みなどを行ってまいりました。なかなかセールスの時間がとれないことが悩みですが、最近では品川区に営業をかけてまいりました。なかなか具体的な実績は見えてこないのが実情でございます。

災害支援協定を締結している34自治体には、八重桜まつりやひまわりフェスティバルの案内状やパンフレットを送付し、地場産品などもPRしており、横手市長さんや桶川市長さんにもお越しをいただいております。

那珂市の産品はたくさんありますが、地酒やクラフトビール、干いもは県外において大好評をいただいております。4年前、水戸で開催された藩校サミット、これは藩の学校のサミットなんですけれども、このサミットで同席しました二本松藩の丹羽様や高知藩の山内豊功様に干いもを送りましたところ、乾燥芋を見直したとか極上のスイーツだとの絶賛のお褒めの言葉をいただいております。

これまである程度の反応は感じておりますが、首都圏や那珂市ならではの販路が期待できる県外の売り込みを行うなど、生産者や団体と連携しながら、販路拡大のために出張の頻度を上げて営業活動を一生懸命展開していきたいというふうに思っております。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 特に那珂市の特産品、先ほども言いましたように、今、ブドウなども、市長、いろんなところに出向く場合には、地元の特産品として持って行っていただき、そういうものをPRして頂ければと思います。

那珂市の特産品のPRは、市長の顔でもあり、市長がみずから先頭に立って活動しなければいけないと思います。那珂市の基幹産業である農業、特に農産物については、先ほども話をさせていただきましたように、市長みずから各訪問先に持ち寄ってPRをして頂ければと私は強く要望いたします。

また、特産品ばかりではなく、ナカマロちゃんグッズなども皆さんにお配りすることによっても、那珂市の知名度を上げる唯一のPR方法かと思います。ぜひ市長、トップセールスとなって、今後もこの那珂市の発展のために活動していただきたいと思いますが、再度、もう一度市長の答弁をお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 継続して一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） ぜひ、那珂市のトップセールスとしての活躍ぶりをご期待して、私の質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で通告13番、君嶋寿男議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（助川則夫君） 通告14番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 那珂市の基幹産業農業の振興について。2. ふるさと住民票について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔2番 寺門 厚君 登壇〕

○2番（寺門 厚君） それでは、議席番号2番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

きょう3日目で、私が最後の質問者となります。執行部におかれましては、建設的で簡潔明瞭なご答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、那珂市の基幹産業農業の振興についてでございますけれども、那珂市の農業、基

幹産業であると言われながら、もう十数年というか、大分たっております。現状は皆様ご承知のように、耕作放棄地、荒れ地の増加、担い手の不足、またT P P参加による農産物への損害も予想されております。決め手になる振興策がなかなか打ち出せない状況でございます。後継者の不足、那珂市の産業の根幹をなす農業そのものが危機に瀕し続けております。

那珂市農業の現状、抱える危機とその対策、これからの那珂市の農業振興策及び那珂市農業の将来ビジョンについて、私は平成25年第2回定例会で一般質問をいたしております。そのときに、市長からは「元気ナカむらづくり事業」、これにより農業者を含む地域の方々と農業や農村の魅力ある将来ビジョンについてともに研究していくと。そして農業の振興策については、農業経営の安定化や安全な食料の安定供給を目指すこと。農業担い手の確保及び耕作放棄地解消対策として、農地の有効活用や基盤整備に取り組むと答弁をいただいております。さらに面積拡大による競争力の強化ばかりではなく、大型機械を使わず健康志向で収益性の高い農産物の導入や、6次産業生産・加工・販売を積極的に展開していきますとも答弁をいただいております。このときにも大型農業ばかりではなくて、小型、いわゆる小口農業もやっていくんだということで答弁をされております。

前回、明確に回答を頂けませんでした那珂市農業の魅力ある将来ビジョンについて、それから農業振興策のその後について、今回は進捗状況についてお伺いするとともに、今後の振興策、取り組み事項についてお伺いをしてまいります。

初めに、先ほどご紹介しました25年第2回定例会で、できるだけ早い時期に明示していただきたいと要望をいたしました那珂市の魅力ある農業の将来ビジョンについて、これについてはもう、元気ナカむらづくり事業を通して研究も深まっており、確定がされたんでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 平成25年度に行った元気ナカむらづくり事業の中で、農業とそれを取り巻く地域の課題等を整理してきたところであり、産業としての農業でございますので、収益性の高い農業経営を目指す必要があります、そのために市としては農産物のブランド化や6次産業化の支援に加えまして、引き続き各種土地改良事業の推進に取り組むことで、より大規模化が求められている今後の農業生産基盤を整えていくことが必要なことと考えております。ただ、農産物のブランド化には100ヘクタール以上の生産基地が必要と言われておりますので、そういった課題も多いというのが現状でございます。いずれにしても一生懸命取り組んでいきたいということでもあります。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 元気にする方法論は打ち出しをされておりますけれども、収益性の高い農業経営を目指すということがビジョンになるのでしょうか。基幹産業である農業を元気にするということであるのであれば、例えば東京、茨城県央地区の新鮮で安全な食料供給基地を目指すというふうに具体的でわかりやすい、みずからの言葉で、那珂市の農業はこうや

っていくんだというものを、しっかりと今後明示していただきたいというふうに思います。改めて明示をしていただくよう要望をしておきます。

次に、農業振興策について伺ってまいりますけれども、進捗状況と今後の振興策、取り組みについては耕作放棄地対策について、それから基盤整備については土地改良推進事業の進捗状況について、担い手の確保は後継者の育成確保について、収益性の高い農産物の導入及び6次産業の推進はもうかる農業ということについて、これらの4項目について伺ってまいります。

最初に、耕作放棄地についてでございますけれども、3日に一般質問で中庭議員、勝村議員からも質疑があり、現状と対策について回答がありましたので、耕作放棄地の実態、どうなっているんだということ、耕作放棄地防止に実施した対策と効果はどのようになっているのか。それから今後どのような耕作放棄地対策を打っていくのかということについては省略をさせていただきます。

3日に一応、耕作放棄地ということで27年度は197ヘクタールありました。この3年間で微増微減を繰り返しておりますけれども、ほぼ横ばい状態にあるということでございました。これも197ヘクタールで抑えているのは、やはり農業委員会の地道な努力があるからこそだろうと私は思っております。といいますのも、現場確認、農地パトロール、きちっとやって、耕作放棄地、所有者への文書による管理指導、あるいは戸別訪問をして粘り強く管理の徹底をお願いするということがあると思います。

そんな中で、どうしても再生困難だという放棄地は46ヘクタールありますよというお話でございました。これについては解消策がありませんということでございましたけれども、本当にそうなんでしょうか。しっかりと検討していただきたいと思います。

先月28日の新聞、テレビのニュースの報道で、農業委員会法、農協法、農地法の一部が改正され、来年4月1日から施行という法案が可決されました。この改正農業委員会法では大幅な変更がございます。農業委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制へ変る。あるいは農業委員が現在の半分を目安ということで認定農業者が原則として条件に入る。新しく担い手への農地利用の集積、集約化や、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進、これを専門的に取り組む推進委員を設けるということが新しく変る点でございます。

いずれにしても、当然、農業委員の定数等も条例で改定をするということになりますと、議会としてもきちっと今回の農業改正法の中身を審議をしていかなければならないというふうに私は考えております。

いずれにしても、農地利用最適化を最優先で取り組むということで、そういうことで、これから農業委員会が変わっていくということですので、ぜひとも耕作放棄地も課題に対策をやっていくということが期待されますので、そちらの諸施策を期待したいと思います。

そうは言いながらも、やっぱり地元、この地場でできることはやっていかななくてはいけないというふうに考えるわけでございます。推奨作物の栽培促進もそうですし、あるいはボ

ランティアによる耕地への復旧支援対策、復旧支援隊の創設あるいは公社や会社組織での耕作地の復旧工事から作物生産、加工、販売まで一手に引き受ける団体の設置を、やっぱり早急に立ち上げて、解消に向かって努力していくと、こういった検討も強く要望したいと思います。

それから1点、農振農用地以外の耕作放棄地解消策ということで、耕作と太陽光発電の両方ができるソーラーシェアリングという方式がございます。ぜひ、これを取り組み推進してはどうか。また、その支援・サポートシステムも構築してはどうか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

ソーラーシェアリングにつきましては、耕作放棄地解消の選択肢の1つとして、売電による安定的な収入を得ながら、農地を維持するための方策と考えられます。ソーラーシェアリングを設置するためには一時転用許可が必要となりますが、許可要件もございますので、他の農地に影響のない範囲での設置が前提となっております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ぜひ積極的に、これは取り組んでいただきたいと思います。耕作放棄地解消の対策ばかりではなく、担い手さんの育成確保についても大きな力を発揮するということが言えると思います。なぜかといいますと、太陽光発電で頑張ると、1反歩、仮に二百数十万の収益が上がってきます。下は通常どおりの作物が栽培できますので、これも作物によって大豆ですと収量はふえるということも既に立証済みでございますので、いずれにしても今は認定農家さんについても現状のままで、今後、仮に耕地が集約され拡大されたにしても、やっぱり新しい作物のことを研究していかなくてははいけませんので、その資源としても使えますので、ぜひとも進めて頂ければというふうにお願いをしておきます。

次に、もうかる作物をつくるには、ちゃんとしたいい土地が必要ということで、農業の基盤整備と集約化にも寄与するということなんですけれども、現在、那珂市では土地改良推進事業が行われております。これは国営・県営基盤整備事業ですから、国と県、両方で事業資金が出されて進められているということですね。地区でいいますと、静下大賀団地、戸上国井団地、それから後台豊喰団地、五台柳川団地、それであと寄居地区、鴻巣地区、新木崎地区、額田地区ということがございます。

今回は、その中で国営緊急農地再編整備事業ということで、戸上国井団地、これは88ヘクタール、畑地帯総合整備事業、寄居地区11.9ヘクタール、鴻巣地区11ヘクタール、これは畑整備でございます。これについて、事業の推進目的と進捗状況について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

農家の高齢化や後継者不足により農地の適切な管理の厳しさがふえております。その上でも担い手による耕作面積の拡大ということが必要であると考えております。生産性の高い農業の確立、その基盤となる区画の大規模化を図る、効率的で安定した農家経営を目指すということでの地域農業の担い手に優良農地の集積を図る目的で、各種の事業、土地改良事業を推進しているところでございます。

ただいまお話のありました地区での寄居と辻鴻巣の2地区の進捗状況でございますが、県営による事業採択に向けて、現在、座談会や説明会等を行っております。その中では、負担金が一番の課題ということとなっております。農家への負担軽減がなくてはならないというふうに痛感しております。

現在のほ場整備につきましては、農地の担い手への集積が採択要件の1つとなっております。あわせて農地の集積率に応じて農家負担の軽減措置というソフト事業もありますので、農地所有者の今後の営農について意向を確認しながら、事業化に向けて地域の方たちと協力しながら進めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 現在、座談会や説明会実施中ということでございますね。目的は農地の担い手の集積、農家負担軽減のソフト事業もあるということでございますけれども、現場の声は、これらの説明がよく理解されていない。話し合う機会が、回数が少ないのかもしれませんが、現場の声でいいますと、整備完了後に何をつくって、どうやって経営していくんだいというところがはっきりしない。国の事業だから、事業資金があるのでやるんだよという、それだけかいということと、しかし、負担金を出してくださいねという話ですね。集積ということで目的はありますけれども、誰が引き継いでくれるんだと。10年かかって完成しても、そのころ実際、土地所有者については65歳を過ぎていますので、みんな75歳を過ぎちゃうと。高齢化して誰もできないよと、もう、土地は売っちゃいたいというのが本音でございました。そういう声を聞いております。

これだと、ほ場整備、畑地整備、これは目的が土地改良になってしまっただけで、じゃ、営農してどうやって経営していくんだということが不十分過ぎると言えます。目的は土地改良による基盤整備後の農業経営の安定化だと思うんですね。これはお金だけ払ってもらって、後は、できたら、じゃ、集積するから売ってください、貸してくださいという話になろうかと思うんですけれども、そこで、改良後もまた同じように、従来どおりの米をつくったり、野菜をつくったりするということであれば、なんら改良前と変わりませんよね、経営内容というのは。それでいいのかという話なんですけれども、土地改良後、終わった後、可能な栽培作物の提案ができていいのか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

ほ場整備後の作物というようなことでございますけれども、畑の整備につきましては、耕作の利便性の向上、さらに年間を通して水を送ると、かんがい、通水を行うということで、安定的な生産が可能となる計画をしております。今年度ですけれども、市内の畑地の栽培耕作状況の調査を実施しております。市内でどのような作物が栽培をされているか把握した上で、その土地に適した栽培作物の提案をしていきたいというふうに考えております。県内の栽培事例とあわせまして、県央農林事務所の普及部門の協力を得ながら提案していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 本来であれば、事前調査が完了していて、いくつかの作物名が提案されて、試行しながらでも一緒に取り組んでいきたいと思いますというぐらいの提案がないと、耕作者は納得できませんよね。ということなので、ぜひとも進行速度を加速していただきたいと思います。

では、経営安定作物の販売先、これについては調査検討をされていますか、伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

現段階で販売先につきまして調査検討を行ってはおりません。ただ、県内の整備状況等を視察しているところですが、生産が向上した作物につきましては、販売について農協が指導しての販売というふうに行っているようです。

畑の整備によって経営安定作物が確立されて、耕作者と農協の信頼関係も深まり、安心して営農ができるとの話も視察先で聞いております。農協等が率先して行うことで地域生産性の向上にもつながるというふうに考えております。

いずれにしましても、安定的な生産ということが重要でありますので、農業の振興としても農協の力は不可欠であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 農協の力は確かに甚大であり、販売についてはいろいろな方策をされております。

しかし、やっぱりつくったものを売って、消費者に買っていただかないと経営は成り立っていきません。JAさんは昨年からもうかる農業をやっていくんだと経営方針を出しておりますけれども、先般、JAさんとの打ち合せをさせていただきましたけれども、その販売施策については、逆に提案をしてくださというお話がありまして、まだ策定途中ということでございます。いずれにしても、JAさんが売っていただくのは当然でございます、やっぱりその販売政策、どこへ、何を、どれだけ売っていくんだという政策は、執行部のほうできちっと立てて、フォローもしていけないといけないのではないのでしょうか。そういうこ

とでしっかりと、今度、JA常陸さんも那珂市のほうに本拠地を構えるというお話もありますので、そういう本拠地がある那珂市においては、JA常陸さんというと、もう県北、笠間を含めて全域を網羅していることになるわけですので、その辺の県北その他広域も含めて、販売政策というのはきちっと持ってやってほしいなというふうに思います。その辺、自負を持って業務を推進していただきたいというふうに思います。

続いて、販売先の確保、その後になりますけれども、じゃ、土地改良後の耕作農地は、継続的に収益を生み出し続けていけるシステムと支援体制、これは考えられているんですか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

農地についての耕作管理については、これまで跡取りが担って進めてきたというようなどころだと思います。しかしながら、後継者の他産業への流出により、農地の保全が保たれなくなると。その上でも基盤整備によって、地域担い手への農地の集積が耕作農地の継続性のため重要であるというふうに考えております。

基盤整備の先進地を視察したところでの共通点でございますけれども、厳しい営農経営に対し、農家が危機感を持って、自分たちがどのようなことをすべきかを考え、行政と協力しながら成功へと導いている例がございます。

そのためにも農業を続けたい地域の担い手確保のためにも、土地改良事業の推進をしているところで、そういったところでの支援体制を考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 担い手確保のための土地改良事業と、推進中ということでございますけれども、何度も申し上げますけれども、やっぱりもうかる作物提案と販売、どこへ売っていくんだいと。経営安定化のための新しい作物や営農法の提案指導などは、しっかりフォローをしていていただきたいと思います。

農業従事者は、もう既に高齢化して、後継者がいないというのは本当に深刻な問題でございますけれども、今、認定農家の方で、高齢で急にお亡くなりになって、その後継者がいないといった場合に、じゃ、その後を例えば息子さんなり娘さん、ちゃんとほかに仕事を持っていけば、なかなか引き継いで頂けない、そういう事情、あるいはやりたくても手法もわからないし、トラクターも、農業機械もないしということ、そういう人たちもいます。後継者の育成確保、これは非常に重要なことになるわけですが、現状、どういうふうになっているのかと、その実施対策、効果について伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

2010年の農林業センサスによりますと、専業、兼業を合せた農業経営体としましては1,821という数字になります。そのうち認定農業者として認定を受けた方は、平成27年度、

現時点なんですけれども、法人を含めまして93経営体です。これは昨年度より6人ふえているというようなことでございます。

また、新規就農者に係る直近の推移でございますが、平成24年度に1人、今年度は1人が新たに就農している状況です。

さらに、青年等就農計画により認定されました認定新規就農者に対しましては、国の青年就農給付金、経営開始型でございますが、制度を活用した支援に加えまして、新規就農希望者に対しましては、県央農林事務所経営・普及部門と連携して具体的な営農相談を行っているところでございます。今後とも継続して行う予定でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 認定農業者は現在93人ということで、昨年より6人ふえているということでございます。新規就農者については、この3年間で2人ということでございます。これについては、今お話にありましたように、さまざまな給付金制度があるわけで、例えば新規就農者だと年間150万円補助があつて、これは5年間、さらには2年、経営支援給付金というのが150万円出ますので、7年間1,250万円の給付金があると、そういう体制があるにしても、たった2人というのは、やっぱり新規就農者や後継者の確保というのはお金を張りつけるだけではだめということになるのではないのでしょうか。

では、その耕作地の集約大規模化での担い手、後継者確保の状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

平成26年度末における利用権の設定がされた農地面積は635ヘクタールとなっております。農地面積が4,476ヘクタールでございますので、利用権設定による農地の集積率は約14%でございます。

また、認定農業者のうち後継者のいる方は全体の3割弱というふうに見込んでおります。以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 現在、耕地集積率は全体の14%で635ヘクタールと。認定農業者の7割が後継者不在ということございましたけれども、今後、後継者が確保できても50%程度との執行部の見解をお聞きしておりますが、これはもっとドラスティックに言うと、耕地は4,500ヘクタールございますので、その農地を45人で経営するのであれば1人100ヘクタール、それで農地集積が完了というふうになるかと思うんですけれども、100ヘクタールですと、その収入は、現在、那珂市の農業は45億円、生産がございますけれども、それは何人でやるかという話にはなるんでしょうけれども、こういった集積で結論が出るという話には私はならないと思います、農業というのは。私が言いたいのは、全てこの担い手さんは、100ヘクタールみたいな大規模農家でいいのかということなんです。農業の本来持つ安心・

安全な食料の供給、あるいは緑や環境の保全、農作業体験や食育の場、地域産業の活性化、6次産業、災害時の防災機能、保水の作用があります。生活に潤いや安らぎを提供するなどの本来農業が果たすべき役割があります。これらをやっぱり果たしていくというのが、那珂市農業の環境を守る、那珂市全体の保全ということにもなるかと思えます。

こういう意味で言いますと、やっぱり大規模だけで、この45人で那珂市農業はできないと思えます。ということであれば、各種法人さん、企業、定年退職者あるいは女性など、幅広く就農促進のPRが必要だし、認定農業者の高齢化対策も不可欠であると考えています。

じゃ、今後その担い手確保についてどういう手を打っていくのか、どういう手を打たなきゃならないのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今後、収益性の高い農業経営を進めていくということに際しましては、経営規模の拡大が必要となります。担い手の農地の集積が促進できるよう基盤整備を進めるとともに、農地中間管理事業などを活用していく必要があるというふうに考えております。

また、JA常陸と連携し、新規参入者や定年退職者などを対象とした栽培技術の習得などを目的とした実践講座を開催しており、就農支援に取り組んでいるところでございます。こういったものを引き続き行くと。講座のPRに努めるとともに、就農者の確保に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 9月3日に、この件については中庭議員の質問の中でも提案がございました。農業の振興策は大規模経営体ばかりではありません。大型の農機等は使わず、野菜や花卉、果物など、女性が個人でできる母ちゃん農業、つまり小口営農者確保等支援体制は必要だということは、これは私も同感でございます。

やはり農地集約による大規模経営だけでは、何でも栽培できるこの那珂市の地域特性を生かせないと思えますし、先ほど申しました農業の本来持つ機能、役割が喪失されてしまいます。ぜひとも、この小口農業についても早急に支援体制、仕組みづくりを改めて要望したいと思います。

もちろん、土地集約による大型農業も当然必要になるわけでございますので、そのすみ分けはきちっと考えていただきたいなというふうに思います。

小口農業についても、これはやはり200万、300万、1人で稼ぐということが必要になってくるわけで、基本はやっぱりもうかる農業の実践が不可欠でございます。もうかる農業の実践について伺いますけれども、これは26年度第1回定例会で市長の市政運営をただした中で、公約の中の道の駅をつくるということがかなわないので、道の駅にかわる構想に道筋をつけると回答されていたことがあります。それと農業振興策については、もうかる農業を目

指し、農商連携による販売先の確保を図ると答弁をいただいております。

これは市長に伺いますけれども、あれから1年半が経過したわけですが、道の駅にかわる構想に道筋をつけるということについては、進捗はどのようになっているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

道の駅の構想につきましては、市の産業活性化に資すると考えておりましたが、残念ながら実現することができませんでした。それにかわる進捗状況は、どのようになっているかということなんですが、場所とか規模とか、新しくつくるのかと、既存の建物を使うのかと、そういったことも含めて、今、検討中でございます。具体的な施設をつくるというばかりではなく、特産品のブランド化や6次産業化、干いもなんかは典型的な小面積でもかなりの収益を上げるということで、そういったものを支援するなど、各種の取り組みを引き続き展開、そして発展させていくことで、市産業の活性化を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 先ほどの君嶋議員の質問にもありましたように、ブランド化に対する販売戦略活動を市長みずからやってほしいと、やりますというお話でしたので、ぜひともそれはやっていていただきたいと思います。

あわせて、やっぱり場所が必要だと思います。これは常陸大宮もそうですし、常陸太田も道の駅ということで、もう既に、常陸大宮は来年ですか、できますので、そこへ場所を一画をお借りして、那珂市の特産品を販売していただく、これは大変結構なことだと思いますけれども、それで農業をビジネスとして考えれば、ただ小さな一画だけでもうかる農業ができるのかということですよ、販売先があそこだけでは。多数、市内にもとんがりはつを含め、JAさんの販売所さん、2店舗、それからふれあいファーム芳野、ございますので、地域内で、やっぱり販売拠点をつくる必要があるんじゃないかというふうに私は考えます。ぜひ、器も同時進行で早目に明示して、具体的にお示しをしていただきたいなというふうに思います。

次に、もうかる農業を目指して、農商連携による販売先の確保を図ると。これについてですけれども、進捗状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

昨年度から開始しました那珂市特産品ブランド認証制度において、豆腐や干いもといった農産物加工品がブランド認証を受けております。知名度アップ、イメージアップといった付加価値がつくようPRに努めているところでございます。

また、今年度9月から、ふるさと納税していただいた方に、ふるさとづくり寄附（ふるさ

と便り)としてのお礼の品をお送りする制度が開始されるところです。そのお礼品といたしまして、市内の農産物や農産物加工品を登録していただいているところがございますので、こちらでもPR効果に期待しているというようなことでございます。

こうした取り組みを引き続き強化していくことで、市の農産物の販路拡大に結びつけられればいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長(助川則夫君) 寺門議員。

○2番(寺門 厚君) 今、ふるさと納税者、こちらに返礼品として那珂市の認証ブランド品のPRをしていくと。それによって販売の拡大をしていくというふうなお答えがありましたけれども、やっぱりこれは実に大変重要なことでございます、販売する上ではですね。現在、販売拡大策を展開中ということでございますけれども、やっぱりビジネスとして各それぞれ認証品を生産している会社なりお店さんについては、これがちゃんと収益が上がって、どんどん大量に販売ができるというふうにならないと意味がないと思います。

ついでには、例えば具体的に水戸市には、何をどれだけ売っていくんだと。東京市場は先ほども君嶋議員のお話にもありましたが、かぼちゃ、どれだけ販売していくんだという戦略がないと、これは立ち上がりません。やっぱり個別市場調整は、具体的な販売戦略がないと、ビジネスとしてうまく成功できていかないというふうになりますので、ぜひともこの辺はお考えをいただきたいと思います。

それで、これについても市長に伺いたいと思うんですけども、市長はこの市長選で公約として地域振興公社をつくるということをお話しされています。これはまさに販売戦略拡大、まさにそのとおりの施策だと思うんですけども、具体的にどのような進捗状況なのか伺います。

○議長(助川則夫君) 市長。

○市長(海野 徹君) 地域振興公社については、3月の定例会で答弁しましたように、大規模な土地でない土地、小さな土地の農業振興に資するような組織としてつくるという方向性を打ち出したところでありますが、新たな法人を立ち上げるとなると、一般社団法人や株式会社といった法人形態の検討も重要ですし、また健全な法人運営も当然求められているところでございます。

昨年12月、笠間市では、農業公社ということで、新たに一般財団法人を設立してあります。現在、先進自治体の取り組みの内容について視察を行うなど、事務レベルの調査研究を進めているところでございます。非常に重要な施策でございますので、慎重かつ着実に、そして加速しまして進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(助川則夫君) 寺門議員。

○2番(寺門 厚君) 農業振興、活性化をさせるための小さな公社ということで想定をされ

ているようですけれども、これは販売拠点も含めてしっかりとつくっていただきたいと思います。調査研究中ということですのでけれども、これは道の駅でも常陸大宮なんかは手を挙げてから3年でできましたよね。市長も任期はあと3年です。これはできることからやっていたかないと、もう任期切れで何もできませんでしたということにならないように、しっかりとスピードを上げて選定、設立をしていただきたいと思います。

この農業振興公社というふうに話が出ましたけれども、やっぱり公社ですと責任区分が明確にならないというデメリットがあると私は考えております。これはやっぱり会社組織で役割、責任を明確にできるように、常陸大宮の例を何度も出して申しわけないですけれども、道の駅の運営は常陸大宮は元気な郷づくり株式会社、社長は市長、専務は商工会長と。出資者は市商工農林業の関係団体ということで設立をして、市長みずからやっていくんだという意思表示を強く表明しております。市長もやっぱりそういった強力なアピールをしていただきたいと思います。

この農業公社、私が考えているのは、道の駅みたいな総合的な販売拠点でございますけれども、そういうものをつくるには、やっぱりプロジェクトチーム、これをつくって、早急に編成し、今からもう推進していかないと間に合わないと思います。これについてはどういうふうに考えていますか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

議員のご提案につきましては、貴重な御意見として拝聴させていただきます。

地域振興公社につきましては、法人形態はもとより、市農業の発展に向けてどういった役割を担っていくかが重要であり、また先ほど市長答弁にありしたように、市がかかわる法人として、健全経営を継続していくことということが当然求められてくるところでございます。現在、先進事例等についての調査研究を事務レベルで進めているところでありますが、しかるべき時期において有識者を交えた検討組織を立ち上げていく必要もあるというふうに考えております。

農業振興のためには、誰が、どこで、何をつくるというような要素から、素材や加工品というものをどのように食卓に届けるかということ、ルートの確立なども、こういったプロジェクトチームの中で着実に進めていけるような方策というものの検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 間もなく12時でございますが、議事の都合上、延刻をご理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

寺門議員。

○2番（寺門 厚君） しかるべき時期に設立をするということでは遅いのではないのでしょうか。やっぱりスピードを上げて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

市長には、那珂市の農業はこうやっていくんだということを、声高らかに市内外にうたっていただき、市長みずから販売先の確保、新規開拓に率先垂範していただきたい。そして一日も早く地域振興会社が設立され、稼働し、名実ともに農業振興が進むよう切に要望いたします。この項の質問を終わります。

続きまして、ふるさと住民票についてでございます。

これは耳なれない、耳新しい言葉になりますけれども、現在、全国の自治体で地方創生、地方活性化策としてのひと・まち・しごとの総合戦略を策定中でございます。ともすれば給付金の張りつけ合戦や地方活性化の本質である人の活性化を忘れた各自治体間の競争激化が目立っております。本市においても、本質をきちっと捉え、どのような戦略を見出せば本来の地方創生策となるのか、しっかりと策定していただきたいと思っております。

そのような中、先月21日の新聞、朝日その外各紙にも掲載されていると思っておりますが、これは朝日新聞の掲載記事です。

二重の住民登録を可能にして、居住地以外の自治体からさまざまな行政サービスを受けられるようにする地方活性化構想として、ふるさと住民票制度の提案の記事が載っております。これから申し上げることは、この新聞記事の抜粋でございます。

このふるさと住民票は、福島県飯舘村、群馬県太田市、北海道ニセコ町など8市町村と構想日本が提案したもので、法律上の住民票とは別にふるさと住民票を自治体がつくり、実際には住んでいない人にもまちづくりに参加してもらう。行政サービスが受けられるようにすることで地方の活力を高める狙いがある。

対象は、故郷を進学や就職で離れた人、ふるさと納税をした人、災害や原発事故で他の自治体に避難した人など、これらの方から申請を受けて、自治体はふるさと住民票を発行する。広報を送り、公共施設を住民料金で利用してもらうほか、政策への意見や伝統行事への参加などを想定しております。

住民票が課税や選挙の根拠になっている今の法制度を変えるというのは難しいため、まずは自治体レベルで取り組みを広めたいというものでございました。

やっぱり地域の活性化については、これぞどんぴしゃという良策というのはなかなか見当たらない現状でございます。活性化策交流人口の増にはうってつけのふるさと納税というこの仕組みがございますけれども、既に自治体間でお返しの高額激化が目立っております。その納税額よりもお返しが高くなってしまいうということですね。実際、負担になっているところも課題がいくつか出てきております。さらに言いますと、一過性で終わってしまって、自治体の継続的なファン醸成にはなかなかつながっていかない状況でございます。やはり将来にわたって、この那珂市のファン（サポーター）を醸成していくことは交流者人口拡大、ひいては定住者の増、地域の活性化へ効果があり、取り組むべき重要課題であると私は考えております。

そこで、このふるさと住民票制度の内容についての市長の見解をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） ふるさと住民票制度につきましては構想日本のメールで知ったところであり、詳しい内容等についてはまだ承知をしておりません。しかしながら、先ほど議員からもご説明にあったように、対象者を市内出身者やふるさと納税者とする点、那珂市のファンをふやし、交流人口の拡大を図り、移住・定住者の促進につなげるという点におきましては、現在策定中のまち・ひと・しごと創生総合戦略の人口還流戦略の中でもキーパーソンであると認識をしているところです。

したがって、那珂市にゆかりのある方にも、まちづくりや情報発信に参画してもらうことは、地域の活力を高め、魅力ある地域の創生につながるものと考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 制度の内容については、魅力ある地域の創生につながるというお考えだということはわかりました。

この制度は現在、茨城県でも取り組み自治体はまだございません。全国でもまだ少数の取り組みのため、那珂市の魅力アップをすべく、今だからこそこの取り組みの表明をすべきと考えるのですが、市長は、那珂市として今後、このふるさと住民票制度、お取り組みをしていきますか、伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

ご質問と先ほどの答弁とちょっとかぶる分がありますけれども、ふるさと住民票制度については、私自身も所属しておりますシンクタンク構想日本と和光市やニセコ町などの8つの市町村が協力してまとめたそうであります。二重の住民登録のような制度に見えるが、国に法改正は求めず、自治体がそれぞれ取り組む形を目指すということであります。8月25日の東京新聞に掲載された記事には、ふるさと住民票構想発表を受けて、各自治体の職員が「ふるさと住民票は発行するが、その後は何も決まっていない。人口維持の動機づけになるのだろうか」とか、「何も決まっていない」、あるいは「村長が勝手に決めたことで突然メディアで発表された。どういう構想かわからない」など、戸惑いの表情見せているという報道がされておりました。

ふるさと住民票の効果については、地方自治に詳しい保母武彦島根大学名誉教授は、外の目を持つ人から地方がアドバイスを受けられるよい制度になり得ると思うと指摘し、新しいことを始めるのは大変で、役所の人間は面倒に感じているのではないかと推測しております。構想にかかわってきた元我孫子市長で中央学院大学教授の福嶋浩彦さんは、リーダーがしっかりと言えば組織は動くだろうと話し、また、構想はニセコと飯館村の2つの地域で暮らす人の必要から出てきたもので、住民票はゆるキャラにも出されている。実は那珂市でもゆるキャラの住民票は発行しておりますけれども、そんなに難しくはないは

ずだというふうに関後の動きに期待をしているとコメントをしているところであります。

関後の議論や先行事例などを注視して、友人である片山ニセコ町長などにもお話を聞きながら、那珂市にとって有益なものかを見きわめていきたいというふうに関っています。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 現在、これからどう関取り組みをしていくかということを決めていくという段階ではございますけれども、やっぱりふるさと住民票制度は、関後、関国で具体的な取り組み活動が加速され、効果も大となってくると予測されます。ぜひともその成功事例を活性化策の一助として採用いただいて、那珂市初の新しい地域の活性化策が策定実施されることを大に関期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で通告14番、寺門 厚議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（助川則夫君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第10号から認定第2号まで、以上14件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

報告第10号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項です。報告第11号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告事項です。報告第12号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告事項です。報告第13号につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告事項となっておりますので、以上4件は報告をもって終了といたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（助川則夫君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

議案第54号から認定第2号までの以上10件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願陳情の委員会付託

○議長（助川則夫君） 日程第4、請願陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願陳情は、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、総務生活常任委員会を開催しますので、議員及び関係者においては、直ちに全員協議会室にご参集を願います。

散会 午後 零時10分

平成27年第3回定例会

那珂市議会会議録

第5号（9月18日）

平成27年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第5号)

平成27年9月18日(金曜日)

- 日程第 1 議案第54号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第55号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
議案第56号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
議案第57号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
議案第58号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第59号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)
議案第60号 平成27年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
議案第61号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
認定第 1号 平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 平成26年度那珂市水道事業会計決算の認定について
請願第 4号 教育予算の拡充を求める請願
請願第 5号 議員提案による条例改定を求める請願
請願第 6号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
陳情第 7号 抜本的な市執行部改革・議会改革を求める陳情
- 日程第 2 報告第14号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第 3 議案第62号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 4 同意第 2号 那珂市教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議員派遣について
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 7 請願第5号の閉会中の継続審査申出について
- 日程第 8 陳情第7号の閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（21名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君		

欠席議員（1名）

22番 木内良平君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	監査委員	萩谷眞康君
企画部長	関根芳則君	総務部長	宮本俊美君
市民生活部長	車田豊君	保健福祉部長	大部公男君
産業部長	佐々木恒行君	建設部長	富田慶治君
上下水道部長	石川裕君	教育部長	会沢直君
消防長	増子正行君	会計管理者	野上隆男君
行財政改革 推進室長補佐 (室長代理)	平野敦史君	危機管理監	引田克治君
農業委員会 事務局長	檜村武君	総務部次長	川崎薫君

議会事務局職員

事務局長	深谷忍君	次長補佐	横山明子君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。欠席議員は22番、木内良平議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議案第54号～陳情第7号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第1、議案第54号から認定第2号まで、以上10件及び請願、陳
情を一括して議題とします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたし
ます。

記。

1、付託事件。議案第54号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第55
号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例、議案第56号 平成27年度那珂市一般会計補
正予算（第2号）、認定第1号 平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、
請願第5号 議員提案による条例改定を求める請願、陳情第7号 抜本的な市執行部改革・
議会改革を求める陳情。

2、結果。議案第54号、第55号、第56号、認定第1号は、全会一致で、原案のとおり可決及び認定すべきもの。

請願第5号は、賛成多数で継続審査とすべきものとする。

陳情第7号は、全会一致で継続審査とすべきものとする。

3、理由。議案第54号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されることに伴う那珂市個人情報保護条例の一部改正です。

議案第55号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴う那珂市手数料条例の一部改正です。

議案第56号の一般会計補正予算は、当委員会の所管部分について、特に問題なく、妥当なものです。

認定第1号の平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定については、一般会計の当委員会の所管部分、公園墓地事業特別会計については、特に問題なく、妥当なものです。

請願第5号 議員提案による条例改定を求める請願は、議員提案により、那珂市協働のまちづくり推進基本条例中の第18条第1項と第2項の条文を改正してほしい旨、改定案とともに提出された請願となります。

改定案の内容につきましては、別紙資料のとおりの内容となります。

提案理由については、将来においても住民投票に関する条文解釈に疑義が生じないように担保するためのことです。

この件に関して委員より、もう少し時間をかけて検討したほうがよいのではなどの意見がありましたので、継続審査についての採決を行った結果、賛成多数で請願第5号は継続審査とすべきものと決定しました。

陳情第7号 抜本的な市執行部改革・議会改革を求める陳情について、陳情者より説明がありました。この陳情については、条例の制定や改正について、法律の範囲内であり、法令に違反していないこと、地方自治法第2条第2項の事務に関するものであることで、那珂市においては、それを検証、確認する組織体制、事務手続、検証確認を行った証拠書面等が確立してなく、それらを規定した条例や規則もないように思われる。また、市議会の確認体制や事務手続についても同様であると思われるため、市執行部に対して抜本的な市執行部改革を要請すること、みずからも抜本的な市議会改革を実施すること、市執行部の市政運営の妥当性確認と是正要請を継続していくことについての陳情となります。

委員の意見として、具体的な内容がよくわからないので、もう少し慎重に審議しては、また、この陳情については、内容が幅広いため、改めていろいろと議論する必要があるのではないかとの意見がありましたので、継続審査についての採決を行った結果、全会一致で陳情第7号は継続審査とすべきものと決定しました。

以上となります。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（助川則夫君） 続きまして、産業建設常任委員会、中崎政長委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 中崎政長君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） 産業建設常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件は、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。
記。

1、付託事件。議案第56号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第58号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、認定第1号 平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成26年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

2、結果。全て全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものとする。

3、理由。議案第56号の一般会計補正予算は、当委員会の所管部分について特に問題なく、妥当なものであります。

認定第1号の平成26年度決算認定は、一般会計の当委員会の所管部分、下水道事業特別会計、農業集落排水整備事業特別会計、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計についても、特に問題なく、妥当なものであります。

認定第2号の平成26年度水道事業会計の決算認定は、特に問題なく、妥当なものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（助川則夫君） 続きまして、教育厚生常任委員会、武藤博光委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（武藤博光君） 教育厚生常任委員会よりご報告いたします。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。議案第56号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第57号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第60号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、認定第1号 平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、請願第4号 教育予算の拡充を求める請願、請願第6号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願。

2、結果。議案第56号及び第57号及び第60号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

認定第1号は、賛成多数で認定すべきものとする。

請願第4号は、全会一致で原案のとおり採択すべきものとする。

請願第6号は、賛成多数で原案のとおり採択すべきものとする。

3、理由。議案第56号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第57号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第60号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）は、特に問題なく、妥当なものです。

続きまして、認定第1号 平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算については、平成26年度に消費税率が引き上げられたため、それに関連する決算については反対するとの意見がありました。

請願第4号 教育予算の拡充を求める請願は、きめ細やかな教育を実現し、教育の機会均等、水準の維持向上を図るため、少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持、震災からの教育復興の予算措置の継続を求めるものです。

全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することといたしました。

なお、意見書案は別添のとおりです。

請願第6号 「青少年の健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願は、今日の我が国における少年の凶悪犯罪等に見られる青少年の荒廃や家庭の崩壊が深刻な事態となっていることを踏まえ、家庭の価値を改めて見直すと同時に、さまざまな有害環境から青少年を守るため、国や地方公共団体、事業者、保護者の責務を明らかにし、国による一貫性のある法整備を求めるものです。

委員から、子供の成長、発達、権利について、きちんとした理念のない全国一律の青少年育成を進めることについて反対するとの意見がありました。

採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定し、意見書を提出することといたしました。

なお、意見書案は別添のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 総務常任委員会の委員長報告についての請願第5号、これについてちょっとお聞きします。

今回の請願の趣旨は、将来において住民投票に関する条文解釈が疑義が生じないように担保するために、地方自治法第112条の規定に基づいて、議員提案によりこの第18条第1項と第2項の条文に文言補足、条例改正をしていきたいという請願なんですけれども、委員長の報告では、委員よりもう少し時間をかけて検討してほしいということなんです、なぜ継続審議となり先送りしてしまったのか、採択すべきではなかったのか、ちょっと聞きます。

○議長（助川則夫君） 総務委員会、萩谷委員長。

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） いろんな意見が出たわけですが、1つはこれに対して採択してもいいんじゃないかという意見も出ました。そしてもう1点は、幅が広いので、やっぱり慎重にこれからも検討して、もう少しいろいろ議論を尽くしてから採決といたしますか、これに対してしたほうがいいんじゃないかという意見の方が多数出たものですから、そういうことで継続審査ということになりました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 幅が広いということですが、請願者は単刀直入に聞いているわけで、まずその第18条の1項は、改正案として市議会の審議と議決をもってというところをつけ加えてほしいと、2項は市民投票の事案発生の都度、個別の条例を別に定めるということをつけ加えてほしいということなんですけれども、これはなぜこういうふうなストレートに聞いているものに対して継続審査ということの選択肢を選んできたのか、伺います。

○議長（助川則夫君） 萩谷委員長。

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 確かに、笹島議員が言うようなことはあると思いますが、皆さんもご存じだと思うんですが、住民投票については何度も何度も審議してきた経過がございます。その中で、執行部としても、今、これに対して特別、特段として総務のほうで審議してくれということもなかったわけですが、この請願に対しては、確かに賛同者も出たわけですが、全体的にはもっと慎重にというのが、先ほど言ったように、委員の皆さんの多数の意見ということでございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 委員長には申しわけないんですけれども、最初から継続審査をすべきという考えで臨んだわけではないですよ。伺います、最後に。

○議長（助川則夫君） 萩谷委員長。

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 当然そうであります。

そういうことで、委員の皆様もいろんなご意見をということで委員会を開いたわけですので、決してそういうことはございません。

○議長（助川則夫君） 外にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありましたので、木村静枝議員に発言を許します。

木村議員、自席でお願いします。

○20番（木村静枝君） 議案第54号、議案第55号、認定第1号、認定第2号、請願第6号について、反対をする立場から討論をいたします。

議案第54号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例。

10月から住民一人残らず番号を割り振るマイナンバー制度による番号通知が始まります。このマイナンバー制度に国は204億円の予算をつけております。しかし、国民からは6月初旬に起きた日本年金機構の大量年金情報流出事件など、不信と不安の声が上がっています。

社保庁解体、民営化を実行したのは、第一次安倍内閣でした。今回の情報漏れの背景には、民営化の際に年金実務に習熟した公務員労働者を乱暴に解雇したことや、基幹業務を非正規労働者に大量に置き換えてきたことの弊害、人事体制の不備などが指摘されています。民営化と一体で推進された外部委託拡大が、年金情報の保護管理にとって危険であることが明らかになっています。

那珂市は、平成26年度決算で、個人情報取扱事務台帳整理事業の委託料として568万800円が支出されていますが、企業や地方自治体の体制の不備も明らかになっています。1つの番号で国民の個人情報を照合させるマイナンバーは、情報漏えいや悪用の危険を高めます。マイナンバーの中止を真剣に検討すべきです。

議案第55号、個人番号の通知カード再交付手数料及び個人番号カード再交付手数料について定めるもので、個人番号の通知カード再交付手数料1件につき500円、個人番号カード再交付手数料1件につき800円に改正するというものです。

消費税が10%に上がったときに、酒類を除く食料品購入の際に上がった分2%割引く方法として、マイナンバーカードを検討されているようですが、買い物たびにマイナンバーカードを持って歩いていけば紛失することもあります。マイナンバーが漏れたり悪用されたりする懸念もあります。危険を冒してカードで買い物をしても、年間最高4,000円の割引しかできません。紛失したら、再交付に800円を支払わなければならないとすると、消費税割引分の恩恵はほとんどないのではないのでしょうか。

この個人番号に反対する立場から、この手数料については反対をいたします。

認定第1号 平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

平成26年度は、消費税が5%から8%に引き上げられました。消費税は低所得者ほど負担が重く、経済的弱者を踏みつけにする不公平税制であることは明らかです。

全国商工団体連合会の中小商工業研究所が行った2015年上期営業動向調査によりますと、消費税を転嫁できていないと答えた割合は、従業者数事業者を除いてゼロ人の小企業で53.3%、1人から2人で52.7%と半数を超え、3から5人では41.9%でした。従業者数が少ないほど、経営状況が悪化している企業の割合が高くなっているということです。

消費税増税と円安による原材料価格高騰が打撃を与えています。4月から6月期は消費や投資が低迷し、実質成長率はマイナスとなっています。その一方で、上場企業は最高の利益を上げています。格差はますます開くばかりです。

消費税の引き上げに際して、低所得者に対する配慮であるとして臨時福祉給付金支給があ

りました。那珂市では対象者9,184人のところ、支給者数は8,052人です。1,132人が恩恵を受けていないということです。

行政は、取るほうは厳しく取り立てるが、支給は申請方式で、本人が申請しなければそれまでです。市民の中には申請に行きたくても行けないで諦める人や、支給をわからないでもらえなかった人も大勢います。子育て世帯への子育て世帯臨時特例給付金支給事業では、臨時福祉給付金との併給は不可ということで、臨時福祉給付金を受けている児童761人は、その恩恵に浴さないこととなります。これも不公平です。そのような不満の声もあったのか、今年度は併給するとのこと。焼け石に水のような小手先の対策でなく、消費税の引き上げはやめるべきです。

国民健康保険特別会計について、国保税の収入未済額は約5億7,000万円にもなります。収納率は89.9%で前年度より上がっているとのこと。努力の跡が見られます。そういう中で、短期保険証の世帯は532世帯、資格証明書、これは保険証をもらえない人が95世帯と多く、前年度より1.27%ふえています。保険証を持っていなければ病院へも行けません。今、そういう人が多く、病院へ運ばれたときは既に手おくれのケースがふえているということです。

公平性を保つという理由で、滞納者への取り立ても厳しくなっています。差し押さえの内容を見ますと、預金が51件、給与2件、不動産1件の合計54件の差し押さえがあります。国保税は外の健康保険より高く、しかも自営業や無職、年金の人が多く入っている健康保険です。国保税が高くて払えないというのが市民の声です。各自治体も一般会計から繰り入れたりして、国保税を安く抑える努力をしています。

那珂市でも約1億5,500万円を繰り入れていますが、決算でその全額を減額しています。これは国保世帯8,000世帯に1世帯2万円ずつ安くできる額ということです。ぜひこのお金を国保税を安くするために使うべきです。

介護保険特別会計についてです。

介護保険用の収納率は、前年度より0.47%減となり、納められない人がふえています。一方、介護給付費準備基金繰入金1,396万5,000円は全額補正予算で減額となっています。相次ぐ制度の改悪で、年金だけでは生活できない高齢者がふえています。介護を受けたくても受けられない高齢者が多くなっています。誰もが介護を受けられるように改善すべきです。特別養護老人ホームの待機者も前進していません。

認定第2号 平成26年度水道事業会計についてです。

1人1日あたりの平均水道使用量は減となっています。節水のための器具の改善もあると思いますが、少しでも節約しようとする様子がうかがわれます。水道料金の収納率は0.1ポイント上回り、96%となっています。収益も4,666万円増、前年度比4%増です。水道料金の引き下げを求めます。

次に、請願について、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

について反対の立場から討論をいたします。

この基本法案は、我が国社会の発展に資する青少年育成を基本理念とし、子供の成長、発展を子供の権利ではなく、国家社会の発展に寄与するものとして位置づけています。一方で、子供の成長発達権や最善の利益確保についての言及が一切なく、青少年の健全育成が我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であるとされ、あたかも子供の成長発達よりも国家社会の発展を優先するかのような内容となっています。

しかし、憲法上は、子供個人として尊重されるとともに、教育を受け成長発達する権利を有し、子どもの権利条約では、子供は単なる保護の客体ではなく、権利の主体です。特に子供は成長発達を有し、これを最大限確保するべく、国家や社会は援助しなければならないとされています。つまり国家社会のためにあるのではなく、子供の権利保障のために国家社会が援助するものです。むしろ国家社会の発展は、子供の成長発達権が十分に保障された結果として得られるものです。

したがって、あるべき基本法の基本理念は、国家社会の発展ではなく、子供の権利保障でなければならず、子供の成長発達権と子供の最善の利益と基本理念とする基本法こそが制定されるべきです。

我が国は、1994年に子どもの権利条約を批准しており、国内法的効力を有しています。子どもの権利条約第4条には、締約国はこの条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置、その他の措置を講ずると規定しており、同条約を反映すべきは当然であり、子どもの権利条約の諸原則、子供の成長発達権、子供の最善の利益確保の原則、子供の参加権、意見表明権の保障の外、一切の差別禁止、市民的権利の保障等の重要原則を基本法に盛り込むべきです。子供の権利を中心として、保護者、国民、事業者などの責務との関係を規定すべきです。

子どもの権利条約は、子供の権利を中心として指定しているため、親などの保護者の責務と国との関係についても、大人は子供の権利を実現するための援助者としての役割を負うこととされており、親などの保護者は、その第一次的権限を有し、国は親などの保護者の権限行使を保障し、尊重するものとされています。すなわち、親などの保護者は、国との関係においては、一定限度の養育監護の自由が保障され、この自由は子供の最善の利益尊重の原則によって、制約調整が図られるという関係に立っているのです。

ところが、基本法案第5条は、保護者は青少年を健全に育成すべき第一義的責任を有することを自覚し、その育成に努めなければならないというのであり、基本法案を貫く我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎という基本理念と相まって、あたかも、まず国家社会に対して親などの保護者が第一義的責任を負うかのように規定しているのです。したがって、基本法案第5条は、子どもの権利条約の観点から、親などの保護者の責任がまずは子供に対するものであり、国はこれを保障し尊重する関係に立つことを明らかにする必要があります。

ちなみに、この立法化は2004年3月、当時の自民公明の与党が参議院へ提出し、審議未

了で廃案になっているものでございます。

以上、3つの基本問題について反対意見として討論を終わります。

以上です。

○議長（助川則夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第54号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。起立多数と認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第55号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。起立多数と認めます。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第56号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第57号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第58号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）、議案第60号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、議案第61号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、以上6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第61号は委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、認定第1号 平成26年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

認定第1号は委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、認定第2号 平成26年度那珂市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

認定第2号は委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。

起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、請願第4号 教育予算の拡充を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第4号の委員長報告は採択すべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択することに決定をいたしました。

これより教育予算の拡充を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、教育予算の拡充を求める意見書は、委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、請願第6号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。起立多数と認めます。

よって、請願第6号は採択することに決定をいたしました。

これより「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。

起立多数と認めます。

よって、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書は、委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（助川則夫君） 日程第2、報告第14号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） それでは、報告第14号 専決処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

記。

市長の専決処分事項の指定について第1項による専決処分。

受付、専決処分の年月日、平成27年8月26日。

損害賠償の額、6万2,000円。

損害賠償の相手方、銚田市新銚田2-788-1、橋本泰徳様。

事件の概要、平成27年7月22日、水曜日、午後零時30分ごろ、銚田市銚田1640番地内で、公用車を運転していた市職員が店舗の階段に気がつかず、車両の右後ろ側バンパーと店舗の階段が接触し、タイルを損傷したものでございます。市の損失割合は100%でございます。

平成27年9月18日提出。那珂市長 海野 徹。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

報告第14号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項ですので、報告をもって終了といたします。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第3、議案第62号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第62号 人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

お一人目です。那珂市豊喰1154番地10、高畠 勇さん、昭和17年1月1日生まれ。

お二人目です。那珂市堤217番地4、住谷静子さん、昭和24年4月9日生まれです。

3人目です。那珂市額田南郷798番地6、川又啓子さん、昭和30年7月26日生まれ。

4人目です。那珂市鴻巣1245番地2、木内朱美さん、昭和37年4月9日生まれ。

平成27年9月18日提出。

那珂市長 海野 徹。

提案理由につきましては、平成27年12月31日をもって4人の人権擁護委員が任期満了を迎えるにあたり、水戸地方法務局長から候補者の推薦があったことから、高畠 勇委員及び住谷静子委員を再推薦し、川又啓子氏及び木内朱美氏を新たに推薦しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（助川則夫君） 日程第4、同意第2号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 同意第2号 那珂市教育委員会委員の任命について。

下記の者を那珂市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

お一人目。那珂市堤217番地4、住谷光一さん。昭和21年11月1日生まれ。

お二人目。那珂市瓜連1222番地、小笠原聖華さん。昭和46年2月20日生まれ。

平成27年9月18日提出。

那珂市長 海野 徹。

提案理由でございます。那珂市教育委員会の住谷光一委員及び小笠原聖華委員が平成27年10月2日をもって任期満了となることから、後任者について議会の同意を得て任命するものでございます。

なお、後任者については両者の再任とし、任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第4条により、住谷光一委員を平成30年3月31日まで、小笠原聖華委員を平成31年3月31日までとするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（助川則夫君） ただいまの同意第2号については、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申し出がありましたので、これを許します。

まず、住谷光一氏について、8番、中庭正一議員、登壇願います。

〔8番 中庭正一君 登壇〕

○8番（中庭正一君） 住谷光一氏を推薦いたしたく存じます。

ただいま市長から、教育委員会委員に住谷光一さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、地元議員を代表いたしまして、推薦の言葉を申し上げたいと思います。

住谷さんは昭和21年那珂市堤に生まれ、以来、堤にお住まいになっており、現在68歳でございます。経歴としましては、昭和40年に水戸第一高等学校を卒業後、昭和45年に茨城大学文理学部経済学科を卒業し、株式会社常陽銀行に入行、2年間金融業に精励されましたが、教育の道へと志を変えまして、株式会社常陽銀行を依願退職されました。その後、昭和48年に茨城県高等学校教諭に採用となり、茨城県立笠間高等学校を始まりとし、東海高等学

校、佐和高等学校の教諭として熱心に教鞭をとられ、平成19年に定年退職をされました。この間、茨城県学校保健主事会会長、全国保健主事会副会長及び顧問として学校保健に介し大きくご尽力されました。

また、平成23年10月からは、当市において教育委員に任命され、あわせて学校法人水城高等学校の非常勤講師として、今なお教鞭をとっていらっしゃいます。

現在、教育に対する期待や要望などは、ますます多様化しているところではありますが、これまでの任期中において、幼稚園、小学校の統廃合や小中一貫教育の推進などの重要な事案にも真摯に向き合い、児童・生徒の教育環境の充実に向けてご尽力いただいているところです。

温厚なお人柄で、地域において信望も厚く、また、これまでの教員生活で培ったすぐれた識見と卓越した知識をお持ちになっており、那珂市の健全な教育行政のさらなる発展のためにも、引き続き教育委員としての最適任者であると確信をしております。

どうぞ皆様方のご同意のほどよろしく申し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（助川則夫君） 続いて、小笠原聖華氏について、10番、勝村晃夫議員、登壇願います。

〔10番 勝村晃夫君 登壇〕

○10番（勝村晃夫君） 小笠原聖華さんを推薦いたします。

ただいま市長から教育委員会委員に小笠原聖華さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、地元議員を代表いたしまして推薦の言葉を申し上げたいと思います。

小笠原さんは昭和46年生まれで、現在44歳、那珂市瓜連にお住まいです。

経歴といたしまして、平成元年に水戸第一高等学校を卒業後、平成6年に東北大学理学部化学科を卒業し、学校法人水城高等学校において理科の教諭として教鞭をとられ、平成13年3月まで勤務されました。同年4月に実家である社会福祉法人和順福祉会瓜連保育園に保育士として努められ、平成19年4月には副園長に就任し、現在に至っております。

また、平成23年10月からは当市において教育委員として尽力いただいております。ボランティアとして瓜連中学校の学習支援活動に携わっていただいたこともあり、また、平成25年4月に設置されたこども発達相談センターの準備委員としてもご協力をいただいたところでもあります。

現在、少子化が危惧され、教育に対する要望などが多様化している中、教育に対する熱意と高い志を持って、児童・生徒の教育環境の充実に向けてご尽力いただいているところでもあります。

穏やかで公平なお人柄から、地域の信望も厚く、現在も幼児教育にかかわっておられるという経験と卓越した知識をお持ちになっており、また現在、高校生と中学生のお子さんをお持ちであることから、保護者の目線で那珂市の教育を捉えていただける部分もございます。

那珂市の健全な教育行政のさらなる発展のためにも、引き続き教育委員としての最適任者であると確信しております。

どうぞ皆様方のご同意のほどよろしく申し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（助川則夫君） お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号はこれに同意することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時18分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

◎議員派遣について

○議長（助川則夫君） 日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（助川則夫君） 日程第6、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、これを承認することに決定をいたしました。

◎請願第5号の閉会中の継続審査申出について

○議長（助川則夫君） 日程第7、請願第5号の閉会中の継続審査の申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、総務生活常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。この採決は起立によって行います。

総務生活常任委員長から申し出のとおり、請願第5号を閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 着席を願います。起立多数と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、請願第5号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎陳情第7号の閉会中の継続審査申出について

○議長（助川則夫君） 日程第8、陳情第7号の閉会中の継続審査の申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、総務生活常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。この採決は起立によって行います。

総務生活常任委員長から申し出のとおり、陳情第7号を閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。全員起立と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、陳情第7号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成27年第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、平成26年度各種会計決算をはじめとする17件の議案等につきまして慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご議決いただきました。まことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、3日間にわたり、平成27年度那珂市一般会計及び各種会計に係る補正予算や条例改正に関する議案等の外、平成26年度の各種会計歳入歳出決算につきまして、その内容を慎重にご審議いただき、また、貴重なご意見も多数ちょうだいすることができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げたいと思います。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的・効率的な行政運営を図ってまいります。

さて、先日、50年に一度と言われる超弩級の大雨に見舞われ、茨城県に大雨特別警報が発令されました。本市におきましても、早速災害対策本部を立ち上げ、本部要員を招集し、避難所を開設いたしました。避難所には保健師を含む4人のチームを配置し、夜を徹して万全の態勢で臨みましたが、次の日には特別警報も解除され、幸いにも那珂市では大きな被害はありませんでした。しかしながら、県南・県西地区においては、甚大な被害を受けたことは報道でご承知のことです。

本市からは、壊滅的被害のありました常総市へ、消防職員を5日間で延べ36名、市民生活部担当課職員と保健師を延べ8名派遣し、避難者の支援と孤立者の救助を行いました。消防職員による、ゴムボートによる孤立した市民の救出活動では、約85名を救出しております。また、今後の職員派遣につきましては、給水車の出動要請を受けまして、上下水道部担当職員を8日間、延べ16人派遣します。及び職員派遣の要請により2日間、1日4名であります

が、8名を派遣する予定となっております。そのほかの支援としましては、連休中にボランティアの皆様が収集した被災ゴミを受け入れまして、処分する任務も引き受けました。

災害に遭われた各自治体には早急な復旧を祈るばかりでございます。那珂市としましても、災害に遭われた自治体にできるだけの支援を行っていかねばならないと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、猛暑でありました。夏の疲れなどが出てくる時期となってまいりました。議員各位におかれましては、体調管理に十分ご配慮の上、市政運営になお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後ともますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

18日間まことにご苦勞様でございました。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） これにて平成27年第3回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 助 川 則 夫

那珂市議会副議長 海 野 進

那珂市議会議員 綿 引 孝 光

那珂市議会議員 木 野 広 宣

那珂市議会議員 古 川 洋 一